安中市都市計画マスタープラン

（都市計画に関する基本的な方針）

平成２７年
（２０１５年）

平成４６年
（２０３４年）

豊かな自然と歴史に包まれて
穏やかな暮らしが営まれ、いきいきした交流が育まれるまち
あんなか

安中市

はじめに

現在の安中市は、平成１８年３月に安中市と松井田町が合併し、新市として生まれ変わりました。本市は豊かな自然環境や歴史文化を有しており、また、北陸新幹線と２つの高速道路インターチェンジを有するといった広域高速交通網を享受できる地域環境にあります。平成２０年には「豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち」を将来像とした総合計画が策定され、新たな安中市のまちづくりが未来に向かって動きだしています。

都市計画法に基づき策定する安中市都市計画マスタープランは、この総合計画に即し、本市の長期的な都市づくりや地域づくりを示した都市計画の基本的な方針となっています。この中で将来都市像については、「豊かな自然と歴史に包まれて　穏やかな暮らしが営まれ　いきいきした交流が育まれるまち あんなか」と定め、高齢化が進む地域社会にあっても、人が輝き、やすらぐことのできる都市基盤や都市環境づくりを目指しています。こういった目標を実現していくためには、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりが不可欠と考えておりますので、今後も都市計画をはじめとする本市のまちづくりに関しまして、より一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本マスタープラン策定にあたり貴重なご意見を賜りました市民の皆様をはじめ、熱心なご審議を賜りました都市計画審議会委員及び策定委員会の皆様に心から深く感謝とお礼を申し上げます。

平成２７年３月

安中市長　**茂木英子**

安中市都市計画マスタープラン

目次

１．都市計画マスタープランとは ----------3

２．都市の現況と課題 ----------11

３．都市整備構想〔都市づくりの目標と基本理念〕 ----53

４．都市整備構想〔部門別方針〕 ----------61

５．地域別構想 ----------91

６．実現化の方策 ----------157

参考資料 ----------165

１．都市計画マスタープランとは

１．都市計画マスタープランとは

１－１．都市計画マスタープランの目的

安中市都市計画マスタープランは、本市の現在の状況やまちづくりの課題、住民意向などを踏まえて、市域全体及び各地域の将来のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すことを目的としたプランです。

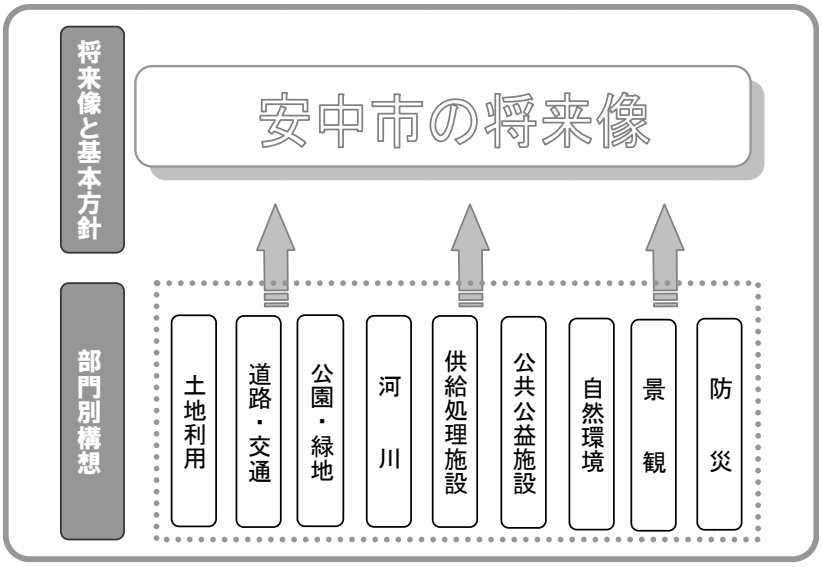

また、都市計画マスタープランは、**総合計画の部門別計画として**位置付けられ、都市計画マスタープランの目標年次は２０年であることからも、総合計画の方向性を加味し、将来の都市としてのポテンシャルを見据えた計画であるといえます。

総合計画	10 年後を目標に現在の本市における課題、社会経済動向に対応したまちづくりの方針を示しています。
都市計画マスタープラン	20 年後の本市の将来像を描いた指針であり、土地利用、道路・交通、公園・緑地、上下水道、景観、防災など、生活環境に密着した多岐に渡る視点から方向性を示していきます。今後の都市計画における指針となります。

１－２．法的な位置付け

都市計画マスタープランは、**都市計画法第１８条の２に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すもの**であり、「総合計画」並びに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容に即して定められます。

これは、本市における**個別の都市計画を定めるにあたり、相互の整合性や総合性を確保する役割を果たします。**

また、住民意向の反映が義務付けられていることから、住民の都市計画への理解を深める手段、住民と行政の協働によるまちづくりの一歩となります。

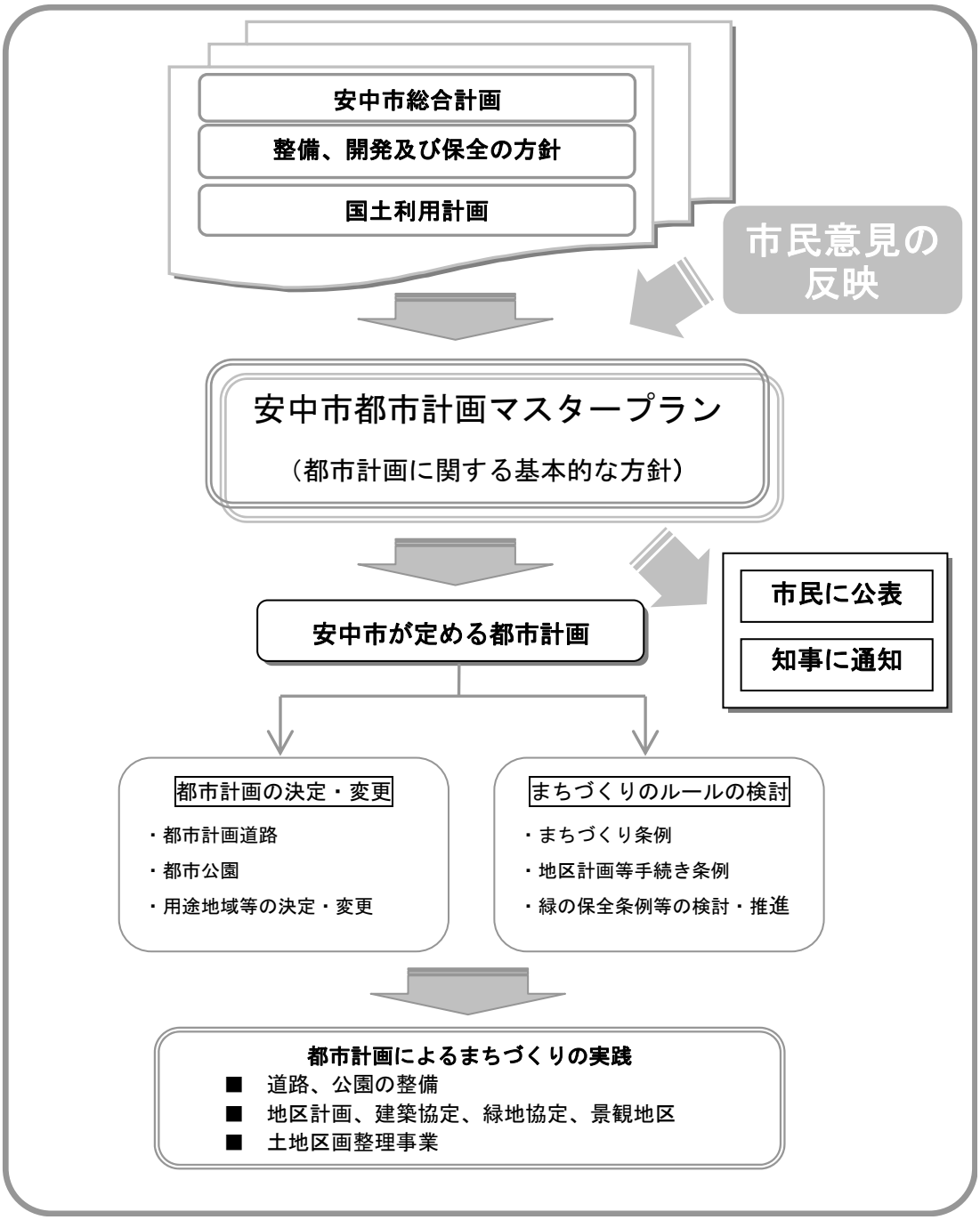

１－３．都市計画マスタープランの目標年次 ……

安中市都市計画マスタープランは計画策定年次を平成２７年とし、目標年次は２０年後の平成４６年とします。関連計画、制度の新設や変更などにより、必要に応じ見直しを行います。

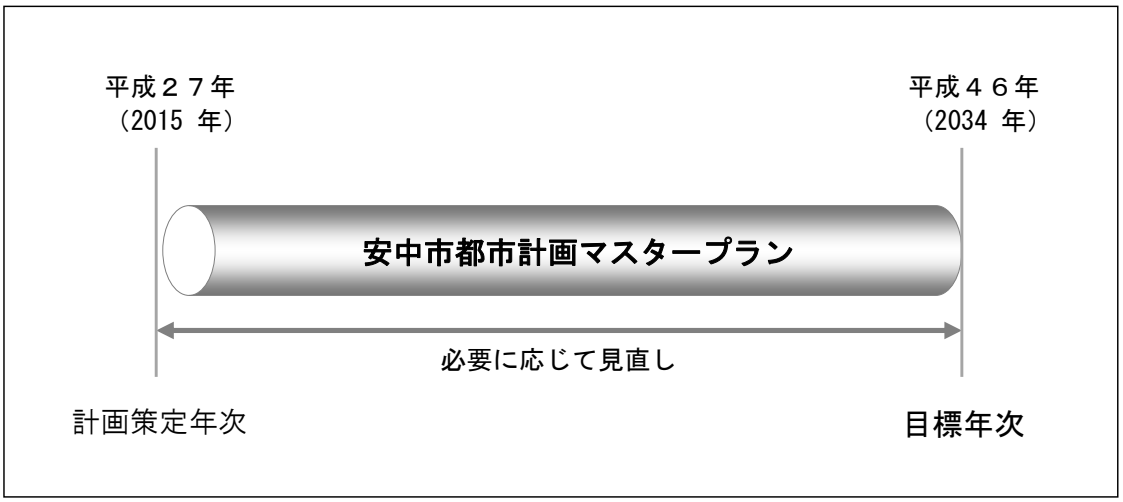

１－４．計画の役割 ……

□実現すべき具体的なまちの将来像が示されます。

本市の都市全体及び地域レベルで将来のあるべき姿や都市づくりの方針を具体的なまちの将来像として示していきます。

□個別の都市計画に関する地域住民の理解を得る根拠となるとともに、住民と行政の協働によるまちづくりの一歩となります。

これからのまちづくりは、住民の協力が欠かせないものとなります。都市計画マスタープランでは、策定にあたり住民参加の場を設けることが義務付けられていることから、都市計画に関する地域住民の理解を得る根拠や住民と行政の協働によるまちづくりを進める基盤となります。

□都市計画相互の調整を図るとともに、今後の個別都市計画における決定、変更の根拠となります。

都市計画マスタープランは、総合的なまちづくりの根拠となることから、個別に進められてきた傾向にある既定計画について相互の整合性が図られるとともに、拘束力を持つ個別の都市計画決定、変更の方針を示す誘導指針となります。

１－５．策定体制

計画の立案にあたっては、行政内の検討機関による協議・調整、策定委員会による原案の決定を行い、原案は、都市計画審議会に諮り、安中市都市計画マスタープランとして決定されました。

［策定のフロー］

本市では、行政内の意思統一を図る機関として『策定幹事会』と、市としての意思統一を図る機関『策定委員会』を設置することにより、円滑な策定を行い、策定された原案は『都市計画審議会』において調査・審議し、安中市都市計画マスタープランとなりました。

都市計画マスタープランの策定に当たっては、市民の意向を十分取り入れることが必要であり、市民アンケートや地区別ヒアリングを行いながら住民意向の反映に努めました。

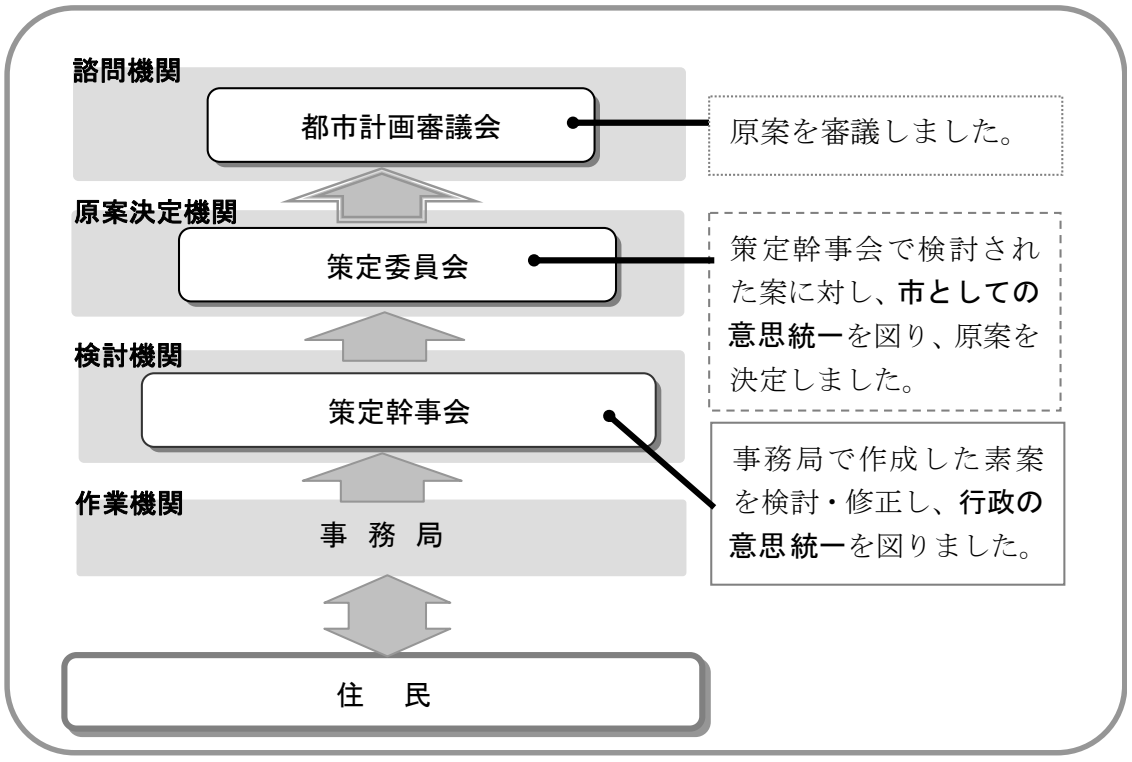

１－６．都市計画マスタープランの構成 ……

安中市都市計画マスタープランは、市全体の都市づくりを示す都市整備構想と各地域のまちづくりの方針を示す地域別構想、そしてそこから導き出された方針を示す、実現化の方策により構成されています。

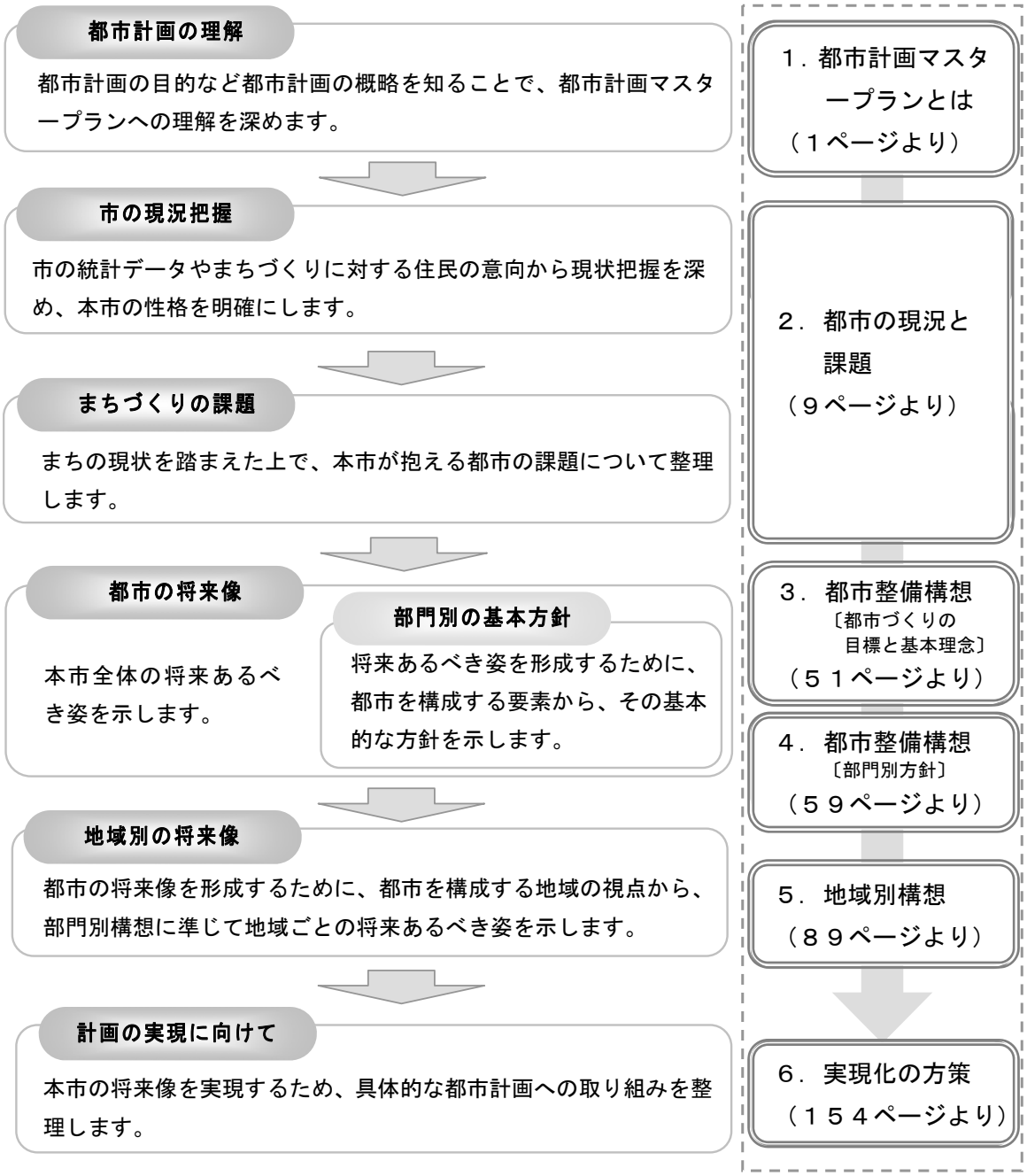

２．都市の現況と課題

２．都市の現況と課題

２－１．都市の沿革と位置

（１）安中市の沿革

安中市は、４町４村が昭和３０年に安中町として合併し、同３３年に市制施行した旧安中市と、明治期の３町３村が昭和２９年に合併した旧松井田町が、平成１８年３月１８日に合併し誕生した市です。

◆安中市の沿革

明治22年	明治23年	昭和11年	昭和29年 3町3村 合併	昭和30年 4町4村 合併	昭和33年 市制施行	平成18年 1市1町 合併
安中町	→	→	→	安中町	安中市	安中市
原市町	→	→	→			
磯部村	→	磯部町	→			
東横野村	→	→	→			
岩野谷村	→	→	→			
板鼻町	→	→	→			
秋間村	→	→	→			
後閑村	→	→	→			
松井田町	→	→	松井田町	→	→	
臼井村	臼井町	→				
坂本町	→	→				
西横野村	→	→				
九十九村	→	→				
細野村	→	→				

（２）都市の位置と広域交通体系

本市は群馬県の西部にあり、東京都心まで約１２０ｋｍの距離に位置し、周囲を、高崎市、富岡市、下仁田町及び長野県軽井沢町に接しています。

市域は、東西約２７ｋｍ、南北約１２ｋｍにわたり、面積約２７６．３４ｋ㎡を有しています。

◆安中市の位置

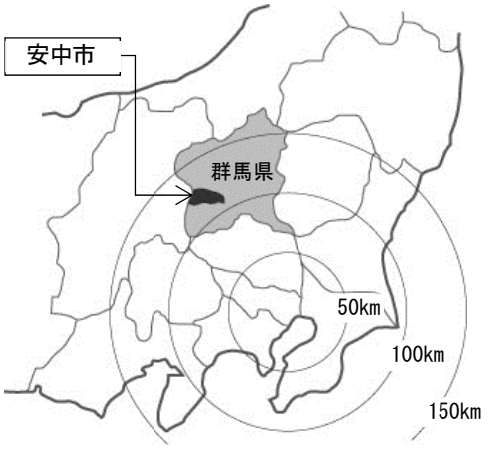

本市には、市西部の横川駅を終着駅とするＪＲ信越本線が市域南部を東西に走り、市内には安中駅、磯部駅、松井田駅、西松井田駅、横川駅の５駅があります。また、市域北部には、ＪＲ北陸新幹線が走り、市内に安中榛名駅があります。

市域の西部に、首都圏と信越・北陸地方を連絡する上信越自動車道が通り、松井田妙義インターチェンジ、碓氷軽井沢インターチェンジが設けられています。

広域幹線道路としては、高崎市と長野方面を連絡する国道１８号が東西に抜けているほか、市域東部で国道１８号と交差し県央地域と西毛地域を環状に連絡する西毛広域幹線（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）が計画されています。

◆広域交通体系における安中市の位置

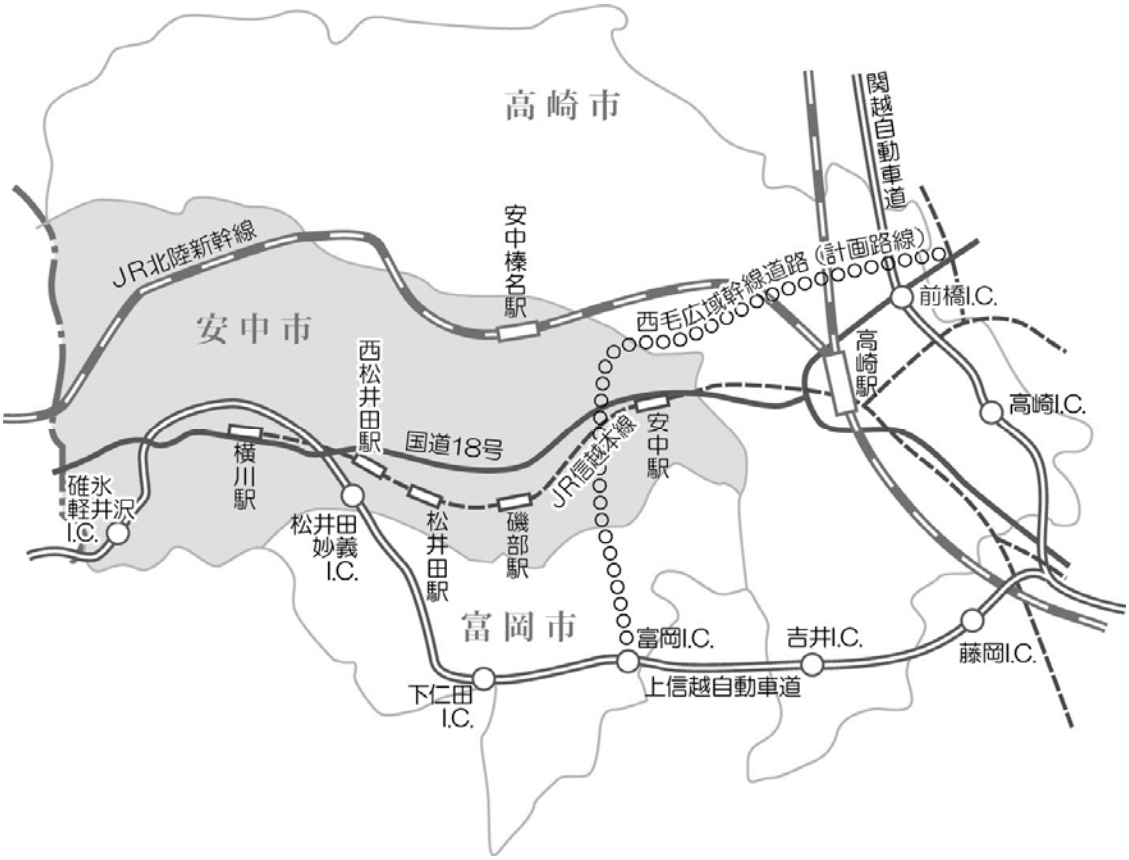

２－２．自然的条件

（１）気象環境

本市の気候は、「太平洋型気候区の関東型気候区」に属し、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬季は乾燥した西風である「空っ風」が強く、４月から５月にかけて晩霜があります。

気温は、夏季冬季の一時期を除いて全般的に温暖であり、降水量は、年間約１，０００ｍｍ程度で、６・７・９月に多く年間降雨量の５０％を占めます。冬季は晴天が続き雨量は少なく、乾燥度が高いものの全般的には過ごしやすい気象条件にあります。

（２）地形等の状況

地形は、西部に県境となる碓氷峠、北部に榛名山、南部に妙義山と三方を山に囲まれ、中央部には東西方向に碓氷川とその支流である九十九川、柳瀬川が流れ、その下流部の沿岸は、丘陵地・平坦地となっており、中上流部では、支流の河川が山地、丘陵地の狭間に多くの谷地を形成しています。

市街地は東部の碓氷川、九十九川、柳瀬川に挟まれた東西に長い平坦地に形成され、その周囲の河川沿岸に農地・農村集落地が展開しています。

◆安中市の地形と主な河川

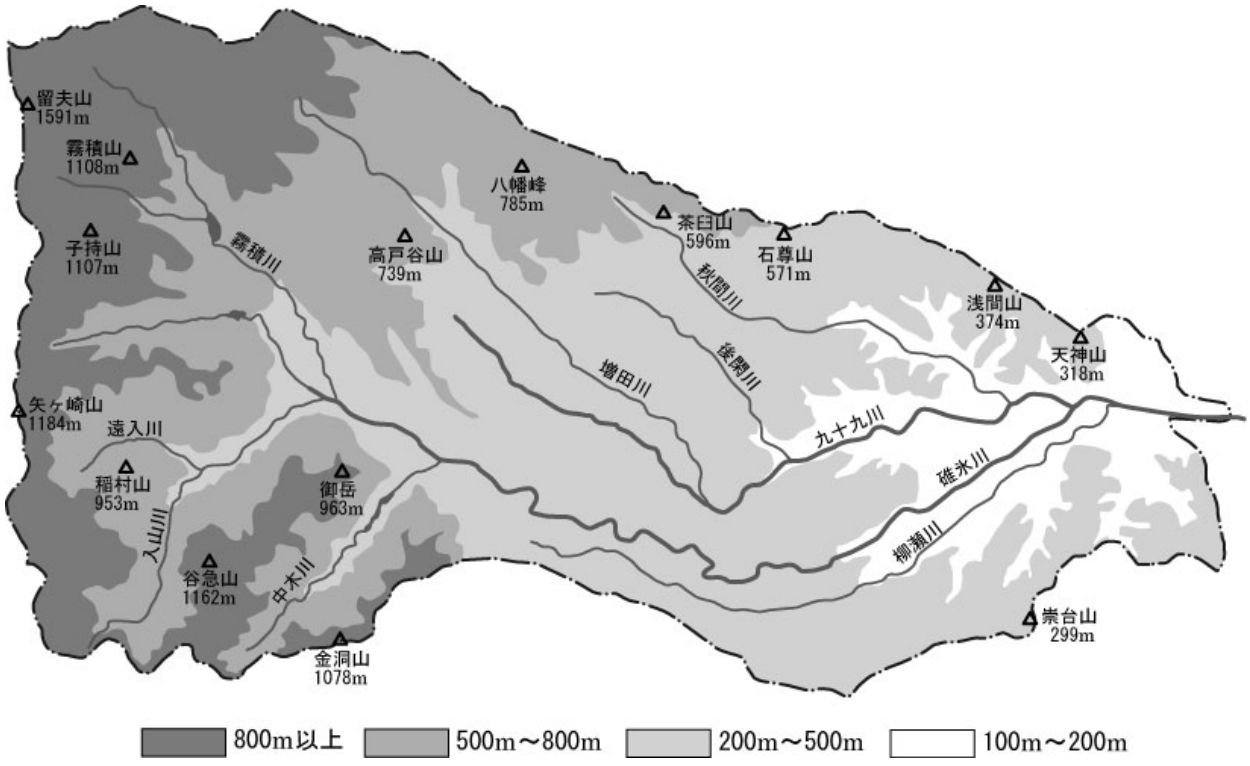

（３）植生、緑の地域資源

市域の原生自然植生は、シラカシ林だったと考えられますが、現在の山地部の樹林地の多くは、スギ・ヒノキ植林地や二次林のクヌギ・コナラ林などとなっています。

平地は、碓氷川や九十九川などの河川に沿って水田、市街地周辺にコンニャク畑などの畑地が広がり、斜面に里山であるクヌギ・コナラが自生しています。

また、群馬県野鳥の森・小根山森林公園、秋間梅林や天然記念物に指定された安中原市の杉並木などの緑の地域資源が分布しています。

２－３．社会的条件

（１）歴史的条件

本市では、古代からの東山道が江戸時代に入り中山道として整備され、板鼻・安中・松井田・坂本の４つの宿場町が繁栄し、中山道に関連する県指定の文化財としては、「碓氷関所跡」や「五料の茶屋本陣」などがあります。

近代には、碓氷峠を越えるアプト式鉄道が建設され、そのＪＲ信越本線の碓氷峠越えの横川－軽井沢間が平成９年に廃止された後には、一連の鉄道施設が国指定の重要文化財となっており、なかでも、「碓氷第三橋梁（通称：めがね橋）」は、人気の高い観光スポットです。

このように、本市は、古くから峠越えの交通路が集中する要衝の地であり、古代から近代までの交通に係る遺跡・遺構が重層し連なる言わば「交通史のまち」です。

（２）人口などの動向

① 人口、世帯数の動向

平成２２年国勢調査による本市の人口は、６１，０７７人、世帯数は、２２，１８４世帯、平均世帯人員数は、約２．８人／世帯です。

平成１２年まで増加傾向であった旧安中市域の人口は、以降、減少傾向に転じ、昭和５０年代から既に減少傾向にあった旧松井田町域の人口は、近年に減少が加速しています。合わせて、合併後の安中市の人口は平成１７年から２２年の間に、マイナス３．３％減少し、群馬県全体の０．８％の減少率に比べ減少が急激です。

世帯数は、平成１７～２２年の間、プラス１．３％と次第に増加傾向にあり、結果として平均世帯人員数は、２．７５人／世帯であり、群馬県平均の２．６５人／世帯より若干大きい世帯構成となっています。

◆人口と世帯数の推移

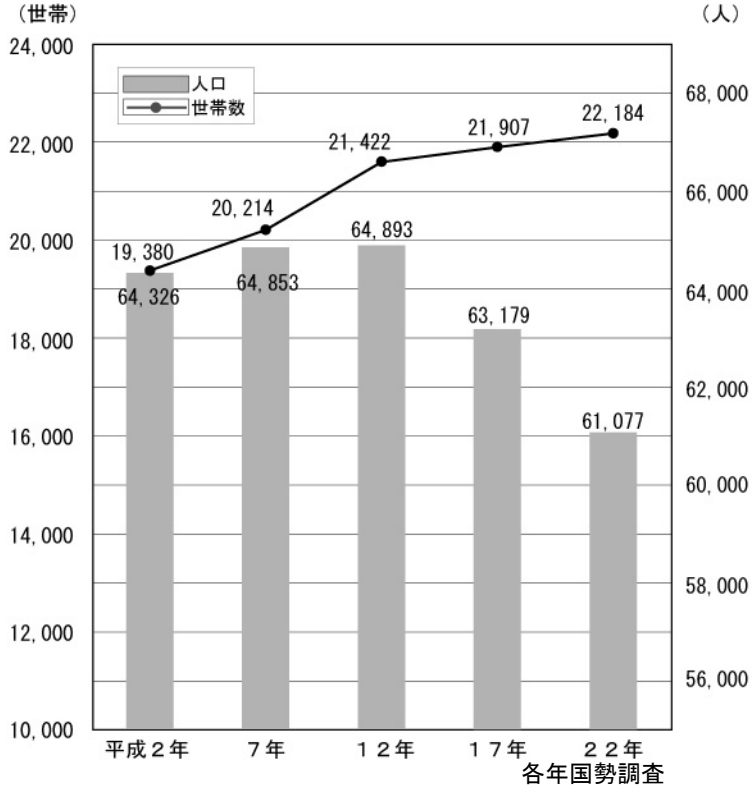

各年国勢調査

◆人口と世帯数の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
旧安中市	人口（人）	45,525	47,079	47,665	46,911	46,154
	世帯数（世帯）	13,461	14,711	15,707	16,229	16,687
旧松井田町	人口（人）	18,801	17,774	17,228	16,268	14,923
	世帯数（世帯）	5,919	5,503	5,715	5,678	5,497
安中市	人口（人）	64,326	64,853	64,893	63,179	61,077
	世帯数（世帯）	19,380	20,214	21,422	21,907	22,184
人口増加率（%）		1.5	0.8	0.1	−2.6	−3.3
1世帯当たり人員（人/世帯）		3.3	3.2	3.0	2.9	2.8

各年国勢調査

② 人口年齢構成

年齢３区分別人口の構成は、生産年齢人口の割合が低下を続け、平成２２年国勢調査では、５９．９％と６割を割り込んでいます。

年少人口比率も低下を続け、平成２２年には１２．４％となり、代わって、老年人口比率が２７．６％と急速に少子高齢化が進展しています。群馬県の老年人口比率２３．６％に比べ高齢化の速度が速い傾向にあります。

◆年齢３区分別人口構成の推移

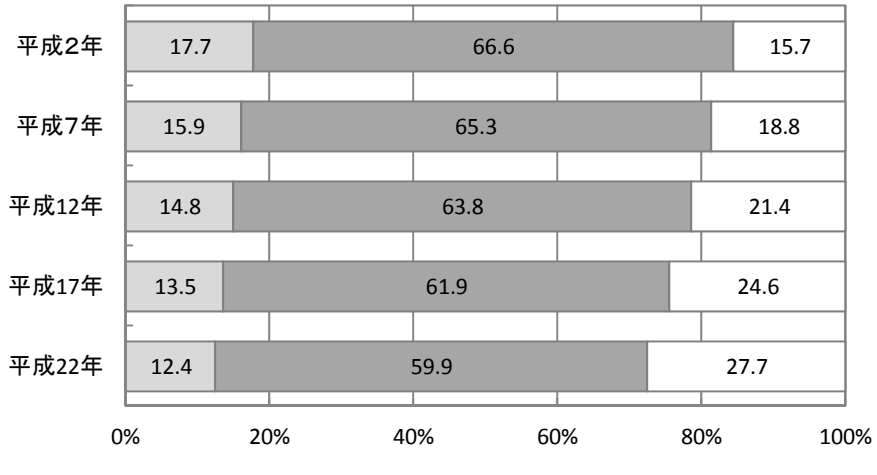

各年国勢調査

◆年齢３区分別人口構成の推移

	総人口（人）	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳以上）	
		（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
平成2年	64,326	11,371	17.7	42,842	66.6	10,111	15.7
平成7年	64,853	10,284	15.9	42,385	65.3	12,184	18.8
平成12年	64,893	9,588	14.8	41,392	63.8	13,910	21.4
平成17年	63,179	8,522	13.5	39,124	61.9	15,533	24.6
平成22年	61,077	7,578	12.4	36,556	59.9	16,859	27.7

※総人口は「年齢不詳」を含む

※割合は総人口から「年齢不詳」を除き計算した値

各年国勢調査

③ 地区別の人口・世帯数の推移

明治期の町村制施行時の町村単位である市内１４地区別に人口･世帯数の推移をみると、全体に次第に減少していく傾向にあるなかで、安中地区、板鼻地区、西横野地区では減少率が低く、松井田地区、臼井地区、坂本地区、細野地区では減少が急減であり、ＪＲ北陸新幹線安中榛名駅を擁する秋間地区では平成１７年から２２年の間は若干の増加傾向にあります。

◆地区別人口の推移

			平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H7－H2増減	H12－H7増減	H17－H12増減	H22－H17増減
安中市	安中	世帯数	3,784	4,040	4,227	4,375	4,533	6.8%	4.6%	3.5%	3.6%
		人口(人)	12,466	12,452	12,322	12,115	12,105	−0.1%	−1.0%	−1.7%	−0.1%
	原市	世帯数	3,068	3,530	3,870	4,156	4,248	15.1%	9.6%	7.4%	2.2%
		人口(人)	10,174	11,098	11,593	11,994	11,791	9.1%	4.5%	3.5%	−1.7%
	磯部	世帯数	1,964	2,099	2,206	2,176	2,173	6.9%	5.1%	−1.4%	−0.1%
		人口(人)	6,068	6,229	6,247	6,002	5,754	2.7%	0.3%	−3.9%	−4.1%
	東横野	世帯数	944	1,089	1,185	1,206	1,227	15.4%	8.8%	1.8%	1.7%
		人口(人)	3,731	3,984	4,163	4,035	3,869	6.8%	4.5%	−3.1%	−4.1%
	岩野谷	世帯数	834	880	962	997	1,002	5.5%	9.3%	3.6%	0.5%
		人口(人)	3,055	3,036	3,132	3,059	2,941	−0.6%	3.2%	−2.3%	−3.9%
	板鼻	世帯数	1,095	1,287	1,428	1,466	1,506	17.5%	11.0%	2.7%	2.7%
		人口(人)	3,604	4,049	4,281	4,172	4,089	12.3%	5.7%	−2.5%	−2.0%
	秋間	世帯数	1,054	1,069	1,085	1,112	1,259	1.4%	1.5%	2.5%	13.2%
		人口(人)	3,806	3,730	3,534	3,364	3,494	−2.0%	−5.3%	−4.8%	3.9%
	後閑	世帯数	718	717	744	741	739	−0.1%	3.8%	−0.4%	−0.3%
		人口(人)	2,621	2,501	2,393	2,170	2,111	−4.6%	−4.3%	−9.3%	−2.7%
	旧安中市計	世帯数	13,461	14,711	15,707	16,229	16,687	9.3%	6.8%	3.3%	2.8%
		人口(人)	45,525	47,079	47,665	46,911	46,154	3.4%	1.2%	−1.6%	−1.6%
中	松井田	世帯数	−	1,345	1,342	1,286	1,214	−	−0.2%	−4.2%	−5.6%
		人口(人)	−	3,999	3,823	3,487	3,045	−	−4.4%	−8.8%	−12.7%
	臼井	世帯数	−	695	681	662	608	−	−2.0%	−2.8%	−8.2%
		人口(人)	−	2,215	2,000	1,791	1,562	−	−9.7%	−10.5%	−12.8%
	坂本	世帯数	−	437	405	383	352	−	−7.3%	−5.4%	−8.1%
		人口(人)	−	1,256	1,076	970	832	−	−14.3%	−9.9%	−14.2%
	西横野	世帯数	−	1,786	2,022	2,068	2,103	−	13.2%	2.3%	1.7%
		人口(人)	−	5,868	6,095	6,000	5,890	−	3.9%	−1.6%	−1.8%
	九十九	世帯数	−	540	563	559	546	−	4.3%	−0.7%	−2.3%
市		人口(人)	−	1,959	1,923	1,806	1,653	−	−1.8%	−6.1%	−8.5%
	細野	世帯数	−	700	702	720	674	−	0.3%	2.6%	−6.4%
		人口(人)	−	2,477	2,311	2,214	1,941	−	−6.7%	−4.2%	−12.3%
	旧松井田町計	世帯数	5,919	5,503	5,715	5,678	5,497	−7.0%	3.9%	−0.6%	−3.2%
		人口(人)	18,801	17,774	17,228	16,268	14,923	−5.5%	−3.1%	−5.6%	−8.3%
合　計		世帯数	19,380	20,214	21,422	21,907	22,184	4.3%	6.0%	2.3%	1.3%
		人口(人)	64,326	64,853	64,893	63,179	61,077	0.8%	0.1%	−2.6%	−3.3%

各年国勢調査

（３）産業動向

① 産業就業構造

平成２２年国勢調査による本市に居住する産業就業者数は、２８，３９０人で、平成１７年より約２，２００人減少し、その内訳は、第一次産業就業者は、５．７％、第二次産業は、３４．６％、第三次産業は、５９．７％であり、第二次産業就業者の比率が、群馬県平均３１．８％より若干高い状況にあります。

◆産業大分類別就業者構成の推移

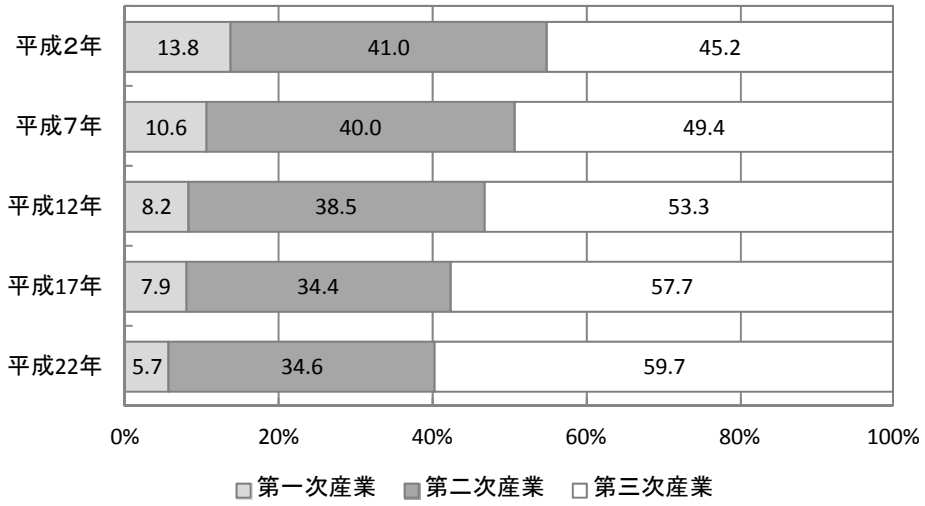

◆産業大分類別就業者数の推移

	総数	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
平成2年	33,277	4,580	13.8	13,629	41.0	15,029	45.2
平成7年	32,990	3,486	10.6	13,099	40.0	16,165	49.4
平成12年	32,056	2,607	8.2	12,294	38.5	17,011	53.3
平成17年	30,686	2,417	7.9	10,531	34.4	17,658	57.7
平成22年	28,390	1,569	5.7	9,534	34.6	16,464	59.7
群馬県(H22)	965,403	51,801	5.5	297,640	31.8	585,636	62.6

※総数は「分類不能の産業」を含む　　各年国勢調査

※割合は総数から「分類不能の産業」を除き計算した値

② 農林業

本市の農業は、水稲、畜産や養蚕などにより、市の経済や環境に大きな役割を果たしてきましたが、我が国社会経済の変化に伴い、平成２２年には、農家数が２，７０２戸と平成２年からの２０年間で４割弱減少し、専業農家数は４割強の減少率となっています。

農地は主に河川沿いに形成され、市域南部の丘陵上部の横野平には土地改良により整備された優良な畑地が広がっています。

経営耕地面積は、平成２年には耕地の１／３を占めていた桑園の減少を主要因として２０年間で約６割減少しています

森林面積は次第に減少していく傾向にありますが、林業経営は５ｈａ未満の零細経営が大部分であり、担い手不足から荒廃林地が増加しています。

◆農家数の推移

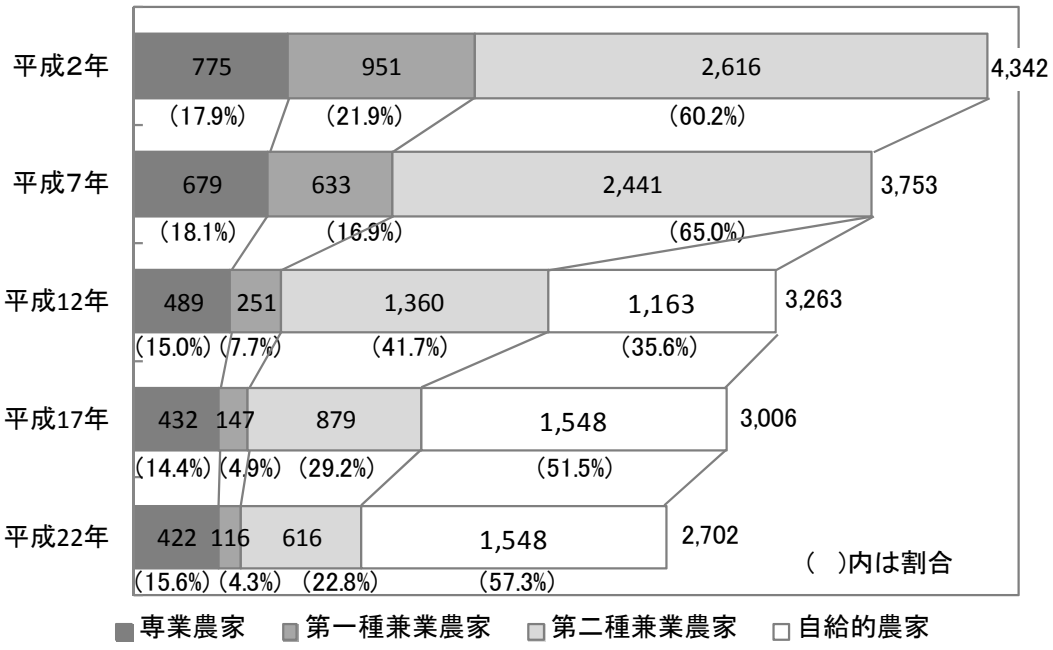

◆経営耕地面積の推移

	総面積 (ha)	田		畑		樹園地	
		面積(ha)	(%)	面積(ha)	(%)	面積(ha)	(%)
平成2年	3,135	994	31.7	938	29.9	1,203	38.4
平成7年	2,731	923	33.8	1,097	40.2	711	26.0
平成12年	2,157	805	37.3	1,000	46.4	352	16.3
平成17年	1,378	527	38.2	676	49.1	175	12.7
平成22年	1,268	501	39.5	643	50.7	124	9.8

各年農林業センサス

③ 工業

本市の工業は、首都圏への近接性、利便性の高い高速交通網などの立地条件の良さから発展してきましたが、近年は我が国社会経済の低迷を受け、事業所数、従業者数、製造品出荷額とも減少停滞傾向が続きました。しかしながら、平成２２年には、事業所数は、１７４、従業者数５，９９８人、製造品出荷額は、２９９，５４６百万円と減少に歯止めがかかっています。

大規模な工場は、ＪＲ信越本線の駅に近接して立地しており、安中駅近傍には金属精錬工場が、磯部駅近傍には化学工場が立地しています。

工業団地としては、国道１８号沿道の総面積　２５．２ｈａの郷原地区（安中工業団地）に加え、中野谷地区（横野平工業団地）１７．９ｈａ、八城地区（大見山工業団地）５．８ｈａが整備されています。

◆製造業の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
旧安中市	事業所数	199	182	166	142	－
	従業者数（人）	6,660	5,892	5,217	4,281	－
	製造品出荷額等（百万円）	204,619	201,855	228,912	216,105	－
旧松井田町	事業所数	67	54	55	50	－
	従業者数（人）	1,649	1,694	1,748	1,669	－
	製造品出荷額等（百万円）	34,412	38,435	72,716	60,227	－
安中市	事業所数	266	236	221	192	174
	従業者数（人）	8,309	7,586	6,965	5,950	5,998
	製造品出荷額等（百万円）	239,031	240,290	301,628	276,332	299,546

各年工業統計調査

◆製造業の推移

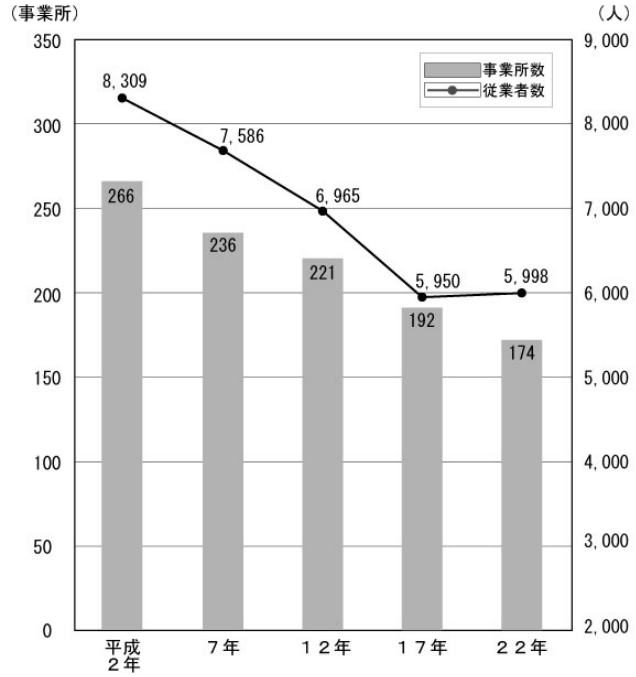

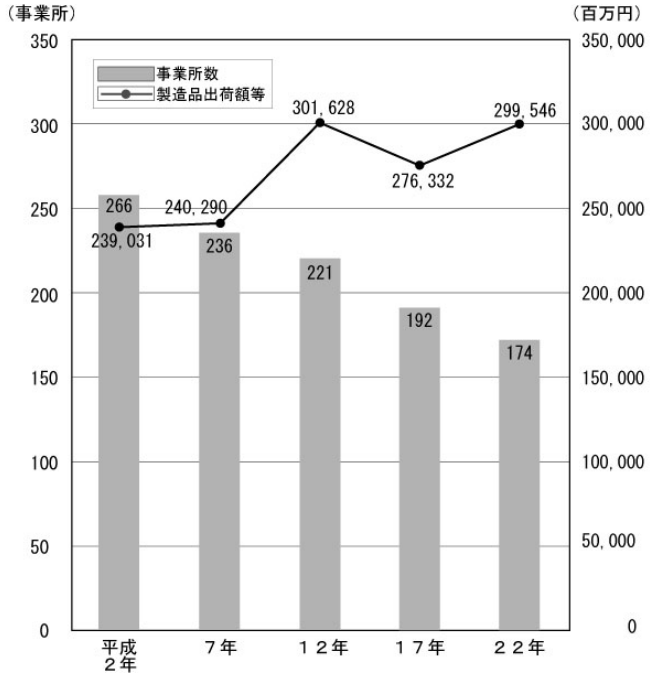

④ 商業

本市の商業地は、古くから中山道の宿場町として栄え、安中地区、松井田地区の街道沿いに商店街が形成されています。

近年には国道１８号の整備が進み、沿道に余地のあった安中地区では大中規模小売店舗、複合商業施設が立地して既存小売店舗の経営に影響を与え、結果として市全体の商業従業者数、小売販売額を維持しつつ、店舗数は減少を続けています。

一方、地形条件から国道１８号沿道に余地のない松井田地区では、既存の商店街の地域生活サービス機能が維持されています。

◆商業の推移

		平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成16年	平成19年
旧安中市	商店数	605	574	519	527	536	－
	従業者数（人）	2,550	2,532	2,406	2,510	3,020	－
	商品販売額（百万円）	58,386	52,402	51,370	50,730	51,693	－
旧松井田町	商店数	246	215	196	196	194	－
	従業者数（人）	690	716	619	877	733	－
	商品販売額（百万円）	12,855	10,441	9,165	12,054	7,624	－
安中市	商店数	851	789	715	723	730	633
	従業者数（人）	3,240	3,248	3,025	3,387	3,753	3,610
	商品販売額（百万円）	71,241	62,843	60,535	62,784	59,317	66,271

各年商業統計調査

◆商業の推移

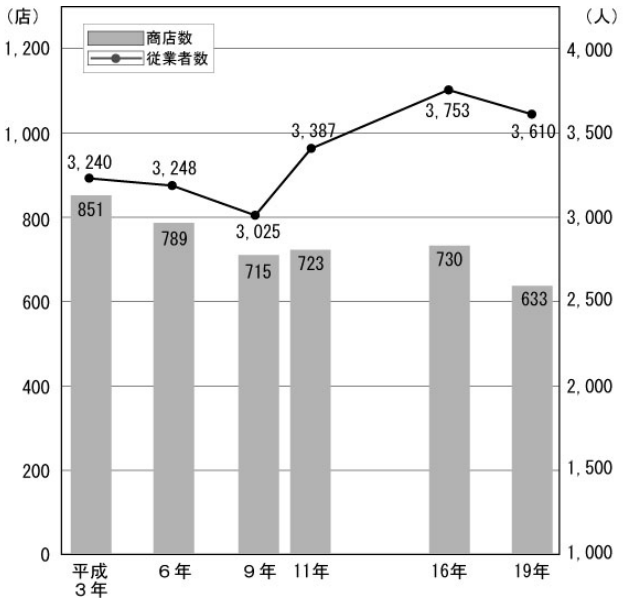

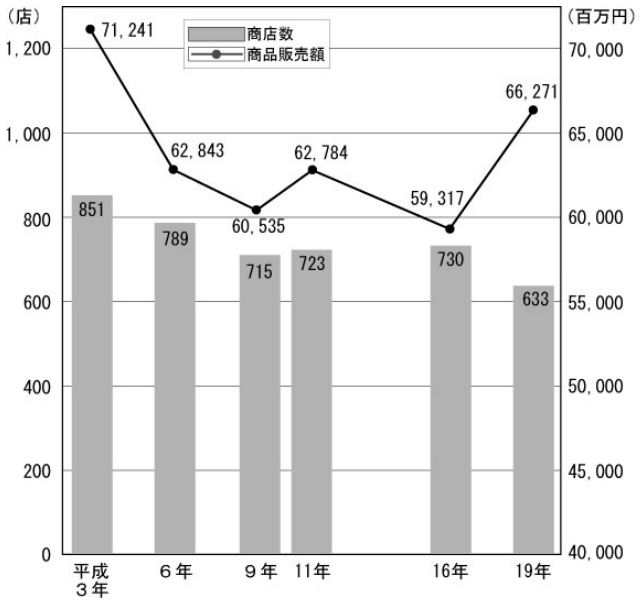

（４）土地利用の状況

① 土地利用状況

総面積２７，６３４ｈａの本市域の課税地目別の土地利用構成比は、山林・原野が１／２近くを占め、近年には、田・畑とともに減少傾向にあり、その分、宅地と公共用地等の非課税の土地が増加しています。

西部の山林・自然公園ゾーンを除く都市計画区域（１３，４７９ｈａ）の土地利用現況を見ると、約１／４の２４．５％が宅地・道路用地等公共空地等の都市的土地利用がなされ、残りの約３／４のうち、都市的土地利用とほぼ同比率の２５．２％が田・畑の農地が占めています。この内、都市的土地利用は、碓氷川中下流部の沿岸に集中し、市街地を形成しています。

農地の転用は、目途としては住宅用地への転用が多く、用途地域指定区域より、それに近接する指定区域外の集落地で件数・面積が多い傾向にあります。

◆課税地目別土地利用構成比（市域）

総面積27，634ha　平成24年　固定資産税概要調書

◆土地利用現況（都市計画区域内）

総面積　13，479　ha　平成24年　都市計画基礎調査

◆農地転用状況

（単位 面積：ha　件数：件）

区域区分	農地面積	農地転用 平成24年度 住宅用地 面積	住宅用地 件数	商業用地 面積	商業用地 件数	工業用地 面積	工業用地 件数	公共用地 面積	公共用地 件数	運輸施設用地 面積	運輸施設用地 件数	その他 面積	その他 件数	小計 面積	小計 件数	農地転用率（%）
用途地域	270.6	1.95	31	0.56	5	0.00	0	0.05	1	0.00	0	0.70	15	3.26	52	1.2
用途白地地域	3132.1	2.71	49	0.49	4	0.00	0	0.84	4	0.17	4	1.94	31	6.15	92	0.2
都市計画区域計	3402.7	4.66	80	1.05	9	0.00	0	0.89	5	0.17	4	2.64	46	9.41	144	0.3

平成24年 都市計画基礎調査

② 土地利用規制

本市では、旧安中市域の全域と、旧松井田町域の碓氷川中流部沿岸地域に都市計画区域が指定され、都市計画区域外の市西部の山地の大部分は、国有林・保安林及び自然公園の区域となっています。

都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定されておらず、計画的に開発・建築を規制誘導し、市街地形成を図る区域として、１，４７５．７ｈａの区域に用途地域が指定されています。

鉄道駅周辺と旧中山道沿いには商業系の用途地域、一団の工場用地と国道１８号沿いには工業系の用途地域、その他の地域には住居系の用途地域がそれぞれ指定されています。

用途地域指定区域を除くと都市計画区域の大部分が農業振興地域（１８，１０４ｈａ）であり、河川沿岸や丘陵上部に、約３，５２３ｈａの農用地区域が指定されています。

◆土地利用規制図

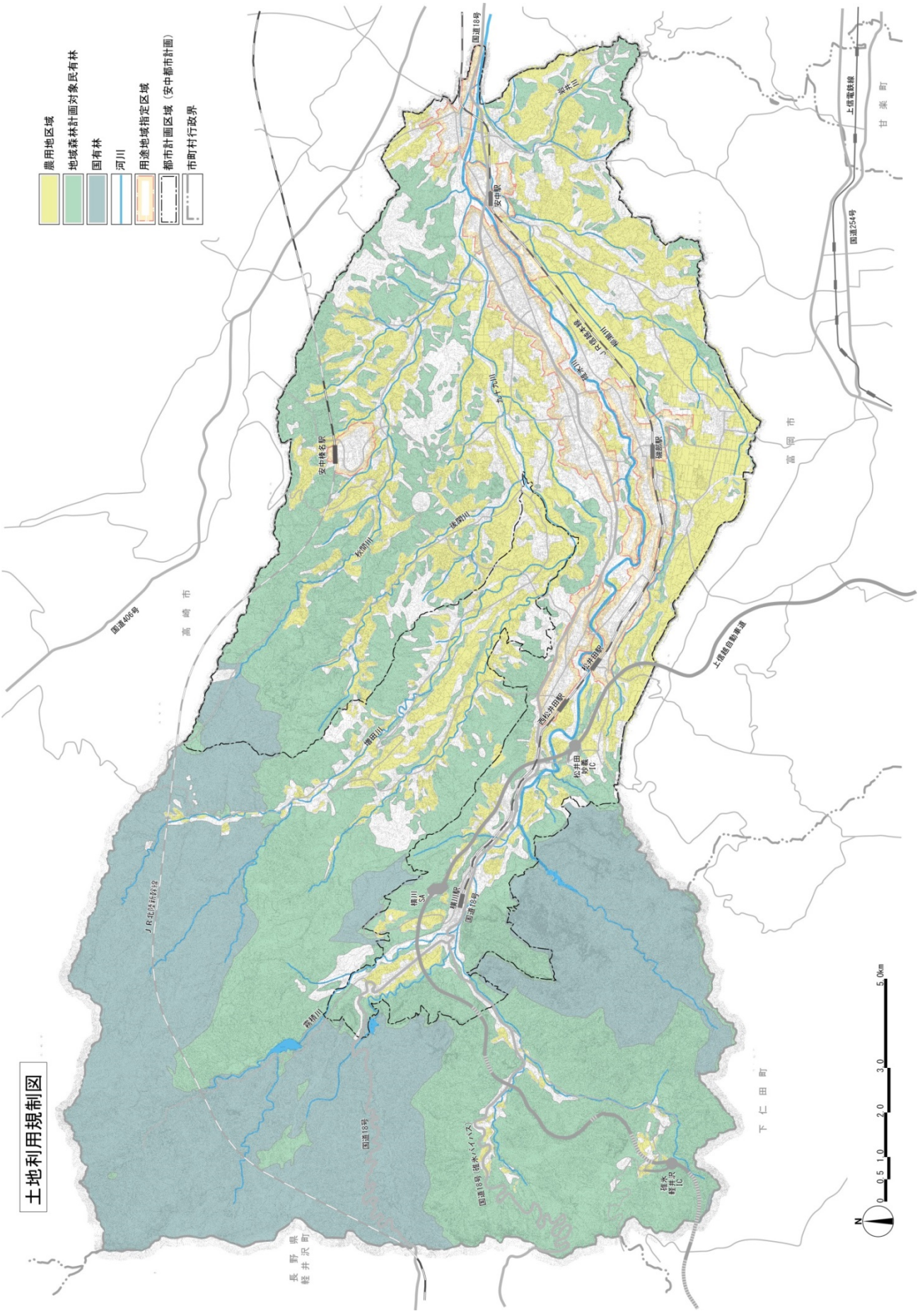
土地利用規制図
農用地区域
地域森林計画対象民有林
国有林
河川
用途地域指定区域
都市計画区域（安中都市計画）
市町村行政界
国道18号
安中駅
上信電鉄線
国道254号
甘楽町
富岡市
安中榛名駅
磯部駅
JR信越本線
国道406号
高崎市
秋間川
後閑川
碓氷川
西松井田駅
松井田妙義IC
上信越自動車道
JR北陸新幹線
横川SA
横川駅
国道18号
碓氷バイパス
碓氷軽井沢IC
長野県
軽井沢町
下仁田町
0 0.5 1.0 2.0 3.0 5.0km
N

③ 市街地開発事業の状況

本市の市街地開発事業としては、郷原地区（約２５．２ｈａ、安中工業団地）で個人施行の土地区画整理事業が施行済です。

また、安中地区の碓氷川とＪＲ信越本線の間の区域（約２６．５ｈａ）で、「安中南土地区画整理事業」が都市計画決定されていますが、事業化されていません。

◆土地区画整理事業施行地区一覧

地区名	施行者	施行面積	施行期間
郷　原	個　人	25.2ｈａ	昭和５２年～昭和５２年

都市整備課資料

（５）交通の状況

① 道路

本市の幹線道路網は、市中央部を東西に横断している国道１８号を主軸として、主要地方道７路線、一般県道１８路線に主要市道が接続して構成されています。その内、国道の改良率は１００％、県道は約７５％であり、一級市道は約６６％が改良済です。

市域西部には、関東地方と信越地方を結ぶ国土軸幹線道路である上信越自動車道が通り、市内の松井田妙義インターチェンジ、碓氷軽井沢インターチェンジで国道や県道と接続するとともに、横川地区にサービスエリアが設けられています。

国道１８号は、板鼻地区で約４５千台／日、原市地区で約２６千台／日、上信越自動車道は市内インターチェンジ間で約２３千台／日の交通量を擁し、近年、その交通量は減少傾向にあります。

また、市域東部の旧安中市域において、高崎都市圏の広域環状道路である「西毛広域幹線」の安中市区間を構成する「南北中央幹線」、安中榛名駅と安中市街地を結ぶ「秋間幹線」、碓氷川右岸の国道と並行する交通軸となる「中宿水口線」「水口古屋線」など、１６路線の都市計画道路が計画決定されています。

◆都市計画道路の整備状況

（平成24年8月現在）

路線番号	路線名	基本幅員（m）	延長（m）			整備率（%）	整備状況
			計画	改良済	概成済		
3･3･1	国道18号	25	4,740	3,580	960	75.5	一部未整備
3･4･2	中宿水口線	16	3,460	3,030	0	87.6	一部未整備
3･5･3	下の尻茶屋町線	12	1,760	540	200	30.7	一部未整備
3･5･4	上の尻後閑線	12	1,170	0	1,050	0.0	全線未整備
3･5･6	谷津下間仁田線	12	690	500	0	72.5	一部未整備
3･5･7	扇城下秋間線	12	2,040	880	0	43.1	一部未整備
3･4･8	磯部駅前通線	16	90	0	0	0.0	全線未整備
3･5･9	磯部妙義線	12	1,980	0	100	0.0	全線未整備
3･6･10	南北中央幹線	10.5	8,530	0	0	0.0	全線未整備
3･1･11	新安中駅前通線	40	80	80	0	100.0	整備済
3･4･12	新安中駅線	19	1,970	1,970	0	100.0	整備済
3･4･13	秋間幹線	16	3,360	0	0	0.0	全線未整備
3･4･14	水口磯部線	16	2,390	80	100	3.3	一部未整備
3･4･15	磯部原市線	16	1,490	1,130	10	75.8	一部未整備
3･5･16	磯部温泉郷原線	12	1,710	1,050	0	61.4	一部未整備
3･5･17	水口古屋線	12	1,560	700	0	44.9	一部未整備
合計	16路線		37,020	13,540	2,420	36.6	

◆都市計画道路の状況

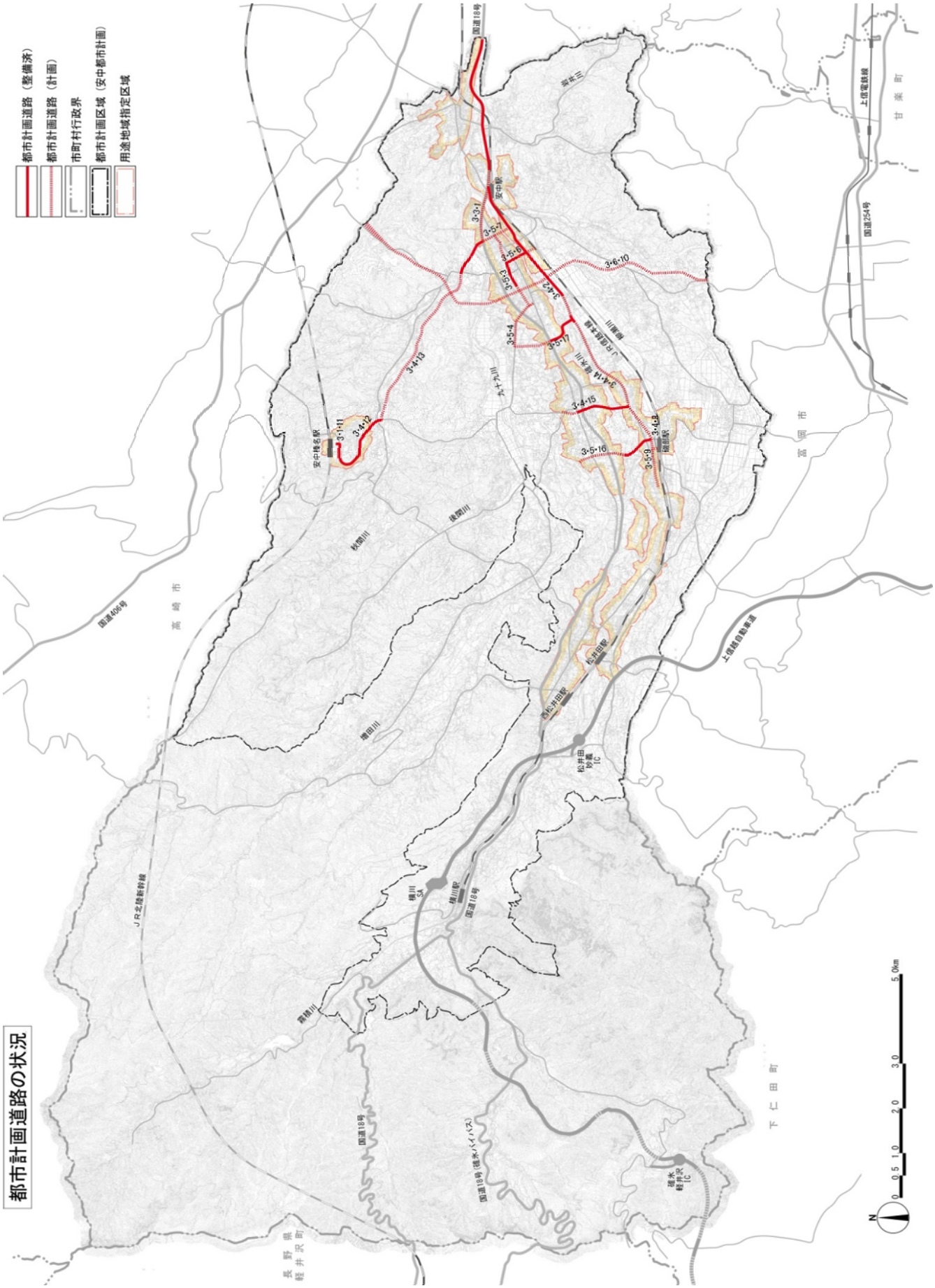
都市計画道路の状況
都市計画道路（整備済）
都市計画道路（計画）
市町村行政界
都市計画区域（安中都市計画）
用途地域指定区域
国道18号
国道406号
国道254号
JR北陸新幹線
上信電鉄線
上信越自動車道
安中駅
安中榛名駅
松井田駅
西松井田駅
横川駅
横川SA
松井田妙義IC
碓氷軽井沢IC
3・3・1
3・4・2
3・4・12
3・4・13
3・4・14
3・4・15
3・4・16
3・5・1
3・5・2
3・5・3
3・5・4
3・5・5
3・5・16
3・5・17
3・6・10
安中都市計画区域
高崎市
富岡市
甘楽町
下仁田町
長野県
軽井沢町
N
0 0.5 1.0 2.0 3.0 5.0km

② 公共交通

（２－１）鉄道

本市には、南部の碓氷川沿岸にＪＲ信越本線が走り、終着駅となった横川駅から安中駅までの５駅が設けられています。また市域北部をＪＲ北陸新幹線が走り、秋間地区に安中榛名駅があります。

ＪＲ信越本線各駅の乗車人員は、日平均２千人以下と少なく、近年、減少傾向にあり、新幹線安中榛名駅の乗車人員は、駅周辺の住宅宅地開発と入居の進展等により、増加傾向にあります。

◆駅別乗車人員の推移

（１日平均人数）

年 度	信 越 本 線					長野新幹線
	安中駅	磯部駅	松井田駅	西松井田駅	横川駅	安中榛名駅
平成16年度	1,912	1,269	525	377	305	199
平成17年度	1,908	1,203	548	374	314	234
平成18年度	1,902	1,213	534	349	298	245
平成19年度	1,918	1,183	533	331	316	253
平成20年度	1,924	1,156	549	331	313	275
平成21年度	1,879	1,134	510	334	278	261
平成22年度	1,874	1,133	510	316	269	252
平成23年度	1,886	1,148	501	311	269	270

ＪＲ東日本ウェブサイト公表データ

（２－２）路線バス等

本市域で運行されている路線バスは、高崎駅と安中市役所を結ぶ民間路線バス１路線と、市から民間会社に運行委託する「乗合バス」５路線があります。

加えて、一部でデマンド運行を実施している「乗合タクシー」が２路線、運行されています。

また、この他、交通弱者救済措置事業として、対象者にタクシー料金の補助券交付が行われています。

◆バス・乗合タクシー路線図

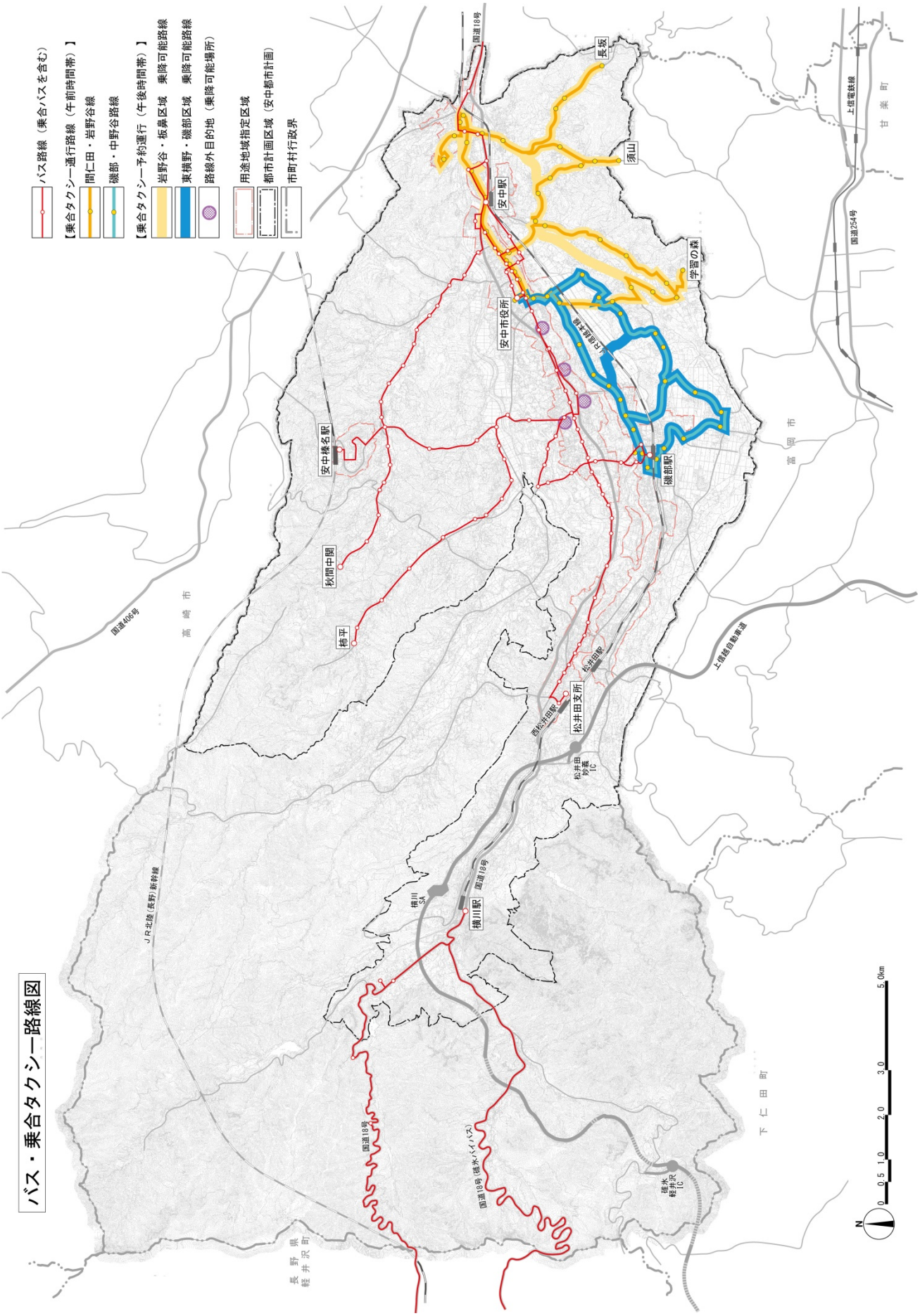

（６）生活環境の状況

① 宅地開発の状況

平成１９年から２４年の５年間の宅地開発の状況をみると、開発許可を伴う開発行為については、開発区域が０．３ｈａ以上１ｈａ未満の開発行為が１３か所で７．４ｈａ、１ｈａ以上の開発行為は１０か所で３５．０ｈａが行われています。

この内、商業系、工業系の宅地開発は、大部分が用途地域指定区域外で、近年には住宅系の開発許可は見られません。

◆近年の宅地開発の状況（用途地域指定区域内外）

		用　途	箇所数	面積(ha)		用　途	箇所数	面積(ha)
平成20年～24年	0.3ha以上1ha未満	住宅系	0	0.0	1ha以上	住宅系	0	0.0
		商業系	5	2.0		商業系	1	1.0
		工業系	5	3.2		工業系	7	31.5
		公共系	2	1.8		公共系	1	1.5
		その他	1	0.4		その他	1	1.0
		合　計	13	7.4		合　計	10	35.0

平成24年 都市計画基礎調査

② 公園・緑地等

市内の公園緑地の内、その区域を都市計画決定している都市計画公園は、運動公園が「西毛総合運動公園」１か所、地区公園が「すみれヶ丘公園」１か所、近隣公園が「米山公園」１か所、街区公園が８か所あります。加えて都市計画緑地が碓氷川沿岸に２か所計画決定されており、いずれも旧安中市域における決定です。

都市計画公園・緑地は西毛総合運動公園の一部を除いて整備済です。

都市計画決定されていない都市公園は、街区公園４か所、近隣公園が５か所、地区公園「後閑城址区園」が１か所、供用されています。

これらの大規模な都市公園緑地の多くは市東部の碓氷川沿岸に分布しています。

都市公園緑地以外には、農村公園や、自然の森、「観梅公園」等があり、市西部の旧松井田町域では、運動場、スポーツ広場等次項の社会体育施設が公園機能を代替しています。

計画決定された都市公園緑地の市民一人当たりの面積は、７．４３㎡／人で、群馬県平均（１３．０５㎡／人）と比べ少ない状況です。

◆都市計画公園・緑地

番 号	公園・緑地名	種 別	計画面積（ha）	供用面積（ha）
2・2・1	下の尻児童公園	街区	0.16	0.16
2・2・2	磯部児童公園	街区	0.17	0.17
2・2・3	原市児童公園	街区	0.12	0.12
2・2・4	遠丸児童公園	街区	0.18	0.18
2・2・5	板鼻児童公園	街区	0.17	0.17
2・2・6	高別当児童公園	街区	0.12	0.12
2・2・7	前原児童公園	街区	0.10	0.10
2・2・8	谷津児童公園	街区	0.14	0.14
3・3・1	米山公園	近隣	2.00	2.00
4・4・1	すみれヶ丘公園	地区	4.30	4.30
6・5・1	西毛総合運動公園	運動	23.10	13.44
都市計画公園　小計（11箇所）			30.56	20.90
1	ひさよし緑地		6.80	6.80
2	郷原緑地		4.30	4.30
都市計画緑地　小計（2箇所）			11.10	11.10
合　計			41.66	32.00

都市整備課

◆都市計画決定されていない都市公園

公園・緑地名	種 別	計画面積（ha）	供用面積（ha）
八本木児童公園	街区	—	0.23
板鼻公園	街区	—	0.15
馬場児童遊園	街区	—	0.10
春待の丘公園	街区	—	0.17
磯部公園	近隣	—	0.65
さとのはら公園	近隣	—	0.95
碓東緑地公園	近隣	—	1.68
星見の丘公園	近隣	—	0.65
天空の丘公園	近隣	—	0.66
後閑城址公園	地区	—	6.87
合　計			12.11

都市整備課、教育委員会体育課

◆その他の主な施設

施 設 名	供用面積（ha）
観梅公園	2.30
群馬県野鳥の森・小根山森林公園	91.00
碓氷峠鉄道文化むら	4.50
原市団地自由広場	0.43
みのりが丘パノラマパーク	2.51
天神山自然の森	12.25
合　計	112.99

◆農村公園

施 設 名	供用面積（ha）
中後閑三反田農村公園	0.29
中後閑如来堂農村公園	0.28
下後閑町浦農村公園	0.33
下後閑広川農村公園	0.29
郷原名山農村公園	0.37
中野谷中屋敷農村公園	0.30
中野谷久保農村公園	0.32
中野谷下宿農村公園	0.29
漉藻農村公園	0.27
秋間農村公園	0.67
合　計	3.41

農林課

◆公園・緑地等位置図

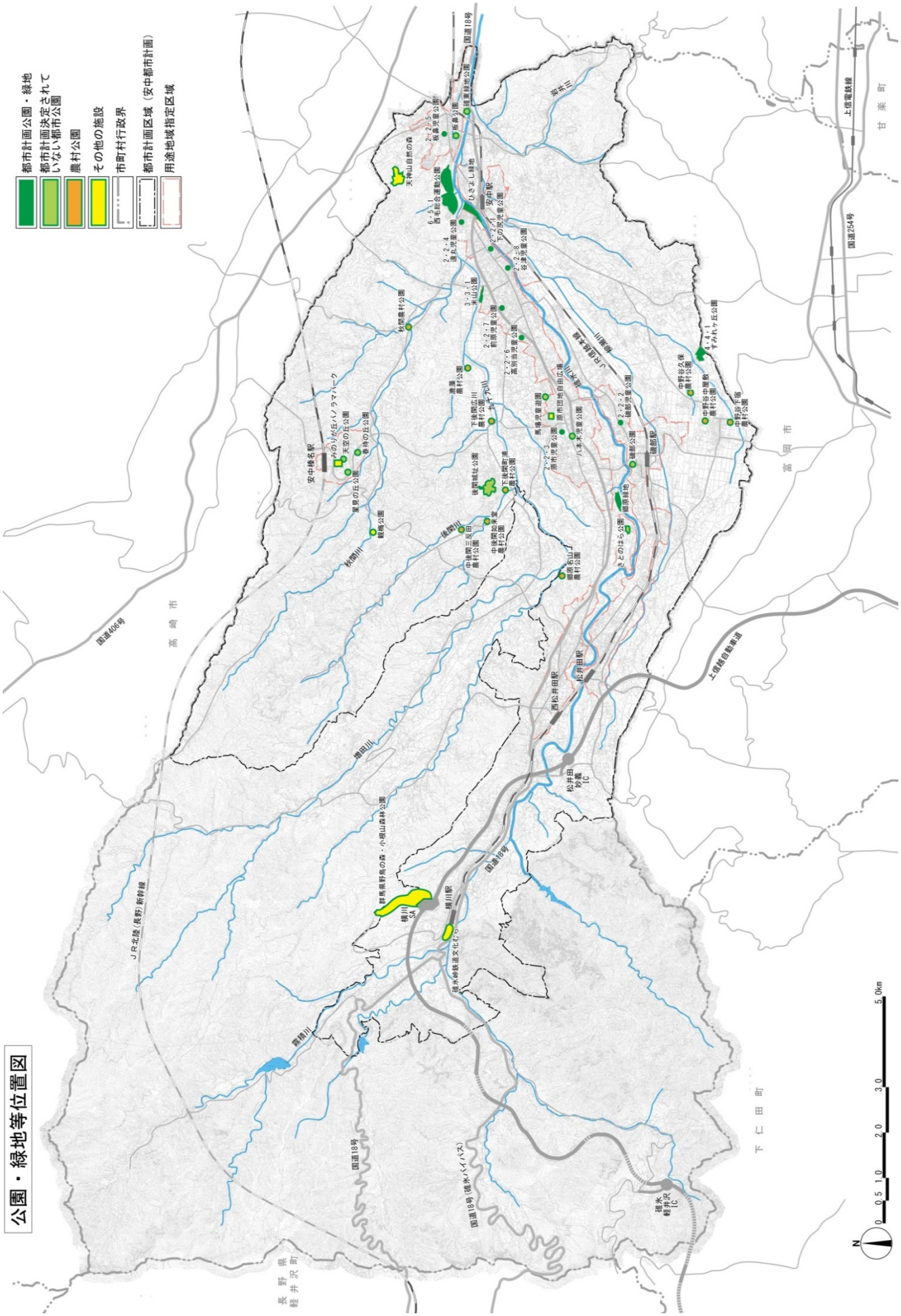
都市計画公園・緑地
都市計画決定されていない都市公園
農村公園
その他の施設
市町村行政界
都市計画区域（安中都市計画）
用途地域指定区域
公園・緑地等位置図
高崎市
富岡市
甘楽町
下仁田町
長野県
軽井沢町
安中榛名駅
西松井田駅
松井田駅
横川駅
碓部駅
国道406号
国道18号
国道254号
上信越自動車道
北陸新幹線
上信電鉄線
JR信越本線
JR八高線
碓氷バイパス
碓氷軽井沢IC
松井田妙義IC
横川SA
秋間川
鮎川
碓氷川
鏑川
神流川
5.0km

③ 教育・文化・コミュニティ施設

本市の公立の義務教育施設は、一部地域での児童・生徒数の減少にともなう統合等により、平成２４年現在、１３小学校、５中学校となっています。

児童・生徒数は多くの学校で減少傾向が続いています。

統合による学校跡地の体育館は、地域の社会体育施設、コミュニティ施設として活用されています。

◆義務教育施設と児童・生徒数の推移　（各年5月1日現在）

			平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
児童・生徒数	小学校	安中小学校	748	695	677	664	664	
		原市小学校	866	857	842	832	808	
		郷原分校	8	6	－	－	－	※平成22年3月閉校
		磯部小学校	240	251	252	237	223	
		東横野小学校	216	189	172	167	159	
		碓東小学校	413	392	386	368	348	
		秋間小学校	145	156	153	147	142	
		後閑小学校	75	66	67	79	74	
		上後閑小学校	11	10	7	－	－	※平成23年3月閉校
		松井田小学校	161	153	130	127	113	
		臼井小学校	49	45	39	34	38	
		坂本小学校	26	19	14	13	9	※平成25年3月閉校
		西横野小学校	368	359	339	328	315	
		九十九小学校	72	65	65	66	68	
		細野小学校	94	100	91	82	80	
		計	3,492	3,363	3,234	3,144	3,041	
	中学校	第一中学校	652	687	688	680	624	
		第二中学校	674	645	616	570	571	
		松井田東中学校	140	127	126	122	130	
		松井田西中学校	30	31	27	18	－	※平成24年3月閉校
		松井田南中学校	185	176	172	183	182	
		松井田北中学校	44	37	41	42	47	
		計	1,725	1,703	1,670	1,615	1,554	
		合　計	5,217	5,066	4,904	4,759	4,595	
学級数	小学校	安中小学校	26	24	24	25	25	
		原市小学校	29	29	29	29	29	
		郷原分校	1	1	－	－	－	※平成22年3月閉校
		磯部小学校	13	14	13	12	12	
		東横野小学校	10	9	7	7	6	
		碓東小学校	15	15	13	13	13	
		秋間小学校	8	8	8	8	7	
		後閑小学校	6	6	6	7	7	
		上後閑小学校	4	4	3	－	－	※平成23年3月閉校
		松井田小学校	6	7	7	7	7	
		臼井小学校	6	5	5	5	6	
		坂本小学校	4	4	3	3	3	
		西横野小学校	14	14	13	13	13	
		九十九小学校	7	7	7	7	7	
		細野小学校	6	6	6	6	6	
		計	155	153	144	142	141	
	中学校	第一中学校	20	21	21	21	20	
		第二中学校	20	19	18	18	19	
		松井田東中学校	7	6	6	6	6	
		松井田西中学校	4	4	4	3	－	※平成24年3月閉校
		松井田南中学校	7	7	7	7	7	
		松井田北中学校	3	3	3	3	3	
		計	61	60	59	58	55	
		合　計	216	213	203	200	196	

教育委員会 学校教育課

社会教育施設は、ホールや図書館を備えた「安中文化センター」「松井田文化会館」及び「学習の森」を中核とし、各地区の公民館や生涯学習センターが地域コミュニティ施設として重要な役割を果たしています。

社会体育施設としては、スポーツセンターが西毛総合運動公園内のスポーツ施設と役割分担して都市のスポーツ振興の中核となり、各地区のスポーツ広場、体育館が地区レベルのスポーツや集会の場として活用されています。

その他、地域社会の少子・高齢化により変化する福祉需要に応えて、各種の地域福祉施設が、主に市街地（用途地域指定区域）の外縁、隣接地に配置整備されています。

◆その他の施設

社会教育施設	安中文化センター、松井田文化会館、安中公民館、原市公民館、磯部公民館、東横野公民館、岩野谷公民館、板鼻公民館、秋間公民館、後閑公民館、坂本公民館、臼井農業研修センター、西横野定住センター、九十九創作館、細野ふるさとセンター、ふるさと学習館（学習の森）
社会体育施設	安中市スポーツセンター、中央体育館、米山体育館、安中体育館（安中格技場、安中テニスコート）、久芳スポーツ広場、ふるや広場、原市体育館（原市テニスコート、安中市原市卓球場）、さとのはらグランド、郷原緑地公園野球場、郷原緑地公園テニスコート、東横野グランド、東横野体育館、すみれヶ丘公園野球場、碓東緑地広場、松井田体育館、琴平グランドゴルフ場、五料運動場、坂本スポーツ広場、西横野多目的広場、人見広場、小日向スポーツ広場、細野スポーツ広場、上後閑体育館、原体育館
老人福祉施設	老人福祉センター、特別養護老人ホーム（6か所）、軽費老人ホーム（1か所）
幼稚園・保育所・認定こども園	認可保育所（15か所、民間含む）、民間幼稚園（3か所）、認定こども園（1か所）
その他	安中市役所、松井田支所、地域福祉支援センター、光陽館、松井田町ゆうあい館、エルピスあけぼの、ふれあいの家、峠の湯・くつろぎの郷、碓氷峠鉄道文化むら、国民宿舎裏妙義、磯部温泉会館、恵みの湯、勤労者会館安中館、勤労者会館松井田館、碓氷川熱帯植物園

◆教育・文化・コミュニティ施設位置図

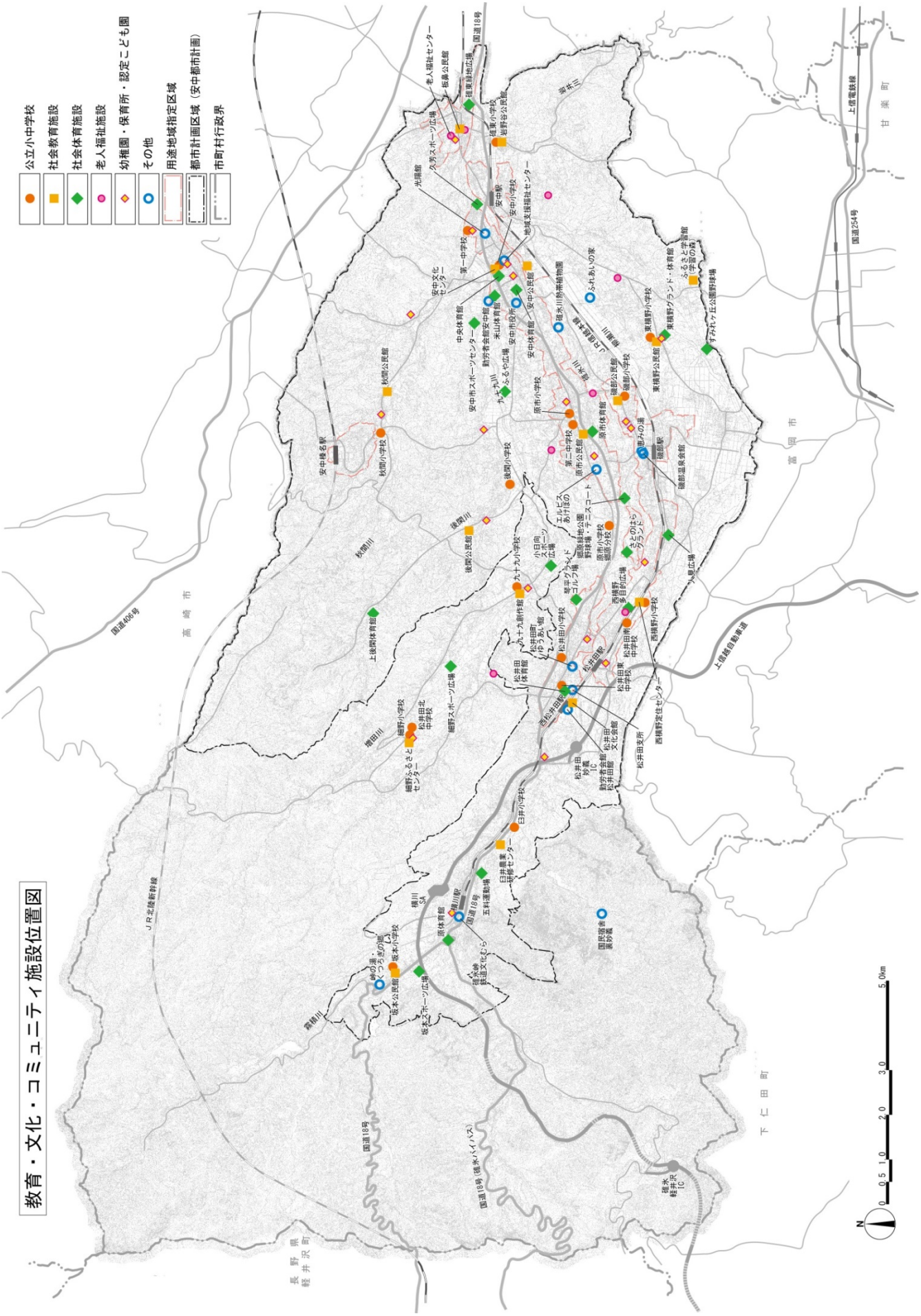

④ 上水道

本市の上水道事業は、昭和２９年の旧安中町と松井田町の一部事務組合による事業開始以降、水需要の増加に対応して、５回の拡張工事を行い、３か所の表流水水源、２か所の湧水水源を、４か所の浄水場で処理して、給水人口６１，８２７人に、一日最大給水量３７，５８９㎥／日を給水しています。（平成２３年度実績）また市域西部の別事業として、「入牧簡易水道事業」があります。

浄水場、配水池施設は古く、配水管路には老朽管があり、施設の耐震改修、長寿命化対策が必要となっています。

また、安定給水と工業用水需要に応えるため、水源の確保に努めています。

◆水道事業の認可計画と現況

	認可	H23年度実績
給水人口	66,100人	61,827人
1日最大給水量	51,600 ㎥/日	37,589 ㎥/日
1人1日最大給水量	781 ℓ/人/日	608 ℓ/人/日

◆上水道の普及状況と平均給水量

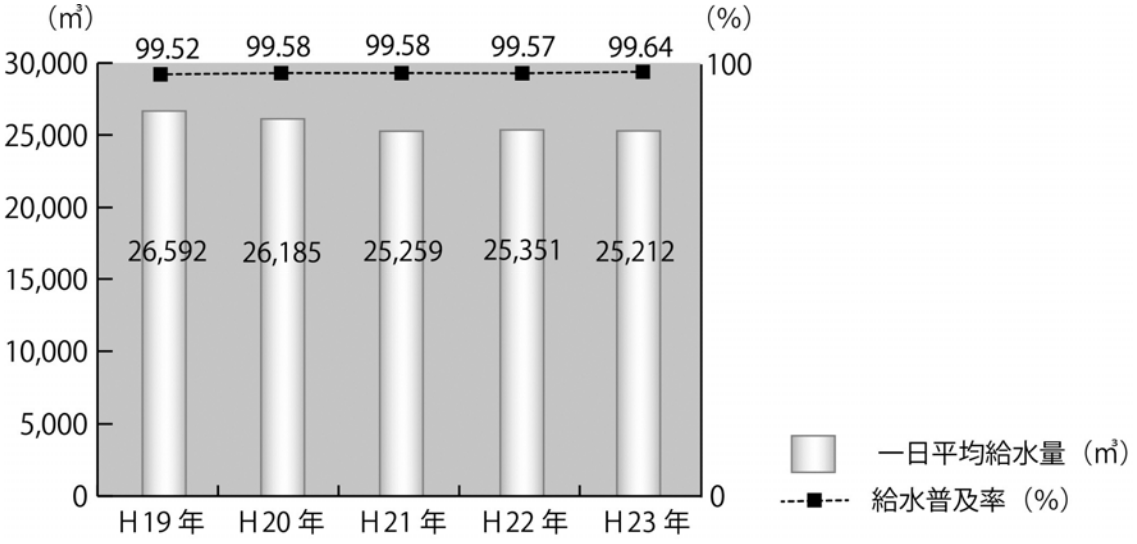

上水道工務課

⑤ 下水道

本市の公共下水道事業は、「利根川上流流域関連安中公共下水道」として、市西部の旧安中市域の碓氷川沿岸の約１，０００ｈａの区域に計画され、うち、碓氷川左岸下流域を中心に約４７８ｈａが事業認可区域であり、供用開始区域は約３７０ｈａです。

市西部の旧松井田町域では、松井田地区、西横野地区の市街地で汚水集中処理の検討が課題となっていますが、単独公共下水道（単独終末処理場整備）や流域幹線への接続等の集中処理の方式は定まっていません。

合併処理浄化槽設置奨励施策との整合、及び既定計画区域内の事業認可の拡大と市街化の状況に即した計画区域の見直しが課題となっています。

◆下水道事業計画

区　分	全体計画	認可計画
計画年次	平成38年度	平成27年度
計画処理面積	1,000 ha	622.6 ha
計画処理人口	29,940 人	19,630人
計画処理水量(日最大)	13,405 ㎥/日	9,009㎥/日

下水道課

◆下水道の整備状況（平成２４年３月３１日現在）

	行政区域面積 O(ha)	人口 B(千人)	整備済面積 P(ha)	供用区域面積 Q(ha)	整備済人口 R(千人)	下水道処理人口 H(千人)	下水道接続人口 I(千人)	下水道処理人口普及率 J=H/B*100	下水道処理率 S=I/B*100
安中市	27,634	62.3	439	432	17.4	17.1	10.6	27.4%	17.0%
県 計	636,316	1,990.9	26,280	26,059	1,002.8	995.2	872.4	50.0%	43.8%

下水道課

◆生活排水処理形態の状況

	1.計画処理区域内人口	2.水洗化、生活排水処理人口	(1)コミュニティプラント	(2)合併処理浄化槽	(3)下水道	(4)農業集落排水施設	3.水洗化、生活雑排水施設	4.非水洗化人口	5.計画処理区域外人口
H11年度	66,728	7,948	630	3,820	3,498	0	37,867	21,121	0
H12年度	66,616	9,535	661	4,726	4,148	0	36,867	20,214	0
H13年度	66,343	11,655	661	5,944	5,050	0	36,156	18,532	0
H14年度	65,944	13,135	665	6,789	5,681	0	35,354	17,455	0
H15年度	65,847	17,071	665	7,714	8,692	0	32,149	16,627	0
H16年度	65,475	18,428	695	8,781	8,952	0	31,045	16,002	0
H17年度	65,088	19,905	795	9,740	9,370	0	30,314	14,869	0
H18年度	64,660	21,197	1,043	10,472	9,682	0	29,022	14,441	0
H19年度	64,214	22,046	0	11,402	10,644	0	28,447	13,721	0
H20年度	63,538	26,639	0	11,972	14,667	0	24,382	12,517	0
H21年度	63,178	28,982	0	13,156	15,826	0	22,911	11,285	0
H22年度	62,663	30,396	0	13,789	16,607	0	22,628	9,639	0
H23年度	62,269	31,571	0	14,422	17,149	0	22,387	8,311	0

環境推進課、下水道課

⑥ ゴミ処理

区域面積２．０１ｈａの「碓氷川クリーンセンター」が計画決定（Ｈ７．１．６）、整備され、ごみ焼却処理施設（９０ｔ／日）、し尿処理設備（９０ｋｌ／日）で供用開始。平成２５年５月現在の処理量は、ごみ焼却処理施設：１３５ｔ／日、粗大ごみ処理施設：２０ｔ／５時間、し尿処理設備（９０ｋｌ／日）です。

これらゴミ処理施設の施設長寿命化とリサイクルセンター整備が課題となっています。

⑦ その他の都市施設

他に「すみれヶ丘聖苑」（火葬場、１．２５ｈａ）が都市計画決定（Ｓ６０．４．１１）されています。

（７）文化財・観光交流資源の状況

① 指定文化財

峠越えの交通の要衝、街道筋の街として栄えた本市には、保護、活用すべき多くの文化財、史跡があります。

◆指定文化財

分　類	件 数
国指定重要文化財	2
国指定重要無形民俗文化財	1
国指定名勝	1
国指定天然記念物	1
国登録有形文化財	4
県指定重要文化財	13
県指定史跡	6
県指定天然記念物	3
市指定重要文化財	37
市指定重要無形文化財	2
市指定史跡	23
市指定天然記念物	10

安中市指定文化財一覧

② 広域観光・交流の資源

上記の指定文化財を含む街道筋の街並みや、横川の鉄道遺構、秋間梅林、碓氷川河畔の磯部温泉は、広域圏からも訪れる人の多い広域観光・交流の資源であり、観光交流拠点です。

しかしながら、近年の入り込み客数は減少しており、ＪＲ信越本線の活用を含むネットワーク化、観光ルート化が課題です。

◆主な観光地の入り込み客数

	観光客入込数（人）								
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
秋間梅林	301,000	281,390	275,000	280,200	250,000	255,000	257,000	195,000	140,000
磯部温泉	244,025	222,817	215,470	227,623	217,150	222,220	216,538	212,628	201,440
恵みの湯	247,281	234,522	229,099	216,313	213,278	213,905	210,316	187,274	209,493
峠の湯	204,884	188,490	187,046	193,695	185,022	173,563	171,615	157,675	169,323
碓氷峠鉄道文化むら	180,903	180,436	201,072	191,473	193,941	183,857	175,870	148,662	170,338
アプトの道	―	―	―	―	―	210,000	207,480	189,240	303,445

※秋間梅林　平成24年4月に75,000人の入り込みあり、シーズン合計は215,000人
※磯部温泉は宿泊・日帰り合計の入り込み
※磯部温泉は平成23年11月に長寿館が閉館

商工観光課

◆遺跡分布図

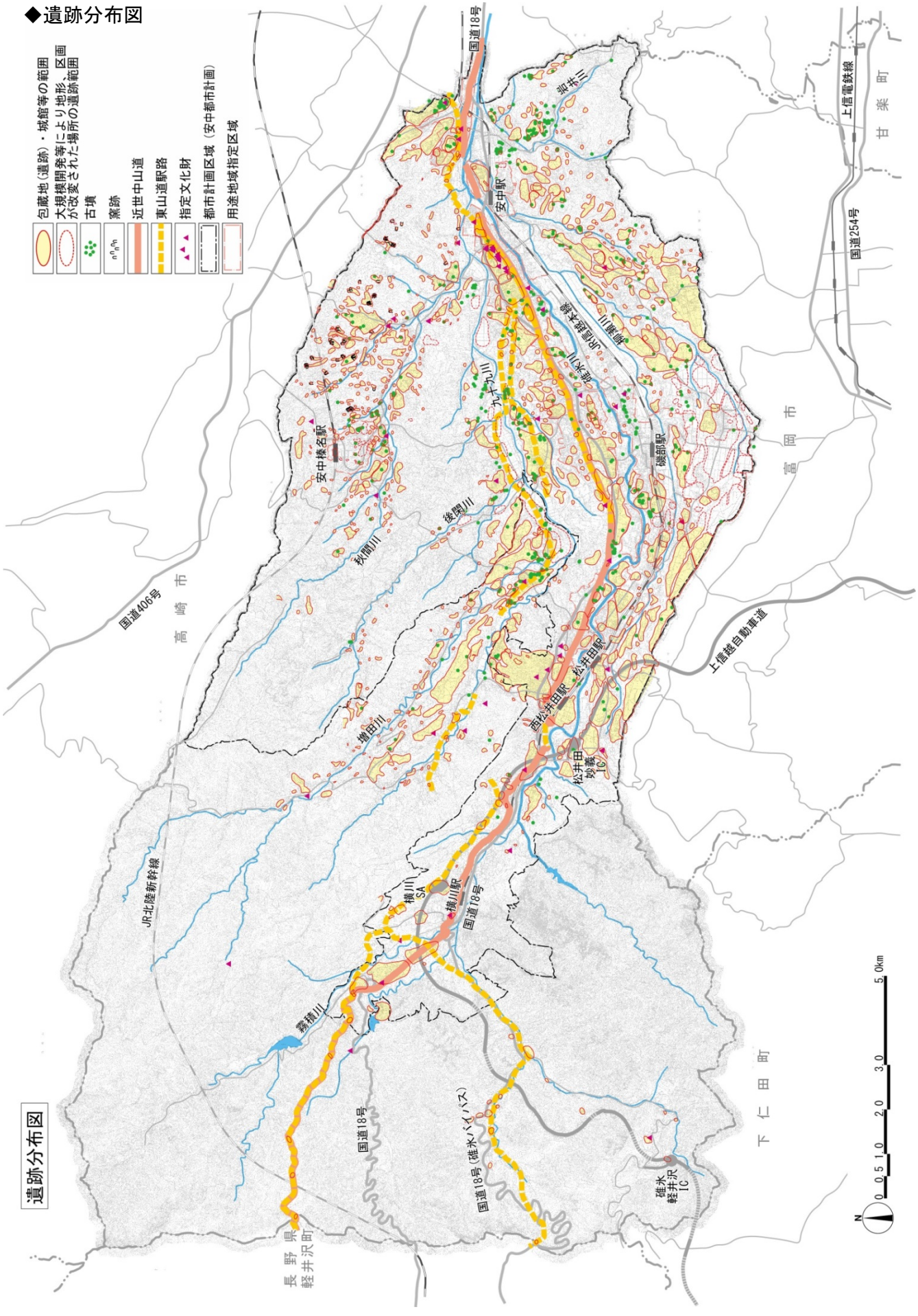
包蔵地（遺跡）・城館等の範囲
大規模開発等により地形、区画が改変された場所の遺跡範囲
古墳
窯跡
近世中山道
東山道駅路
指定文化財
都市計画区域（安中都市計画）
用途地域指定区域
遺跡分布図
国道18号
安中駅
国道406号
高崎市
安中榛名駅
秋間川
後閑川
JR信越本線
碓氷川
九十九川
柳瀬川
磯部駅
富岡市
上信電鉄線
国道254号
甘楽町
上信越自動車道
西松井田駅
松井田駅
松井田妙義IC
増田川
JR北陸新幹線
横川SA
横川駅
国道18号
霧積川
国道18号（碓氷バイパス）
碓氷軽井沢IC
下仁田町
長野県軽井沢町
N
0 0.5 1.0 2.0 3.0 5.0km

２－４．まちづくりに係る市民の意向

まちづくりに関するアンケート調査の概要

「安中市都市計画マスタープラン」を改定するに当り、都市づくりに係る市民の意識を把握し、市民の意識・意向に基づいた計画・プランを策定するために実施しました。

全体で８，４７１票の調査票を配布した結果、平成２４年１２月末日までに（締切日は１２月１４日）３，１７７票が回収され、全体回収率は３７．５％でした。

アンケート回答に見る市民の意向

（１）都市の施設・機能の利便性の評価

① 都市の施設・機能の評価

安中市全体の施設や機能の利便性（便利さ）の評価を「便利」から「不便」までの４段階の選択肢で質問したところ、「やや不便」とする方が３６．６％と最も多く、「便利」「やや便利」とする肯定的な回答は１１．１％にとどまりました。

この傾向は、男女別、年齢階層別に大きな差はなく、老若男女を問わず、安中市は“少し不便な都市”と感じられているようです。

◆都市の施設・機能の評価（有効回答数：３，１０４、無回答：７３）

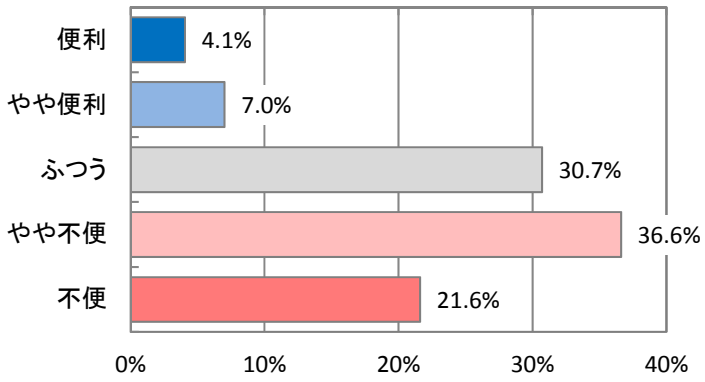

② 不便な施設・機能

前問で「不便」「やや不便」と答えた方に、特に不便を感じる施設や機能の種類を聞いたところ、最も多かったのが「鉄道やバスなどの公共交通」で２９．２％と３割近くに上り、次いで「医療・福祉・文化等の公共施設」「商業・サービス施設」となっており、都市的な生活支援施設の利便性が低いと感じられているようです。

年齢階層別に見ると、「医療・福祉・文化等の公共施設」の利便性については、年齢が高まるほど不便に感じる方の比率が大きくなる傾向があります。高齢化が進展する地域社会にあっては、「医療・福祉・文化等の公共施設」の利用の利便、「公共交通」の利便が都市づくりの課題としてより重みを増していくと考えられます。

◆特に不便を感じる施設・機能（有効回答数：１，４７８、無回答：３４０）

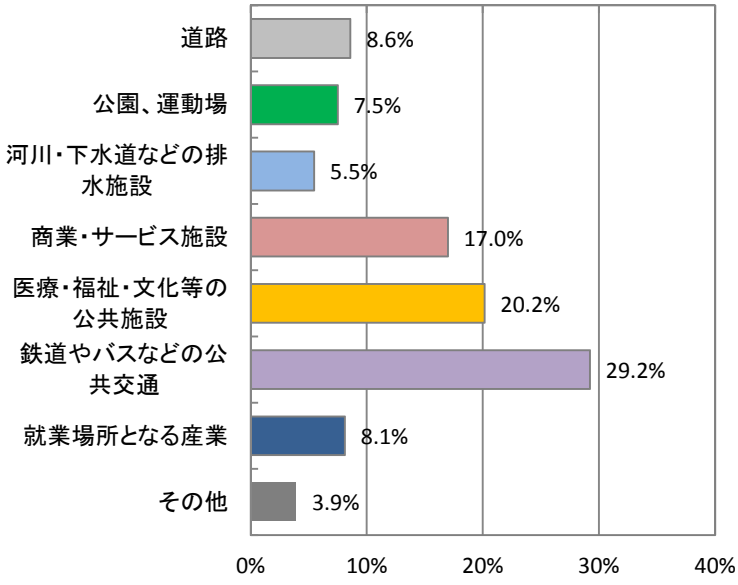

◆特に不便を感じる施設・機能【３０歳代】（有効回答数：１７１）

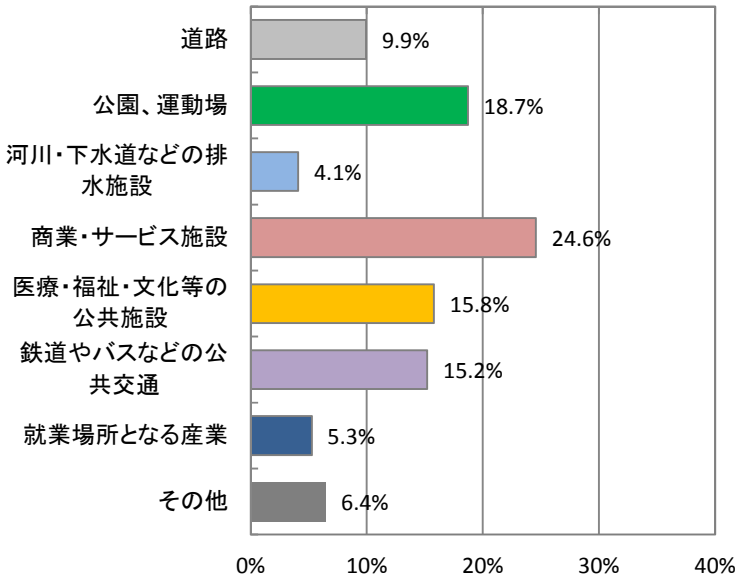

◆特に不便を感じる施設・機能【７０歳以上】（有効回答数：３０１）

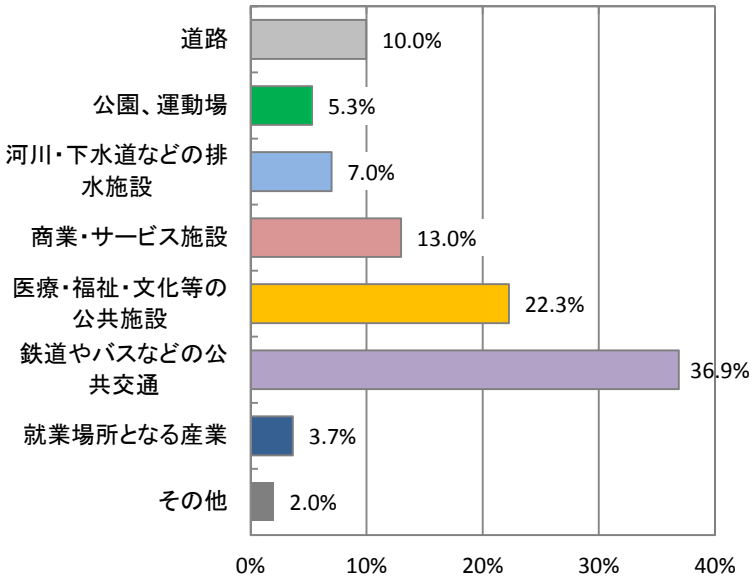

（２）目指すべき都市の将来像（キーワード）

安中市が目指すべき将来像を、キーワードを３つ以内で選ぶ形でお尋ねしたところ、「自然豊かな」「活気のある」「安全な」が１／３以上の方から選ばれ、「便利な」がそれに次いで３割以上の方から選ばれ、この４つのキーワードに支持が集中しています。

この傾向は、男女、年齢階層、居住地区、居住履歴に関わらず大差なく、開発や保全の一方に偏った目標ではなく、“自然環境と調和し、暮らしの安全・安心を確保しつつ、便利で活気のある都市を築いていくこと”を目標として都市づくりを進めていくことが必要でしょう。

◆目指すべき将来都市像・キーワード（有効回答数：３，０９８、無回答：７９）

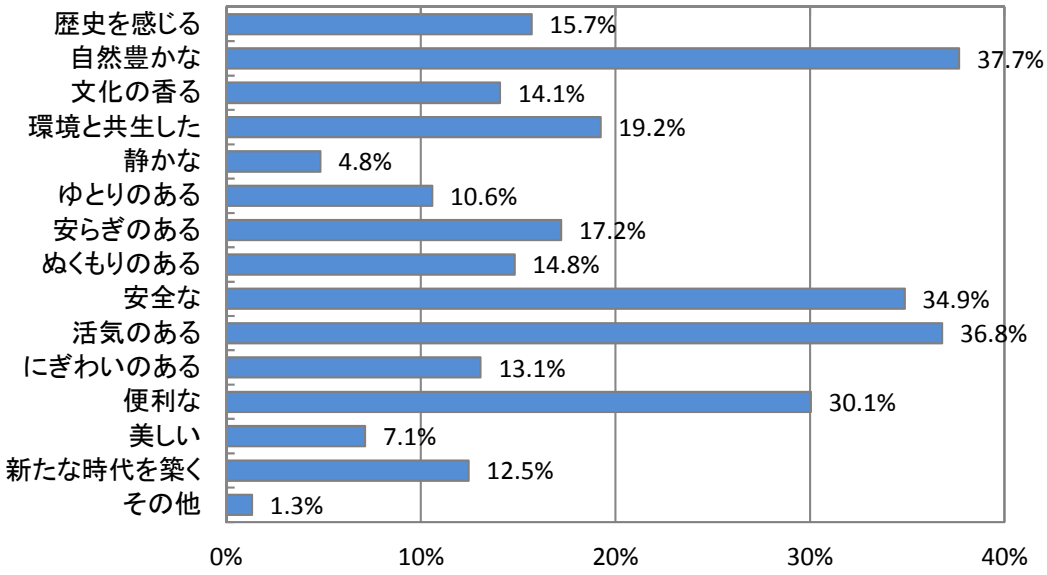

（３）重点的に進めるべきまちづくりの分野、事項

安中市のまちづくりについて、どのような分野・施策を重視して進めるべきかを６つの分野を選択肢としてお聞きしたところ、「就業の場を確保する企業誘致等の産業活性化」を選択された方が３２．６％と最も多く、次いで「道路や交通の整備」２１．３％、「安全性・防災性の向上」１７．６％となっています。この傾向は、男女、年齢階層、居住地区にかかわらずほぼ同様の構成比となっています。

◆重視すべきまちづくりの分野・施策（有効回答数：３，０７９、無回答：９８）

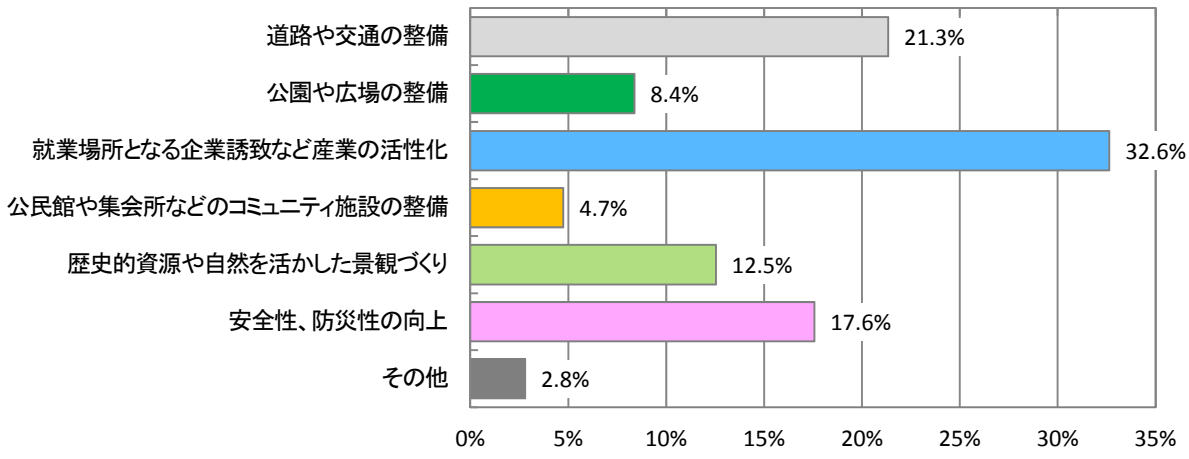

（４）まちづくりのルール、土地利用の規制誘導制度の必要性

計画的にまちづくりを進めるための土地利用のルール・規制誘導の制度についての考えをお聞きしたところ、「ある程度の規制は必要」とされる方の比率が最も多く５３．６％と過半であり、「明確に規制し、皆でルールを守るべき」とされる方を合わせると、７５％以上の方がまちづくりのルール・土地利用の規制誘導制度とその遵守の必要性を認め、個人の意志に任せるべきとされる方は少数にとどまりました。

望ましい将来像に向けて、まちづくりを進めていくためには、ルールを定め、それを守って開発や建築を行うことが必要との認識が多くの市民に共有されており、今後とも土地の利用の仕方、環境や景観の形成や管理についてのルール・制度を市民の参加を得て定め、運用していくことに大きな効果が期待できます。

◆土地利用のルール・規制誘導制度の必要性（有効回答数：３，０７８、無回答：９９）

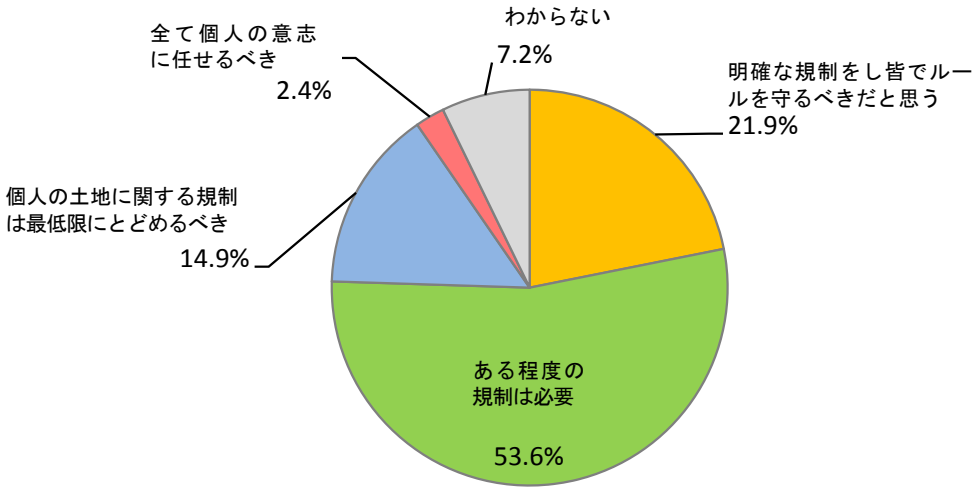

（５）地区の環境評価

居住する地区の施設整備や環境の状況を、８つの施設・環境の項目ごとの満足度でお聞きし、満足：＋２．０、やや満足：＋１．０、普通：±０、やや不満：－１．０、不満：－２．０として指標化したところ、全体として、道路や公園などの基盤施設の整備状況と買物の便への評価が低く、総合評価も不満の領域の－０．２５となりました。

◆地区環境評価指標（満足：＋２．０～不満：－２．０）【全市平均】

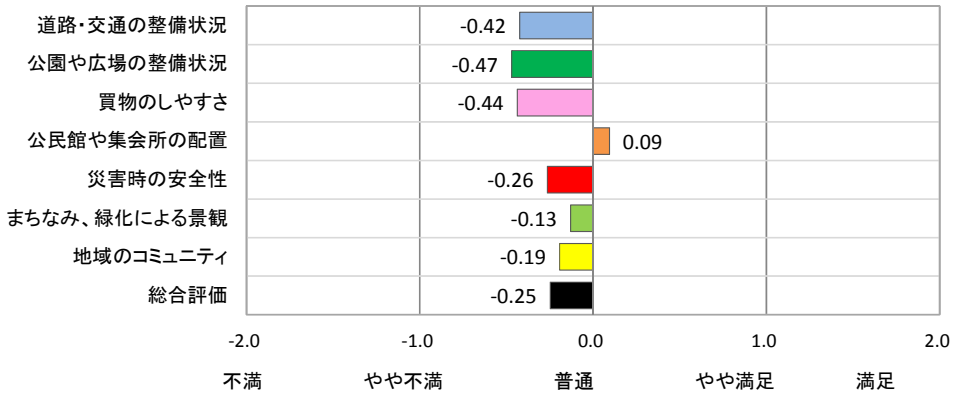

項目別に指標化された地区環境評価を市内１３の都市計画区域を有する地区別にみてみますと、下記のグラフのとおりです。

旧市町の中心市街地を擁していた安中地区では、全項目について押し並べて評価が相対的に高く、松井田地区では「買物の便」が若干低い以外は押し並べて高く、総合評価も－０．２０以上と他地区（有効回答数の少ない九十九地区を除く）より高い評価を得ています。

他の市街地を有する地区では、道路、公園という市街地の基盤施設の整備状況に対する評価が低くなっています。

また、山間部の占める割合の大きい秋間地区、後閑地区や旧松井田町域の地区では、「買物の便」に対する評価がかなり低く、それが地区環境の総合評価の低さにも繋がっているようです。

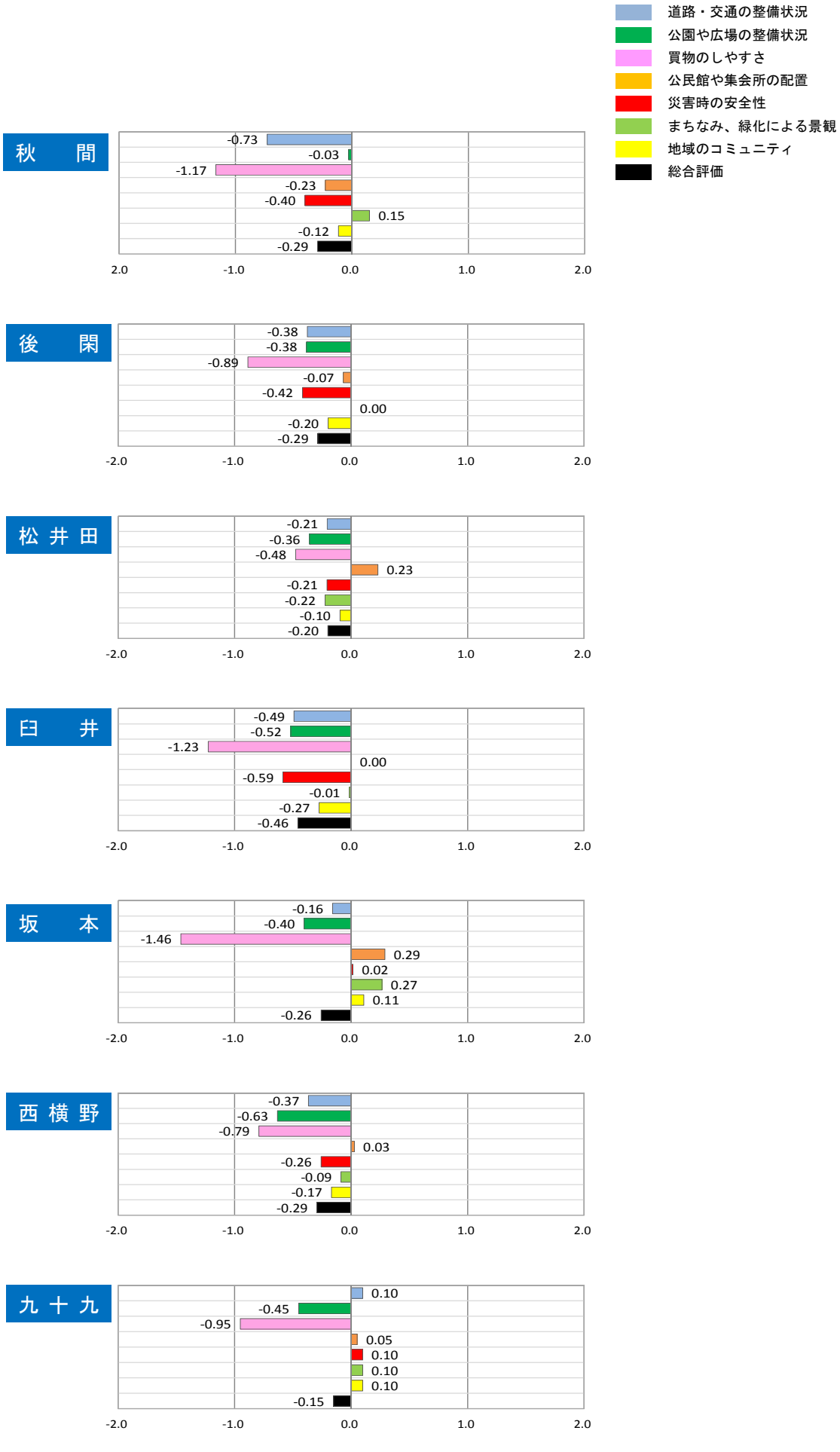
道路・交通の整備状況
公園や広場の整備状況
買物のしやすさ
公民館や集会所の配置
災害時の安全性
まちなみ、緑化による景観
地域のコミュニティ
総合評価
秋　間
-0.73
-0.03
-1.17
-0.23
-0.40
0.15
-0.12
-0.29
後　閑
-0.38
-0.38
-0.89
-0.07
-0.42
0.00
-0.20
-0.29
松井田
-0.21
-0.36
-0.48
0.23
-0.21
-0.22
-0.10
-0.20
臼　井
-0.49
-0.52
-1.23
0.00
-0.59
-0.01
-0.27
-0.46
坂　本
-0.16
-0.40
-1.46
0.29
0.02
0.27
0.11
-0.26
西横野
-0.37
-0.63
-0.79
0.03
-0.26
-0.09
-0.17
-0.29
九十九
0.10
-0.45
-0.95
0.05
0.10
0.10
0.10
-0.15
-2.0
-1.0
0.0
1.0
2.0

２－５．都市づくりの課題

平成１８年３月の市町村合併を受けて、平成２６年度に「安中市都市計画マスタープラン」を改定するに当たり、都市の現況・動向や市民のまちづくりに係る意向を把握し、それらを踏まえて、都市づくりを進める上で考慮すべき課題を整理しました。

地域社会の人口減少と急速な高齢化により、ともすれば衰えがちな地域の活力を“豊かで美しい自然環境・景観”“貴重で特色ある歴史・文化遺産”“広域交通の要衝としての都市の位置”“鉄道駅に近い大きな産業用地の集積”などの恵まれた資源を活かして維持・増進し、「誰もが、安心して、活き活きと、暮らし続けられる」よう、都市の環境と機能を整えることが、総合的な都市づくりの課題です。

〈都市の現況と動向〉

都市の社会経済の現況と動向

●地域社会の人口減少と急速な高齢化
- 平成１２年：約６５千人から１０年間で４千人（約６%）減少
- 平成２２年高齢化率２７．７%、県平均２３．６%に比べ高齢化急速
- 安中地区、原市地区、西横野地区は人口減少率低く、市域西部の山間の地区では人口減少と高齢化が特に著しい

●後継者不足等による農林業の衰退
- 近２０年間で農家数４割、経営耕地面積６割減少

●既存企業を中心に衰退に歯止めがかかる工業
- 従業員数、出荷額は平成２２年に反転、用地需要動向も強い

●国道沿道に集積を移す商業・サービス業
- 国道沿道への出店により全体商店数は維持されるが、既存商店街は後継者不足により生活サービス機能を失いつつある

●入り込み客数が長期減少傾向にある観光拠点
- 磯部温泉や碓氷峠鉄道文化むら等の広域観光拠点の入り込み客数は減少傾向（平成２３年には一部観光地は持直し）

都市環境・都市機能の現況と動向

■低未利用地、非管理の荒廃地の拡大
- 耕作放棄地の拡大、農地の山林原野化
- 非居住、非管理の宅地・家屋の増大
- 利用需要の低減で低未利用化、跡地化する公共公益施設

■市街地縁辺における基盤未整備の宅地化の進行
- 小規模な開発と建築が市街地縁辺に散在し、市街地外延化

■国県道整備の進捗と南北方向幹線道路の不足
- 市東部で東西方向の国道１８号や県道の整備は進捗するも、碓氷川とＪＲ信越本線を跨ぐ南北方向の幹線道路が不足
- 南北幹線である西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備が事業化

■公共交通利便低下を補うデマンドバス・タクシー試行
- ＪＲ信越本線乗降客数は次第に減少、民間バス路線廃止減少
- 民間路線バスを補う乗合バス・乗合タクシー（デマンド）の試行

■耐震改修、バリアフリー改善、長寿命化整備を要する既存公園施設とスポーツ施設等各種公共公益施設

■事業認可と計画の区域検討拡大を要す公共下水道
- 市東部碓氷川左岸の流域関連公共下水道事業の進展
- 事業認可の拡大を要す碓氷川右岸と何らかの汚水集中処理計画の決定を要す松井田・西横野市街地

■古代から近代まで重層する街道筋の「交通史跡」と美しい河川環境・山並みの眺望

市民の都市づくりに係る問題意識・意向

【市民は全般に…】
- 都市の施設機能に市民の６割近くが不便を感じており、最も不便に感じられているのは“鉄道やバス等公共交通”
- 都市の目標は、“自然豊か”“活気のある”“安全な”都市
- 重視すべき施策は“就業の場を確保する産業の活性化”
- “妙義山の山並み”と“アプトの道”を好きな人が多い

【子育て世代は…】
- ２０代３０代の子育て世代は他世代より転居意向が強く、移転希望先の過半が買い物や交通の便の良い高崎市

【高齢者は…】
- 安中市に愛着が強いが、公共交通の便や医療・福祉施設に不便、不安を感じ、医療施設が近く買い物に歩いていけるところに永住希望

〈都市づくりの課題〉

上位・関連計画の先行策定

安中市総合計画（後期基本計画）

ぐんま“まちづくり”ビジョン
「ぐんまらしい持続可能なまち」

社会経済情勢にともなう　行政施策展開の前提条件の変化と基本的方向性

〈行財政改革→既存施設の長寿命化・更新活用、B／C・受益者負担徹底〉

〈高齢化・震災→交通弱者の交通手段確保、安全・安心まちづくり、施設の維持・管理〉

都市づくりの課題
『誰もが、安心して、活き活きと、暮らし続けられる ように』

都市拠点の配置と土地利用誘導の課題

◆市街地整備の課題
- 周辺農業農村環境と調和した計画的市街地整備推進、宅地化の誘導
- 低未利用地、施設跡地の有効利用と適正維持管理の促進

◆都市総合拠点・生活拠点の配置、再編更新整備の課題
- 中心市街地の公共公益施設の機能再編再配置、更新整備
- 地区レベルの拠点施設の機能複合、統合化、管理への市民参加促進

◆商業・業務系土地利用の誘導の課題
- まちなか居住、観光交流と連動する既存商店街の特色ある商業機能再生

◆工業・物流等産業用地の整備供給の課題
- 既存工業機能と関連する用地需要に応える産業用地の整備供給

◆居住環境の整備、保全の課題
- 縁辺部住宅市街地の系統的基盤整備、良好居住環境形成・保全
- 中心市街地での建築物更新にともなう都心型住宅の建築誘導
- 市内住替えに資する適地への市営住宅の集約更新整備、長寿命化

◆観光・交流拠点の機能拡充、環境保全の課題
- 拠点アクセス道路の整備拡充、駐車場整備
- 観光交流資源を美しく整えて活かす環境保全、景観形成整備

◆自然的土地利用の保全、活用の課題
- 農村集落地における開発・建築の規制誘導による集落環境保全
- 耕作放棄地や非可住宅地、家屋による周辺環境・景観の阻害の防止

交通体系の形成・整備の課題
- 南北方向幹線道路整備と国道等東西方向幹線道路の交差点改良促進
- ＪＲ信越本線利用促進、機能維持に資する駅周辺駐車場等交通結節機能強化
- 交通弱者の利用需要に即した乗合バス・乗合タクシーの路線の適正化、拡充

公園・緑地の配置・整備の課題
- 既存公園施設の改修整備の推進、維持管理への地域住民参加の促進
- 市街地における防災機能を有する公園・広場の整備
- 周辺環境と調和する墓苑の適地への配置整備

供給処理施設の整備の課題
- 当面の合併処理浄化槽設置と調整の取れた市街地（用途地域指定区域）における公共下水道事業の推進
- 産業用地の開発整備に対応する水道水源の確保と配水施設整備
- 一般廃棄物焼却灰の最終処分場の確保、リサイクルセンター等の整備検討

都市の防災性能の向上の課題
- 防災拠点、避難・救援・備蓄機能の分散配置とネットワーク確立

都市環境・景観の課題
- 重層する交通史跡と美しい自然を都市づくりに活かす景観形成

３．都市整備構想
〔都市づくりの目標と基本理念〕

３．都市整備構想〔都市づくりの目標と基本理念〕

都市の特性や上位計画を踏まえ、都市の整備、開発及び保全の目標と、目標の実現に向けた都市づくりの基本理念を次のように設定します。

３－１．将来都市像

本市の最上位計画である「安中市総合計画」では、安中市の将来像を“豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち”と定めています。

本計画では、この将来像の実現に向けて、高齢化が進む地域社会にあっても、人が輝き、やすらぐことのできる都市基盤・都市環境の形成を目指し、都市整備分野の共通目標を次のように定めます。

豊かな自然と歴史に包まれて
穏やかな暮らしが営まれ、いきいきした交流が育まれるまち
あんなか

３－２．都市づくりの基本理念

将来都市像の実現に向けて、次のような基本理念に基づいて都市づくりの行政施策・市民活動を展開します。

（１）誰もが安心して住み続けられるまち

心のかよう温かいコミュニティを守り、育み、支える

（２）多くの人が訪れいきいきと交流するまち

自然と歴史に誇りを持って多くの人を招き、ふれあいをまちの力に

（３）働きやすく社会参加しやすいまち

身近な職場、学ぶ場を守り、増やし、誰もが生きがいを持って暮らせるように

（４）穏やかで美しくやすらぎの感じられるまち

市民の誇る美しい景観と穏やかで清らかな環境を守り、次世代に受け継ぐ

（５）あるものを結び付け、活かし、使いこなすまちづくり

持続可能な都市・地域社会の整備、開発、保全

（１）誰もが安心して住み続けられるまち

子育て世代や高齢者をはじめ誰もが利用しやすい市街地構成、施設配置となるよう土地利用誘導を図り、安全で快適な交通体系を構築し、災害に備えて地域の防災機能を強化します。これにより、心のかよう温かいコミュニティを守り、育み、支えるまちづくりを進め、誰もが安心して住み続けられるまちをつくります。

（２）多くの人が訪れいきいきと交流するまち

豊かで美しい自然環境や特色ある歴史的街並み・遺構をまちづくりの資源として活かし、広域交流による都市の活力の維持・増進を図ります。環境・景観の保全と広域交流の場を整備し、自然と歴史に誇りを持って多くの人を招き、ふれあいをまちの力にしていきいきと交流するまちをつくります。

（３）働きやすく社会参加しやすいまち

産業用地の開発整備・企業誘致、自然環境や農業環境を活かす観光交流の場、学習の場の整備と、誰にとっても安全で快適な交通体系の構築により、身近な通いやすい職場、生涯にわたって学び続ける場を、守り、増やします。これにより、誰もが生きがいを持って暮らせるように、働きやすく社会参加しやすいまちをつくります。

（４）穏やかで美しくやすらぎの感じられるまち

市民が誇りにする都市を形成している美しい景観や清らかな環境を保全し、市民との協働による管理を図ります。これにより、穏やかで美しくやすらぎの感じられるまちを、しっかりと次世代に引き継いでいきます。

（５）あるものを結び付け、活かし、使いこなすまちづくり

我が国の社会経済が成熟化するなかで、都市の活力を維持増進し、持続的な発展を遂げるため、既存の資源・施設機能の維持管理・運用に重点を置きます。あるものを結び付け、活かし、使いこなすまちづくりにより、都市の将来像の実現を図ります。

３－３．都市人口の将来見通し

「安中市総合計画（基本構想）」では、平成１２年、１７年の国勢調査人口に基づく推計により、平成２９年（２０１７年）の市総人口を６１，０００人と想定しています。

また、平成２２年（２０１０年）の国勢調査人口を用いて推計された都市の将来人口と高齢化率は、下表のとおりであり、総合計画の想定を超えた、急激な人口減少と高齢化が予測されています。

本プランでは、近年の人口動態（出生・死亡、転入・転出）のすう勢が継続すれば、目標年次である平成４６年（２０３４年）には、都市人口が５万人を下回り高齢化率が４０％に達する可能性があるとの見通しを踏まえつつ、“誰もが安心して住み続けられるまちづくり”を進めることにより、人口減少と高齢化の速度を極力抑えることを都市づくりの目標の一つとします。

◆都市人口推計（近年のすう勢が継続する場合）

	平成 12 年 （2000 年）	平成 22 年 （2010 年）	平成 32 年 （2020 年）	平成 42 年 （2030 年）
人口	64.9 千人	61.1 千人	55.7 千人	49.4 千人
高齢化率	21.4%	27.6%	35.8%	39.1%

※国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法推計結果（基準時：平成２２年）

３－４．将来都市構造

安中市では、碓氷川の中上流部沿岸に、国道１８号、ＪＲ信越本線などの広域交通路が東西方向に並行して都市軸が形成されています。都市軸上の旧中山道・国道１８号の沿道には市街地が形成され、幹線道路沿道に集積した都市機能が地域の暮らしを支えてきました。

このような都市の基礎構造を踏まえ、西毛地域、前橋・高崎の広域都市圏における都市間の連携を強化します。子育て世代や高齢者をはじめ誰もが快適に使える交通拠点となるべき鉄道駅周辺の都市機能の集積を高めることにより、コンパクトな市街地・生活圏を構成します。

これにより、どの地域においても都市的利便性を享受し、身近に自然とふれあい、訪れる人々と地域がいきいきと交流する都市構造の形成を目指します。

１．土地利用構成の大枠（土地利用エリア）

都市構造のベースとなる大枠の「土地利用エリア」を、以下の３区分に大別します。

● 市街地エリア

碓氷川沿岸の国道１８号など東西方向広域幹線道路の沿道の既存市街地と、その縁辺部にあって系統的な基盤整備を進める地区を「市街地エリア」とします。

安中・板鼻地域、原市・磯部地域、松井田地域にまたがり、連担する３つの“まちのまとまり”ごとに、コンパクトな市街地の形成を図ります。

● 山林自然環境エリア

市域西部の自然公園地域、森林地域を「山林自然環境エリア」とします。

自然公園法、森林法に基づく自然環境の保全と、広域観光交流や環境学習の場としての活用を図ります。

● 田園集落エリア

市街地エリアと山林自然環境エリアの間に広がる河川沿いの農地、里山とそれに介在する集落地の区域を「田園集落エリア」とします。

自然環境・農業生産環境との調和を図りつつ、集落地の生活環境の改善整備を進め、地域コミュニティの活力の維持増進を図ります。

２．都市の交通軸・都市軸の構成

（１）交通軸

都市及び市街地を支え、広域圏と連絡する主要交通路であり沿道の都市機能の連担集積、連携の方向性を示す「交通軸」を、次のように配置構成します。

▲ 広域交通軸

- 東西方向に都市を貫き、首都圏と信越地方を連絡する国道１８号
- 前橋・高崎の広域都市圏の外郭環状線であり、前橋方面、富岡方面と本市都市拠点を南北に連絡する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）

▲ 地域連絡交通軸

- 鉄道駅周辺拠点地区と周辺地域を河川や鉄道を越えて南北に連絡する地域生活交通の軸であり、災害時の避難・救援の主要経路となる幹線道路
- 碓氷川右岸の市街地と産業機能を東西に連絡し、国道１８号のバイパス機能を果たす幹線道路

（２）都市軸

歴史的にも都市の背骨である、国道１８号の東西方向広域交通軸と歴史的な市街地の連なる旧中山道沿道及びＪＲ信越本線沿線を、都市機能の連担集積を図る「都市軸」とします。

◆ 都市軸

- 枢要な都市機能が連担する国道１８号沿道、旧中山道沿道、ＪＲ信越本線沿線

３．都市の拠点地区の配置

高次の都市機能が集積する「都市の拠点」は、上位計画に示された広域拠点の配置構成を都市レベルで再構成し、次のように配置構成します。

加えて、地域固有の資源を活かし、相互に連携して広域観光交流を促進するための環境・機能を計画的に整える拠点地区として、「広域観光交流ゾーン」を都市構造に位置づけます。

■ 都市拠点

- 枢要な公共公益施設、高次の都市機能が集積し、都市の交通が集中する「市役所・安中駅周辺地区」

■ 地域生活拠点

- 都市拠点の機能を補完し、それぞれの地域の最寄りの生活拠点機能が集積する「原市交差点・磯部駅周辺地区」、「松井田・西松井田駅周辺地区」
- 田園集落エリアにおいて、交通結節機能を主とする特色ある拠点「横川駅周辺地区」「安中榛名駅周辺地区」

■ 産業拠点

- 地域の身近な職場として通勤や広域的な物流のための交通の強化を図るべき一団の大規模産業用地、工業団地

■ 広域観光交流ゾーン

- 「安中宿・安中城址周辺ゾーン」「磯部温泉ゾーン」「松井田宿ゾーン」「横川駅周辺・坂本宿・碓氷峠ゾーン」「秋間梅林ゾーン」「妙義山麓ゾーン」

◆安中将来都市構造図（模式図）

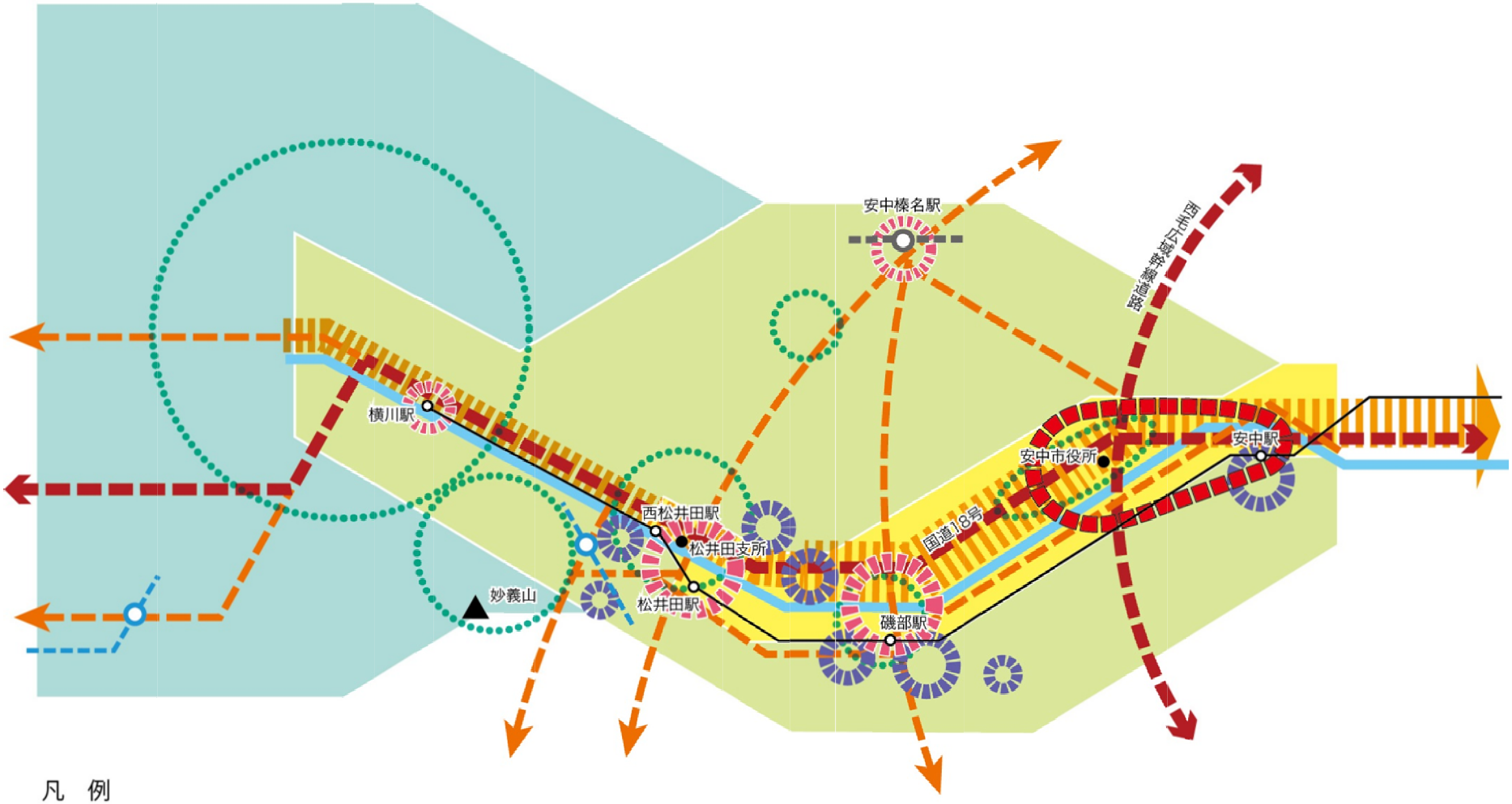

４．都市整備構想〔部門別方針〕

４．都市整備構想〔部門別方針〕

４－１．土地利用の方針

４－１－１．土地利用の方針

都市づくりの基本理念に沿って将来都市像を実現していくための土地利用に関する規制・誘導の方針を示します。

１．土地利用の基本方針

妙義山・榛名山に連なる山地の「山林自然環境エリア」、山地・丘陵とその狭間に碓氷川の多くの支流が形成した小規模な平地からなる「田園集落エリア」、碓氷川中下流の沿岸平地の国道１８号沿道に形成された「市街地エリア」の３つのエリアに大別される都市の基本的な土地利用構造を踏まえて、山林・農地などの自然的土地利用と宅地の都市的土地利用の調和を基本とした土地利用を図ります。

土地の有効利用により都市機能の集約化・立地の適正化を図り、身近な職場となる産業系土地利用を拡充して、誰もがまちに出ていきいきと活動する土地利用構造を構築します。

誰もが安心して住み続けることができるよう、土地の管理を促進し、地域特性に即した有効利用を図ることにより、土地の荒廃、都市環境の悪化を抑制します。

● 自然的土地利用と都市的土地利用の調和

山林自然環境エリア、田園集落エリアについては、山林・農地などの自然的土地利用を保全し、都市的土地利用を抑制します。また、市街地エリアについても、用途地域の指定や地区計画などの土地利用に係るルールの策定により周辺の自然環境・農業環境と調和する土地利用を誘導します。

田園集落エリアにおける一定の建物密度を有する集落地を含む地区については、建築物・敷地の安全性や集落の生活利便性・防災性の向上を図るため、都市計画の施行を検討します。

用途地域外の田園集落エリアについては、無秩序な都市的土地利用、開発・宅地化を防止し、良好な自然環境・農業環境を保全するため、環境阻害の恐れのある用途の建築物を制限して、用途地域内への計画的な立地を誘導する特定用途制限地域などの制度の適用を検討します。

市街地縁辺部で既に一定の建物密度を有し公共下水道の整備が行われる地区については、系統的な道路整備を促進しつつ、用途地域の指定などにより、周辺の田園集落環境と調和する土地利用の誘導を図ります。

● 拠点地区市街地における都市機能の利便性を高める土地利用の更新、再編

都市拠点地区・地域生活拠点地区など都市の拠点を形成する地区については、広域的な連携に配慮しつつ地区に求められる都市機能の維持、更新、拡充に向けて、土地の有効利用・高度利用による公共公益施設、商業・業務施設、都市型居住施設などの土地利用、集約再編を進めます。

● 職住近接の土地利用構造の維持・発展

誰もが働きやすく、いきいきとした活動と交流が育まれる都市を目指して、身近な職場となり交流の場となる産業用地を確保し、機能増進を図ります。

磯部温泉の市街地については、碓氷川沿岸の自然的土地利用との調和を図りつつ空き地などの低未利用地を活用し、温泉施設や商業・娯楽施設など観光客を対象とした都市機能の更新、拡充を図ります。

既存の大規模工場用地、工業団地の工業生産機能の増進を図り、それに隣接する幹線道路沿道地区、広域自動車交通の利便性の高い幹線道路沿道地区に既存の工業機能と連携する工業・流通系の産業機能の立地集積を図ります。市街地縁辺部における産業系土地利用の誘導にあたっては、用途地域の指定、地区計画などにより、幹線道路及び沿道の整備と周辺環境に調和する産業系土地利用を計画的に誘導します。

● 幹線道路沿道土地利用の整序

枢要な都市機能が連担し都市軸を形成する国道１８号など、土地利用の変化が著しい幹線道路沿道については、用途地域の指定、特別用途地区などにより、自動車利用者に供する沿道サービス施設、周辺地域住民の生活支援施設などによる沿道土地利用を計画的に誘導します。

● 低未利用地、施設跡地の活用と適正管理

地域社会の高齢化、産業構造の変化や施設の更新整備・統廃合により発生し、防犯・防災、環境衛生、景観などへの様々な阻害要因となる恐れのある施設跡地、空き地・空き家については、土地の有効利用、都市機能の集約化の観点から、地域の特性に沿った市街地整備への活用を図ります。また、建築物・敷地の安全性の確保の観点から、土地・家屋の適正な維持管理を促進し、地域の環境悪化、魅力と活力の低下を防止します。

２．土地利用分類と配置の方針

将来都市像に示された土地利用構成を、地域ごとの現況・動向を踏まえて細分類し、土地利用分類ごとの配置と土地利用の規制・誘導の方針を示します。

◆低層住宅地

- 田園集落地に隣接する市街地縁辺部において既に一定の住宅の建て込みが見られる地区については、低層の住宅市街地と位置づけ、系統的な基盤整備を進めるとともに、緑豊かでゆとりのある戸建住宅地の土地利用の形成を図ります。
- 歴史的建造物や由緒ある寺社を含む閑静な街並みが残されている地区については、低層で低密度の土地利用を誘導し、広域観光交流の資源となる良好な環境や景観を保全します。

◆中低層住宅地

- 公営住宅団地周辺や幹線道路沿道などにおける中低層の集合住宅、小規模な店舗、作業所が戸建て住宅と並存し一定の建物の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、道路交通の利便性を活かした中密度の住宅地の土地利用を誘導します。

◆複合市街地

- 拠点地区や幹線道路沿道において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と並存する既成市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。

◆拠点商業業務地

- 都市に枢要な公共公益施設が集中して立地し、国道１８号と西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の２つの広域交通軸が交差する「市役所周辺」については、拠点商業業務地と位置づけ、幹線道路整備と連動した沿道の整備、公共公益施設の集約再編、跡地の有効活用、既存施設建築物の更新、共同化などにより、商業業務機能の集積を進めます。

◆近隣商業地

- 旧中山道の宿場町の「板鼻宿」「安中宿」「松井田宿」、及び安中駅周辺については、近隣商業地として、旧街道の歩行空間の拡充や空き地・空き家の活用などにより、観光商業機能を含めた店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進します。これにより、地域の生活拠点としての機能の増進・再生と、広域観光交流拠点の交流空間としての再整備を進めます。
- 西毛地域の玄関口に位置し、秋間地区の近隣生活拠点となる「安中榛名駅周辺」については、近隣商業地と位置づけ、商業サービス機能の立地を誘導します。

◆観光商業地

- 宿泊施設を有する温泉街が形成され広域観光交流拠点となる「磯部温泉街・磯部駅北口地区」については、観光商業地と位置づけ、周辺都市や他地区と連携した広域観光交流の促進に向けて、宿泊機能の増進を図ります。また、空き地・空き家を活用し、温泉街としての風情ある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。
- 碓氷関所跡と碓氷峠鉄道文化遺産を有し、碓氷峠、坂本宿と連なる「横川駅周辺地区」については、観光商業地と位置づけ、田園集落エリア周辺の自然環境との調和を図りつつ、歴史的遺構・文化遺産を活かす広域観光交流の拠点地区として、周辺都市や他地区との連携の強化と観光商業機能の充実を図ります。

◆沿道サービス業務地

- 広域交通が多く、都市の土地利用の背骨となる都市軸を形成する国道１８号沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。

- 都市拠点地区を通る南北方向の広域幹線である西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の道路整備にともない、その沿道の内、都市拠点地区に位置づけられ、碓氷川右岸に計画的に整備される街区については、周辺土地利用との調和や地域の既存商業機能との融和を図ることを前提として、地域の生活利便と広域的な道路沿道サービスに供される商業・サービス機能、流通・業務機能の計画的な立地を誘導します。

◆工業・流通業務地

- 市街地縁辺部の一団の既存大規模工場用地、工業団地とそれら既存工業と関連して隣接部に計画的に開発される産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、既存工業機能の増進と活力ある産業機能の誘導を図ります。
- 田園集落エリアの広域自動車交通の利便性の高い幹線道路沿道で、周辺農業生産環境との調和を図りつつ開発整備される一団の産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、自動車交通利便性を利用して、工業生産・物流・流通業務機能の立地を誘導します。

◆田園集落地

- 田園集落エリアの碓氷川・九十九川・柳瀬川の中流域沿岸の集落地と介在する農地については、無秩序な宅地利用を抑制し、農業生産環境、集落の生活環境の保全、改善を図ります。
- 河川上流部の集落地については、市街地と拠点地区との連絡機能を維持・強化して地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、農林業振興施策による山林・農地などの保全管理を促進し、集落環境の荒廃の防止を図ります。

◆自然活用保全地

- 上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園内の山林、国有林・保安林である市域西部の山林自然環境エリアの山林については、自然公園法・森林法により、開発・都市的土地利用を制限し、その土地利用・環境を保全します。
- 田園集落エリアの丘陵斜面、河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している河川沿岸、丘陵斜面の斜面緑地については、地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全、活用を図ります。
- 広域の林間レクリエーションの場であるゴルフ場、森林環境・文化の体験学習の場である「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」「学習の森周辺」「天神山自然の森」「後閑城址公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより、利用の促進と、レクリエーション機能・学習機能の増進を図ります。

土地利用配置方針図

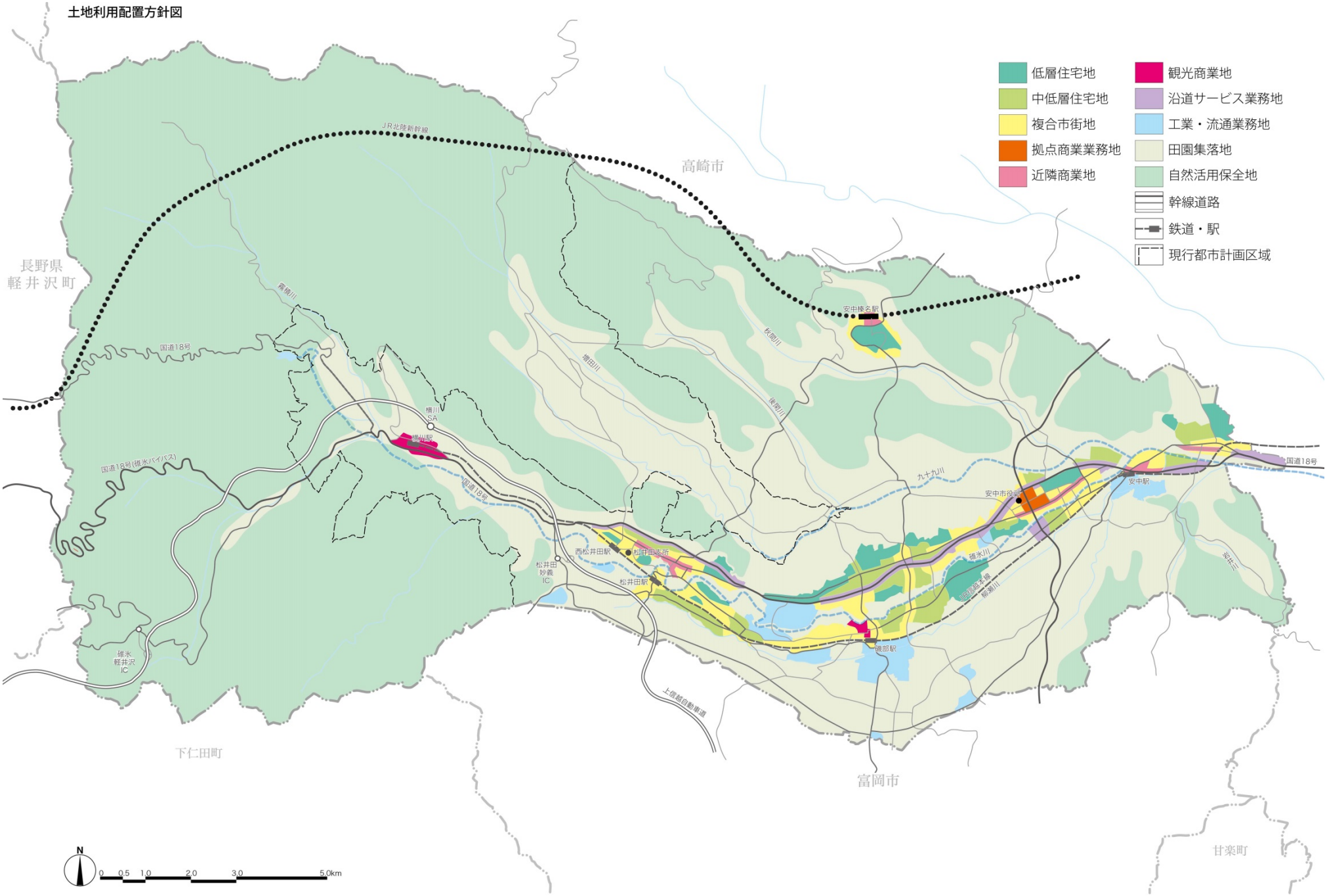
低層住宅地
中低層住宅地
複合市街地
拠点商業業務地
近隣商業地
観光商業地
沿道サービス業務地
工業・流通業務地
田園集落地
自然活用保全地
幹線道路
鉄道・駅
現行都市計画区域
長野県
軽井沢町
高崎市
下仁田町
富岡市
甘楽町
JR北陸新幹線
国道18号
国道18号(碓氷バイパス)
横川SA
横川駅
安中榛名駅
安中駅
安中市役所
西松井田駅
松井田駅
松井田支所
松井田妙義IC
碓氷軽井沢IC
磯部駅
上信越自動車道
九十九川
秋間川
後閑川
碓氷川
鏑川
N
0 0.5 1.0 2.0 3.0 5.0km

４－１－２．市街地整備の方針

将来都市像の実現に向けて、市街地の面的な基盤整備の方針、拠点地区及び公営住宅の整備の方針、市街地の整備手法の適用の考え方を示します。

１．市街地整備の基本方針

都市の人口減少と地域社会の高齢化に対応して、都市拠点地区や地域生活拠点地区を核としたコンパクトで誰もが使いやすく住みやすい市街地の形成を図るため、低未利用地を活用する都市機能の集約配置と、都市機能を支える系統的かつ地域の特性を活かした基盤整備を進めます。

● 拠点地区における都市機能の集約再配置、機能更新

都市拠点地区・地域生活拠点地区などの都市の拠点を形成する地区については、公共公益施設、地域の生活利便施設の集約再配置、機能更新を重点的に進めます。また、施設機能・土地利用の更新と連動して、周辺地域や最寄りの鉄道駅と連絡する幹線道路や土地の高度利用を支え特色ある交流空間となる街路・広場などの基盤整備を計画的に推進します。

一団の既存工場用地・工業団地に隣接する幹線道路沿道の産業拠点地区や、都市拠点地区に新規に整備される幹線道路の沿道地区については、工業・流通業務系の産業機能の誘導を図るため、産業系街区を形成する計画的な市街地整備を促進します。

広域観光交流ゾーンに位置する市街地については、旧街道沿道の街並みなど地域の歴史的資源を活かして広域交流が育まれるよう、交流の場となる道路・広場や訪れる人の利便に供する駐車場・休憩所の整備、商店街の環境整備など、一体的で特色ある市街地整備を推進します。

● 誰もがまちに出やすいユニバーサルデザインの都市機能・都市環境の整備

多くの人々が利用し、地域の暮らしを支援する機能を持つ拠点的な施設や公営住宅の機能更新整備、拠点地区の道路などの基盤整備については、ユニバーサルデザインによる施設・環境の整備に努め、高齢者や障害者をはじめ誰もが使いやすい市街地環境、都市機能を形成します。

● 施設跡地など低未利用地を活用する市街地の更新整備

既成市街地の更新整備については、公共公益施設や産業施設用地の集約再配置にともない生じた施設跡地を、交流・福祉などの拠点施設や都心居住施設の複合施設用地、交流や防災の機能を有する広場などの用地として有効活用していきます。

空き地となった民有地や空き家となった民家については、市街地防災、防犯上の問題に対応して必要な管理を促進する空き家対策を検討します。また、所有者や地権者の協力を得て、市街地居住に向けた住替えのための住宅や地域福祉施設への転用など、市街地整備への活用を図ります。

● 整備事業の計画的な連鎖と土地利用の規制誘導による着実な整備実現

地区の面的・系統的な基盤整備については、土地区画整理事業、工業団地造成事業などの面的市街地整備事業、幹線道路の整備に併せた沿道街区の整備誘導、計画的な開発誘導、小規模連鎖型の事業といった多様な手法を、地域の特性に合わせて検討し、段階的かつ着実に市街地整備を進めます。

２．市街地整備の方針

基本方針に沿って、各市街地の位置と特性を踏まえ、計画的で系統的な市街地の基盤整備を進めます。

■拠点地区市街地の再整備

【都市拠点地区】

枢要な公共公益施設、高次の都市機能が集積し、都市の交通が集中する市役所周辺からＪＲ信越本線安中駅にかけての「都市拠点地区」については、公共公益施設やまちなか居住に資する公営住宅の集約再配置、機能更新を重点的に進めます。また、集約再配置によって生じた施設跡地を、交流・福祉などの拠点施設やまちなか居住施設の複合施設用地、交流や防災の機能を有する広場・公共的駐車場などの用地として有効活用するなど、市街地の再整備を推進します。

市街地の再整備、人の集まる施設の更新・整備については、道路・歩道の拡充、ユニバーサルデザインによる歩行空間整備を促進し、高齢者や障害者をはじめ誰もが使いやすい市街地環境、都市機能を形成します。

安中駅の交通結節機能を高める周辺道路・広場・公共的駐車場などの整備や広域都市圏と都市拠点を連絡する国道１８号、西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備と連動して、適正な沿道整備を計画的に図ります。

【地域生活拠点地区】

原市・磯部地域の地域生活拠点を構成する原市交差点周辺、ＪＲ信越本線磯部駅周辺と松井田地域の地域生活拠点を形成する松井田駅･西松井田駅周辺の市街地については、駅の交通結節機能を高める周辺道路・広場・公共的駐車場などの整備や、地区の幹線道路・主要生活道路の整備と連動して、適正な沿道整備と沿道建築物の更新整備を計画的に図ります。

【広域観光交流ゾーンの拠点地区】

広域観光交流の拠点となり地域生活の支援機能も併せ持つ旧中山道安中宿・安中城址（現安中文化センター）周辺及び旧中山道松井田宿の市街地については、歴史的建造物や街並みを資源として活用し、周辺都市や他地区と連携して広域観光交流を促進する取組みを進めます。また、街並みの保存整備と併せて、訪れる人々の地域との交流の場となり、その利用に供する道路・広場・公共的駐車場・休憩所などの基盤施設や商店街の環境整備を促進します。

磯部駅北側に広がる磯部温泉の市街地については、隣接する碓氷川の河川自然環境・景観を活かし、温泉街としてのたたずまいを演出する特色あるデザインによる道路環境整備、空き地・空き家を活用する広場などの整備を一体的に促進し、宿泊・滞在ができる観光交流拠点としての機能更新、拡充を図ります。

■既成住宅市街地の環境改善整備

道路等の基盤施設の系統的整備が不十分のまま、既に住宅が建て込んでいる住宅市街地については、地区幹線道路の整備を推進するとともに、幹線道路に至る主要生活道路の狭あい区間の市道改良整備や「安中市狭あい道路の整備に関する要綱」の運用による建築時の壁面後退の誘導などにより、住宅地の居住環境、防災性の改善、向上を図ります。

市街地縁辺部にあって既に一定の住宅の建て込みが見られ、公共下水道計画区域に含まれている地区については、公共下水道整備と連動した道路の拡幅整備などにより市街地の基盤を整え、用途地域の指定により周辺田園環境と調和した低層住宅地としての居住環境の改善及び保全を図ります。

■新市街地の開発整備

郷原地区の工業団地や磯部駅南側の一団の大規模工場などに隣接する幹線道路沿道地区については、既存工業機能と連携する産業機能の立地需要に応えて、産業拠点の拡充を図ります。職住近接の都市構造を維持、発展に向けて、市街地開発事業の実施や計画開発の誘導により、産業用地の計画的な開発整備、用地供給を推進します。

市役所周辺の都市拠点地区の市街地に隣接する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）沿道については、都市の生活利便性の向上と職場の確保に資する流通業務系の産業機能の立地誘導を図るため、産業系街区を形成する計画的な開発整備を促進し、都市拠点地区の都市機能の拡充を図ります。

■公営住宅整備

「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、住棟・住戸の適正な維持管理に努めるとともに、建替えを要する住棟・住戸については、生活利便性の高い拠点地区市街地への団地の集約再編、住棟・住戸の移転建替えを推進します。

移転建替えにあたっては、高齢者をはじめ誰もが住みやすい住棟・住戸とするとともに、居住機能に加えて福祉機能、生活利便機能も備えた複合的な施設を想定し、土地の高度利用を視野に入れて整備計画を検討します。

用途廃止された団地、移転建替えされた住棟・住戸の敷地については、各地域の市街地整備に資する用地として活用を図ります。

４－１－３．自然・農業環境の保全・活用の方針

自然活用保全地、田園集落地などの山林や農地の環境保全と広域観光交流などの資源としての活用の方針及び都市的土地利用と自然的土地利用の調整の方針を示します。

１．自然・農業環境の保全・活用の基本方針

都市の貴重な財産である河川上流部や水源地の山林自然環境、河川沿岸や丘陵斜面の身近な自然環境、自然を管理活用する農業が営まれてきた農地の農業生産環境については、開発・都市的土地利用の制限と、農林業の生産活動の場、自然や農業を学習する場として活用し、土地・環境の管理を促進することにより、適切に保全します。

● 自然活用保全地や田園集落地の環境・土地利用の基本的保全

山林・農地など自然的土地利用とその環境については、保全を基本とし、山林自然環境エリア、田園集落エリアにおける都市的土地利用については、周辺の自然環境・農業生産環境と調和するものに限定します。

● 市街地に隣接する碓氷川・九十九川の環境保全、身近な自然環境としての活用

利根川上流水源地の河川環境・水環境を保全するとともに、市街地に隣接する身近な自然環境である碓氷川・九十九川の河川敷については、水に親しむことができる緑地、広場、歩行空間として活用します。

● 山林・農地の学習、交流の場としての活用と活用を通じた荒廃の防止

山林・農地については、自然環境や農業生産を学ぶ場、市民や広域から訪れる人々が交流する場としての活用を図り、環境・土地利用の荒廃の防止を図ります。

２．自然・農業環境の保全・活用の方針

■山林自然環境、河川水環境の保全

河川上流部の自然公園区域の山林、国有林・保安林については、自然公園法・森林法に基づき、開発・都市的土地利用を制限し、環境・土地利用を保全します。

碓氷川・九十九川・柳瀬川とその支流河川の水環境については、水源地の山林の保全管理による水源かん養、河川敷の維持管理、公共下水道整備や合併処理浄化槽の設置による汚水の流入抑制などにより、その環境、水質・水量の保全を図ります。

■市街地に介在する身近な自然環境の保全活用

市街地に隣接する碓氷川・九十九川については、河川の排水・治水機能との調整を図りつつ、河川敷や堤防、管理用道路において広場・歩行空間・自転車通行空間などの整備を促進し、身近な親水空間としての活用を図ります。

市街地周辺部にあって緑豊かで美しい景観を構成している河川河岸段丘の斜面の緑地、田園集落地の里山の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全を図ります。

市街地近傍にある一団の優良農地を含む田園集落地の緑豊かな環境・景観については、特定用途制限地域の指定などにより、保全を図ります。

■広域観光交流拠点の良好で特色ある自然環境の保全、整序

広域観光交流ゾーンを形成する碓氷関所跡・坂本宿の歴史的街並みと鉄道文化遺産の背景となっている周辺の山林自然環境については、散策のルートや風景の眺望広場整備などに活用するとともに、山林の維持管理を促進して、良好で特色ある環境・景観の保全、整序を進めます。

磯部温泉街に隣接する碓氷川の河川敷や沿岸の斜面の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地、地区計画などにより、温泉街と一体となった風情ある景観、水に親しむことのできる環境の保全、整序を図ります。

■自然環境や農業生産環境の体験・学習の場としての活用・整備

群馬県野鳥の森・小根山森林公園、学習の森、観梅公園、天神山自然の森、後閑城址公園などの地域の山林自然環境・農業生産環境と一体となった公園緑地施設については、アクセス道路の整備などにより、体験学習の場としての施設機能の拡充を図るとともに、学習の場を周辺の山林や農地へ広げて、その活用と土地の管理を促進します。

観光農園、貸し農園などにより、都市住民と農業・農村との交流の場として農地の活用を図り、耕作放棄地化などによる農地の環境の荒廃を抑制します。

４－２．道路・交通施設の整備の方針

４－２－１．道路整備の方針

将来都市像の実現に向けて、市民の連携、交流を支える基盤・ネットワークである道路網の配置整備、道路空間の整備の方針を示します。

１．道路整備の基本方針

本市と他都市及び市内各地域間を円滑に連絡し、連携を強化する幹線道路網を整備形成するとともに、誰もがいつでも安全で快適に通行できるよう道路機能・道路空間の拡充・改修整備と維持管理を推進します。

整備の必要性と効果の高い路線・区間から計画的に道路整備を推進し、既存道路を活かした系統的な道路網を形成します。

● 他都市、他地域との交通連絡の強化、交通の円滑化

都市間の連絡や産業活動、広域観光交流に資する広域交通ネットワークを構成する幹線道路の整備促進、交通の円滑化による連絡・連携機能の強化により、都市の活力の増進を図ります。

● 大量通過交通の地域の交通、環境に対する影響の軽減

幹線道路の大量通過交通が地域の生活交通や環境に与える影響を軽減するため、渋滞を緩和する道路の整備・改良、交通安全施設の整備を推進します。

● 地域社会の高齢化に対応する集落・市街地連絡交通路の確保

高齢化する地域社会の生活交通の利便性を確保するため、市内各地域の集落地と最寄りの市街地・鉄道駅周辺拠点地区を連絡する幹線道路の整備・改良を進めます。

公共交通の利便性を高め、利用を促進するため、鉄道駅周辺地区については、駅周辺道路の整備、交通結節機能を持つ交通広場や公共的駐車場の整備を促進します。

● 既存幹線道路の改良整備による道路交通機能、交通安全環境の向上

通学路となっている幹線道路、道路新設整備により交通流動が大きく変化する周辺幹線道路は、重点的に交通安全施設などの道路施設の改良を進め、地域交通の円滑化と歩行者の交通安全を確保します。

● 事業の実現性と効果を推し量った幹線道路網整備の推進

整備の必要性と整備事業の実現性、整備効果を推測し、幹線道路網の段階的な整備計画の策定を検討するとともに、必要に応じて都市計画道路の計画を見直し、着実に系統的な幹線道路網を形成していきます。

● 幹線道路橋梁の耐震化、道路長寿命化、道路維持管理等による幹線道路機能確保

幹線道路の橋梁などの耐震化や道路の長寿命化、道路施設の維持管理を推進し、災害時の避難路・救援路など、幹線道路機能の確保を図ります。

● 生活・交流の場としての道路空間の快適性、安全性及びデザインの向上

広域観光交流ゾーンの道路、広域観光ルートを構成する幹線道路については、バイパス機能を持つ道路整備による自動車交通負荷の低減や、歩道・自転車道の拡充整備、沿道建築物と一体で地域の特色を表現するデザインによる施設整備などにより、交流の場としての道路空間の快適性・安全性の向上を図ります。

また、「道路里親制度」など、沿道の市民の参加協力を得て、地域の幹線道路の管理、美化を促進します。

２．道路整備の方針

〔道路整備の方針〕

■主要（広域）幹線道路 ----------

【国道 18 号の改良整備】

本市を東西に貫く広域交通軸である国道１８号については、交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良等を促進します。

【西毛広域幹線道路の整備】

西毛広域都市圏を南北に結ぶ西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備を促進し、富岡市や高崎市、前橋市などとの広域連携強化を図ります。

■幹線道路 ----------

【南北方向地域連絡幹線道路の整備】

市内各地域の集落地と東西方向に連なる国道１８号沿道の市街地、ＪＲ信越本線の各駅周辺の拠点地区との間を河川や鉄道を越えて連絡する南北方向の県道等の主要道路については、地域連絡交通軸を形成する幹線道路として、路線バスなどの公共交通の運行の円滑化、効率の向上や災害時の避難・救援の経路確保に配慮して、狭あい区間の拡幅や交差点改良など道路の拡充を促進します。

【碓氷川右岸市街地東西連絡幹線道路の整備】

国道１８号の交通混雑・渋滞の緩和と広域観光交流のルートである旧中山道への自動車交通負荷を軽減し、地域産業交通の円滑化を図るため、碓氷川右岸を東西に連絡する地域連絡幹線道路の整備を促進します。

【柳瀬川右岸丘陵上部の東西方向産業拠点連絡幹線道路の整備】

柳瀬川右岸の丘陵上部の田園集落エリアについては、産業拠点と上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ、西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）との間を連絡し産業交通の広域利便性を向上する東西方向の地域連絡幹線道路の整備を推進します。

【旧中山道の地域生活幹線道路、広域観光交流空間としての再整備】

板鼻宿、安中宿、安中原市の杉並木、松井田宿、碓氷関所跡、坂本宿と、沿道に歴史的街並みや歴史遺構、伝統的建造物が連なり、地域商店街が形成されている旧中山道については、広域観光交流のルート・交流空間であり、また、観光商業を担い地域の生活を支援する商業空間として、歩行空間の快適性・安全性向上に向けた整備の推進と、沿道の駐車場や広場の整備を促進します。

■補助（地区）幹線道路

各地域、地区に集散する交通を、幹線道路網に連絡する地区レベルの幹線道路を系統的に配置し、交通の円滑化と交通安全性を向上させる交差点改良、歩行空間の改修を進めます。特に、通学路をはじめ、鉄道駅や主要公共公益施設周辺の道路については、交通安全施設の整備や歩道のバリアフリー化、歩行空間の明瞭化などを推進します。

■主要生活道路

その他、各地域内、地区内の生活交通が集中する主要生活道路については、生活環境の向上、改善、市街地・集落地の防災性の向上のため、沿道の土地利用・建築と連動した道路環境整備を進めます。

■歩行者道・自転車道

都市拠点地区、地域生活拠点地区や学校など主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーン及び広域観光交流ルートの沿道については、歩道の重点的整備を図るとともに、段差解消等のバリアフリー化を推進し、歩行空間の安全性・快適性の向上を図ります。

自然に親しめ、環境にやさしい交通手段である徒歩や自転車利用を促進するため、碓氷川・九十九川の沿岸道路や、広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観の保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車専用レーン、自転車専用道路の整備を進め、歩行・自転車交通のネットワーク化を図ります。

４－２－２．公共交通体系整備の方針

道路網と併せて都市の交通体系を構成する鉄道や路線バスなど公共交通体系とシステムの整備・運用の方針を示します。

１．公共交通体系整備の基本方針

高齢化する地域社会の生活交通手段を確保し、誰もがまちに出て、いきいきと交流するまちにするため、鉄道・路線バスなどの公共交通を、誰もが快適に利用することができる体系・システムに再構築することにより、公共交通の利用を増進し、都市交通の維持、充実を図ります。

● 地域社会の高齢化に対応する鉄道・路線バス等の公共交通の利便性と快適性の向上

地域社会の高齢化に対応した、自家用車に頼らない交通手段として、また、地域の歴史文化とふれあえ自然と人にやさしい観光交流の交通手段として、鉄道・路線バスなどの公共交通機関の路線・運行の維持・拡充を図るとともに、交通施設・設備のバリアフリー化を進め、公共交通の利便性・快適性の向上により利用を促進します。

● 鉄道駅、駅周辺地区の交通結節機能の強化、快適化と鉄道利用の増進

本市の都市交通体系の骨格となり、地域の歴史文化を象徴し広域観光交流のルートを構成するＪＲ信越本線・北陸新幹線の利用増進を図るため、交通結節機能を持つ鉄道駅施設などの拡充整備、バリアフリー化を促進します。この駅施設や駅前の交通施設の整備にあたっては、地域の玄関口にふさわしい景観や機能を兼ね備えた整備を誘導します。

● 中山間の集落地から最寄鉄道駅までの公共的交通手段の確保

鉄道駅から遠く離れた中山間の集落地については、最寄駅や駅周辺の拠点地区市街地と連絡するバス路線の設定、運行の拡充を検討促進します。また、利用人口の分布状況などの制約により定時定路の公共交通機関の運行が困難な地域については、タクシーの利活用の促進など、他の交通手段の確保と利用システムの確立に努めます。

２．公共交通体系の形成整備の方針

■鉄道の整備と利用増進

【ＪＲ信越本線市内各駅の駅施設及び駅周辺の広場など改修整備、バリアフリー化】

ＪＲ信越本線の市内各駅の駅舎など駅施設の改修整備、バリアフリー化を促進するとともに、駅周辺の交通広場、公共的駐車場等の交通結節機能を持つ施設整備を推進し、鉄道利用の利便性・快適性の向上により、鉄道利用を増進します。

乗降客数が多く都市の拠点駅である安中駅については、重点的に都市拠点地区の市街地や枢要な公共公益施設との連絡機能の強化を図ります。

広域観光交流ゾーンの玄関口となる磯部駅、横川駅については、それぞれの地域の顔づくりを念頭に、駅施設や周辺の広場などの改修整備にあたっては、温泉街や鉄道文化遺産と一体となった景観形成や施設整備を図ります。

【市民の交通需要に応える鉄道運行、旅客輸送の充実】

市民の広域的な通勤通学などの交通需要に的確に応えるよう、ＪＲ信越本線・北陸新幹線について、必要な運行形態や輸送力の確保を要請し、市民の鉄道利用の維持促進に努めます。

■路線バス・乗合タクシー等の道路公共交通システムの再構築

【路線バス・乗合タクシー等の合理的な路線・運行形態の検討、設定】

乗合バス・乗合タクシーについて、デマンド対応型交通の需要把握を行い、利便性と運行効率の良い路線・運行形態を検討します。また、必要に応じて、定時定路線の運行の見直しを進め、鉄道交通と連携して、地域の特性に即した合理的な公共交通の体系を再構築します。

鉄道駅周辺の道路整備の推進と連動して、一つの鉄道駅から、鉄道から離れた地域を経由して他の鉄道駅に向かう、両方向運行のバス等の路線設定や、鉄道の運行ダイヤとの接続を考慮した運行ダイヤ等を検討し、鉄道交通と一体なった公共交通ネットワークを確立することにより、総合的に公共交通の利便性を高め、利用を増進します。

【バス交通の利用の快適化、バリアフリー化】

路線バス・乗合タクシー等の路線が設定された道路については、歩道整備、停留所・ターミナル施設及びバスなどの車両のユニバーサルデザインの考え方に基づく機能拡充整備、改修・改装により、バス交通利用の快適化を図ります。

【鉄道・路線バス等圏域外の生活交通手段の確保】

利用人口の分布や道路整備の状況などの制約から、定時定路線の公共交通の運行が困難な地域では、タクシーの利活用や公共公益施設の送迎バスの活用など、他の公共的な交通手段の確保と利用システムの確立に努めます。

交通体系形成方針図

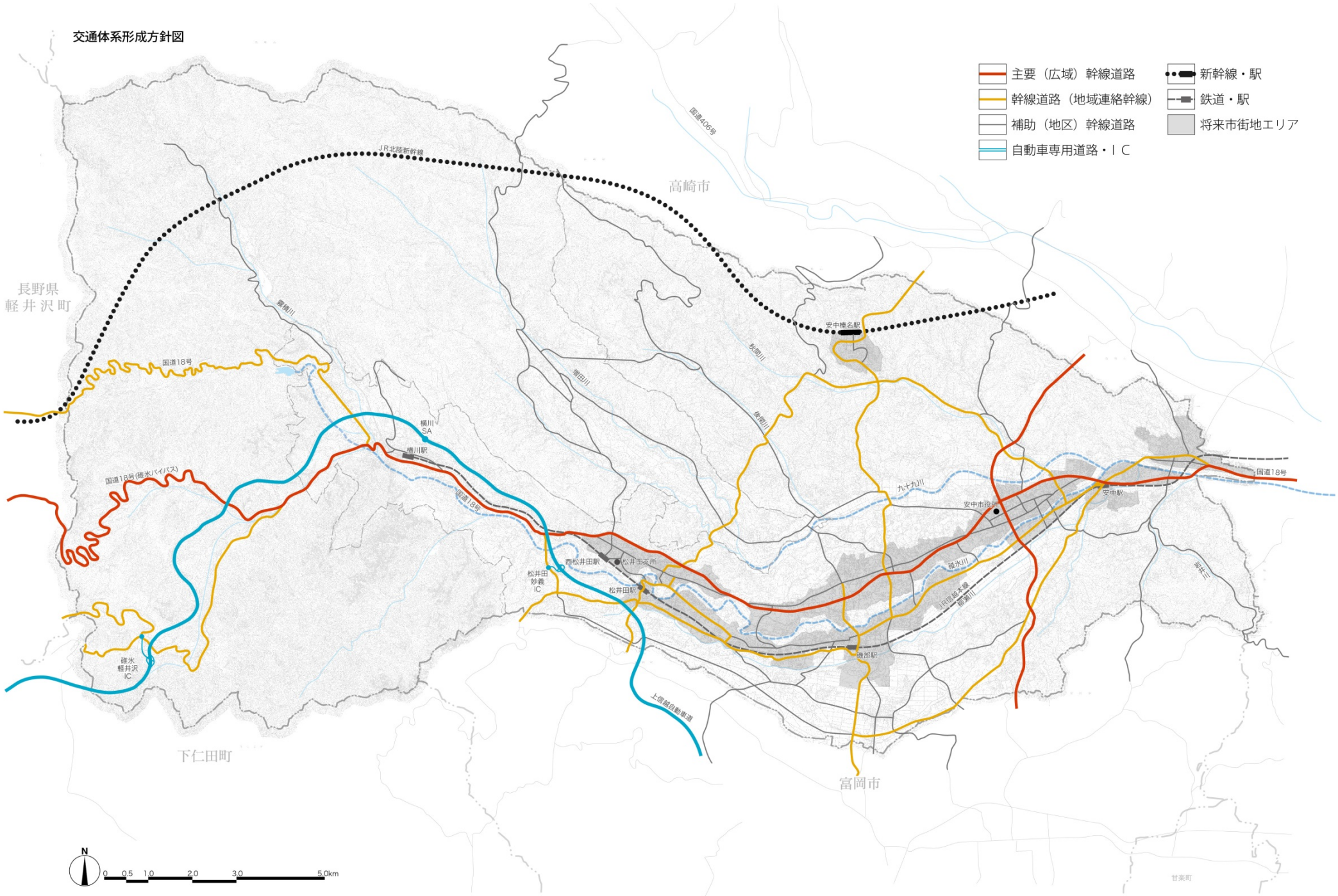
主要（広域）幹線道路
幹線道路（地域連絡幹線）
補助（地区）幹線道路
自動車専用道路・ＩＣ
新幹線・駅
鉄道・駅
将来市街地エリア
JR北陸新幹線
国道406号
高崎市
長野県
軽井沢町
国道18号
国道18号(碓氷バイパス)
横川SA
横川駅
西松井田駅
松井田支所
松井田駅
松井田妙義IC
碓氷軽井沢IC
上信越自動車道
下仁田町
富岡市
安中榛名駅
安中市役所
安中駅
九十九川
碓氷川
JR信越本線
鏑川
後閑駅
甘楽町
N
0 0.5 1.0 2.0 3.0 5.0km

４－３．公園・緑地の整備の方針

公園・緑地の配置整備と機能更新・維持管理の方針を示します。

１．公園・緑地整備の基本方針

地域の自然環境・歴史文化や空閑地を活かして、都市公園・広場・公共スポーツ施設・農村公園などとその他の公共施設緑地との連携、役割分担を図ります。また、保全緑地の配置と併せて、緑の環境と公園利用のネットワークが形成されるよう公園・緑地の配置整備を推進します。

防災機能や観光交流機能などをあわせ持ち、多目的に利用できる公園・緑地の整備を進めるとともに、公園・緑地の整備・維持管理への市民参加を促進し、市民利用のニーズに沿った公園・緑地の更新整備、長寿命化を進めることで、利用の促進を図ります。

● 歴史文化や自然環境を保全、活用する特色ある公園・緑地・広場の整備

地域の歴史遺構や良好な自然環境を保全し、歴史文化や自然を体験・学習する場、広域観光交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備、施設機能更新を進めます。

河川自然環境と親しみながら憩い、交流する場として、治水機能の維持管理と調整を図りつつ、広がりのある河川敷については、親水性のある公園・緑地・広場、スポーツ施設の整備、機能更新を促進します。

● 地域防災機能、観光交流機能等様々な機能を併せ持つ公園・緑地・広場の整備

公園・緑地・広場の配置整備や既存の施設の機能更新にあたっては、地域における利用需要を確認しつつ、地域防災機能や観光交流機能などの機能をあわせ持ち、市街地の公共の空き地として様々な用途に利用することができるよう、機能・形態の整備・更新を進めます。

● 施設跡地等の低未利用地を活用する公園・緑地・広場の整備

施設跡地や空き地などの市街地の低未利用地を活用して、多目的に利用できる広場や商店街のポケットパークなどの整備を検討します。

● スポーツ施設などとのネットワークを考慮した公園施設の機能更新、長寿命化

公園施設は、地域における利用需要、地域防災機能などの機能付加の必要性と、他のスポーツ施設、学校教育施設などとの連携、役割分担を考慮して、効果的で効率の良い機能への更新、長寿命化、適正な維持管理を図ります。

● 公園・緑地整備、管理への市民参加の促進

市民が利用しやすく、多くの人に利用される公園・緑地とするために、整備の計画段階からの市民参加や維持管理活動への市民参加を促進します。

２．公園・緑地整備の方針

■市街地エリアの身近な公園・緑地・広場などの配置整備

【都市公園の配置整備】

幹線道路整備など、他の市街地の整備事業と連携し、公共公益施設の統合再編による施設跡地などの低未利用地を活用します。

既存の公園・緑地やスポーツ施設と有効なネットワークが形成されるよう、既存公園・緑地の利用圏域外の区域における都市公園・緑地の配置整備を推進します。

【防災機能・観光交流機能を持つ公園・緑地・広場の整備】

公園・緑地・広場の整備、施設の機能更新にあたっては、災害時の避難場所や資機材の備蓄倉庫などの地域防災の機能を持つ整備を推進します。

指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、低未利用地の活用による防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

広域観光交流ゾーンの安中城址周辺、旧中山道沿道地区、磯部温泉周辺地区などについては、観光交流の場となり、また、都市居住に潤いをもたらすポケットパークや広場の整備を推進します。

【公園施設・スポーツ施設の機能更新、長寿命化】

地域の公園・緑地の利用需要に即して、施設間の連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、「西毛総合運動公園」「安中市スポーツセンター」「坂本スポーツ広場」をはじめ、公園施設・スポーツ施設の効果的な機能更新整備、施設長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。

■歴史文化・自然環境を保全・活用し交流と学習の場となる公園・緑地の整備

【広域観光交流の拠点となる公園・緑地の整備】

碓氷関所跡、碓氷峠鉄道文化遺産などの遺構、歴史的街並み、妙義山の眺望などの豊富な観光交流資源を有する臼井・坂本地区の広域観光交流ゾーンについては、観光ルートに沿って、遺産・遺構、環境・景観を保全・展示し、広域観光客と地域の環境・コミュニティの交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備を検討推進します。

地域の農業・農村環境を活用した広域観光拠点である「秋間梅林・観梅公園」については、その環境の維持管理の促進や周辺道路の拡充を図り、利用の快適化と利用増進を図ります。

【地域の自然や歴史文化を保存し、体験・学習できる公園緑地の整備】

地域の自然環境や歴史文化を体験・学習する拠点となっている「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」「後閑城址公園」「天神山自然の森」「学習の森」「簗瀬二子塚古墳」については、その施設・環境・文化財を保全・維持管理するとともに、周辺自然環境の保全・活用の促進やアクセス道路の整備による機能の拡充を図り、利用を増進します。

■市民との協働による公園・緑地の整備、維持管理 ----------

【計画段階からの市民参加による利用需要に即した公園・緑地・広場の整備】

市民にとって使いやすい公園・緑地・広場が整備されるよう、計画段階からの市民参加を促進し、市民との協働により整備を行います。

【市民の参加による効率的で効果的な施設機能更新、維持管理】

利用者の立場から安全で使いやすい公園・緑地・広場であり続けるよう、施設機能更新、維持管理活動への市民参加を促進します。

４－４．河川及び供給処理施設の整備の方針

４-４-１．河川整備の方針

河川の改修・管理と河川自然環境の保全、活用の方針を示します。

１．河川整備の基本方針

河川の治水・利水機能を維持、増進する河川改修、河川管理を促進するとともに、地域の自然環境の骨格となる河川環境の保全と、親水空間としての活用を図ります。

● **治水対策としての河川改修、管理の促進**

大量降雨にともなう災害を防止するため、治水対策としての河川改修整備と河川施設の維持管理を促進します。

● **親水空間、オープンスペースとしての河川空間の整備、活用**

水と親しめる自然環境、空閑地として河川自然環境、河川敷の環境の保全と活用を図ります。

２．河川整備の方針

■治水河川改修整備

利根川水系の上流部の碓氷川とその支流の河川については、水源地の河川であるとともに、重点的な水防、砂防を要する県管理の一級河川が大部分であり、治水対策としての河川改修整備と、治水機能を保つ維持管理を促進します。

■市街地内小河川・排水路の改修整備

大量降雨時に異常出水する恐れのある市街地内の小河川･排水路の狭あい部の改修整備を推進し、市街地の浸水災害を防止します。

■親水空間としての河川敷の整備、活用

市街地に隣接する碓氷川･九十九川の中下流部にある一定の広がりを有する河川敷については、河川治水機能との整合を図りつつ、親水性のある公園・緑地・広場の整備、沿岸管理用道路の歩行空間・自転車道の機能の付加整備を進めます。

４－４－２．下水道整備の方針

都市の汚水処理施設の整備の方針を示します。

１．下水道整備の基本方針

公共下水道計画区域における下水道整備事業を推進し下水道加入による水洗化を促進して整備効果の向上を図ります。また、計画区域外において必要な汚水の集中処理の手法・計画を検討しつつ合併処理浄化槽の設置を支援して、地域の水環境の汚濁の防止と生活環境・衛生の向上を図ります。

● 公共下水道計画区域における公共下水道整備事業の推進、下水道加入の促進

公共下水道計画区域については、逐次、事業認可区域を拡大して公共下水道整備事業を推進するとともに、下水道加入による水洗化を促進して事業効果を高めます。

● 汚水の集中処理が合理的である地域における集中処理施設計画の検討、策定

公共下水道計画区域外の汚水集中処理が合理的である地域については、集中処理の手法を検討します。

● 合併処理浄化槽設置の促進

合併処理浄化槽の設置を促進し、地域の河川などの水環境の汚濁を防止します。

２．下水道整備の方針

■公共下水道事業認可区域における事業の推進と下水道加入の促進

利根川上流流域関連公共下水道の事業認可区域における事業を推進するとともに下水道に対する市民の理解を深めて、整備事業済区域における下水道加入による水洗化を促進して、下水道整備事業の効果を高めます。また、布設された下水道管渠の老朽化などに対応する下水道施設の維持管理を推進します。

■公共下水道計画区域における事業認可区域の拡大

事業認可区域内の事業の進捗と計画区域外の汚水集中処理の手法・計画の検討策定状況を勘案しながら、公共下水道の事業認可区域を拡大し、事業の進展、下水道の普及を図ります。

■地域ごとの汚水集中処理の手法・計画の検討、策定と事業化

公共下水道計画区域外であるが建築物の建て込み、連担の状況から汚水の集中処理が合理的で相当であると「汚水処理計画」に位置づけられた地域については、地域の実情に応じた集中処理の事業手法を検討します。

■合併処理浄化槽の設置の促進

公共下水道などの汚水集中処理の事業実施が確定していない地域については、合併処理浄化槽の設置を支援し、単独浄化槽やし尿汲み取り式からの転換を促進して、地域の河川などの水質汚濁を防止します。

４－４－３．上水道整備の方針

上水道施設の整備・更新・維持管理の方針を示します。

１．上水道整備の基本方針

「地域水道ビジョン」に沿って、都市の枢要なライフラインである上水道の水源の確保と水道施設の整備・更新を進め、水質の良い水道水の安定的な供給を図ります。

● **安定的な水供給に向けた水道施設の維持管理、長寿命化、耐震化**

安全な水の安定的供給を図るため水道施設の適正な維持管理、長寿命化、耐震化を推進します。

震災時にも水を供給するライフラインを確保するため、浄水施設や配水管の耐震化を進めます。

● **新たな水需要へ対応する水源の確保、送配水施設の整備**

水需要の変化を的確に見通し、新たな水需要の量と配水先に対応しえる水源の確保、送配水施設の整備を進めます。

２．上水道整備の方針

■浄水施設や配水管の整備、長寿命化、更新

上水道水量の安定と水質の安全性を確保するため、浄水施設整備、老朽管の更新を含めた配水管網の長寿命化や更新など適正な維持管理を推進します。

■浄水施設や配水管の耐震化

震災時にも水を供給するライフラインを確保するため、浄水施設や配水管の耐震化を進めます。

■新規産業立地など新たな水需要に応える水源の確保、送配水施設の拡充

産業用地整備、企業立地などによる新たな水需要に対応して用水を供給し得るよう、水源の確保を図るとともに、必要に応じて送配水施設の整備・拡充を進めます。

４－５．都市環境・景観の整備・形成の方針

４-５-１．都市環境の管理・整備の方針

良好な都市環境の形成、保全に向けた環境管理、環境浄化の方針を示します。

１．都市環境の管理・整備の基本方針

「環境基本計画」に沿って、自然環境と共生・調和し、資源やエネルギーを大切にして、健やかで快適に暮らすことのできるよう、都市環境の悪化を防止し、環境浄化、美化、緑化に努め、清らかできれいな都市環境を形成します。

● 宅地内や公共施設の緑化等の身近な緑の保全・創造

宅地内と公共施設の緑化を促進し、公園・緑地・広場、保全緑地と合わせて、緑のネットワークを形成し、緑あふれ心やすらぐ都市環境を形成します。

● 自然と共生する施設整備、市街地整備の促進

都市の基盤施設整備、市街地開発整備にあたって、地域の自然環境、生態系に配慮して自然と共生する形態、機能と工事手法による整備を促進します。

● 廃棄物の適正な収集処理による環境悪化の防止

廃棄物処理施設の改良整備、管理による処理性能の維持と収集体制・ルールの周知、徹底により、適正な収集処理を行い、廃棄物による地域環境の汚染・悪化を防止します。

● 地域環境の管理体制の強化による環境悪化の防止

市民参加を促進して地域の環境の監視・管理体制を強化し、ごみの不法投棄や空き地・空き家の放置などによる環境の悪化を防止します。

● 公共交通・自転車交通の利用促進による二酸化炭素排出量の抑制

公共交通・自転車交通の利用を促進して、自動車交通からの発生する二酸化炭素の排出量を抑制します。

２．都市環境の管理・整備の方針

■都市緑化の推進

生け垣の奨励に関する補助制度や建築協定などのルールの適用により、宅地内の樹木・樹林の保全や緑化を促進します。

道路整備や公共公益施設の整備、改修に際して、敷地内の緑化を推進します。

工場用地など新たな宅地開発整備にあたって、「地域開発事業指導要綱」の運用、地区計画、建築協定、緑化協定などにより、宅地内の緑化を誘導します。

■環境・生態系に配慮した機能・形態・工法による施設整備の促進

道路などの都市基盤施設の整備、公共公益施設の整備、宅地開発や建築の誘導については、地域の水循環の維持、水源のかん養、水環境の維持に繋がる雨水浸透性のある施設整備、省エネルギー型・自然エネルギー活用型の施設整備、生態系に配慮した多自然型の施設整備など、自然と共生する形態、機能と工事手法による整備を促進します。

■廃棄物処理施設の改良整備、維持管理の推進

クリーンセンターのごみ処理施設・し尿処理施設については、適正処理のための性能水準を維持する改良整備、長寿命化、維持管理を推進します。

■ごみ収集の体制・ルールの周知・徹底

各地区のゴミステーションによる一般ごみの収集の体制・ルールを周知・徹底し、違法ごみの放置などによる環境悪化を防止します。

宅地の開発整備に際しては、「地域開発事業指導要綱」の運用などにより、ゴミステーションの適正な配置を誘導します。

■廃棄物の不法投棄や公害の要因となる空き地などの転換、適正管理の促進

土地利用の規制誘導により、不法投棄の対象になる恐れの強い空き地や耕作放棄地、公害発生の恐れのある住宅地に近接する工場・事業所の土地利用の転換と適正管理を促進し、不法投棄や公害発生を防止します。

■合併処理浄化槽の設置の促進による河川環境の汚濁の防止

公共下水道などの汚水集中処理の区域外では合併処理浄化槽の設置を支援し、生活雑排水による河川環境の汚濁の防止に努めます。

■公共施設管理への市民参加の促進

「道路里親制度」など、市民参加により地域の道路や公園・緑地などの公共施設の管理、美化を行う制度の確立と適正な運用を図るとともに、地域の自治組織や各種団体を中心に、身近な環境の管理、美化・浄化を進めます。

■空き地・空き家対策の検討・推進

空き家については、「空き家対策」を検討し、対策措置を講じて空き地・空き家による環境悪化を防止します。

■公共交通・自転車交通の利便性向上による利用促進

総合的な都市の交通体系の再構築、公共交通の利便性・快適性の向上による利用促進、自転車通行空間のネットワークの整備による自転車利用の促進により、自家用車の利用交通を抑制し、排出ガスの影響の軽減を図ります。

■墓苑の整備

市営霊園墓地については、自然環境と調和する適地への整備を検討します。また「すみれケ丘聖苑」の適正な維持管理に努めます。

４−５−２．都市景観形成の方針

魅力ある都市景観の形成、保全に向けた施設や建築物の形態の誘導方針を示します。

１．都市景観形成の基本方針

雄大な自然景観、歴史・文化の感じられる街並みを活かして、穏やかな暮らしといきいきした交流の背景となる個性と魅力のある美しい都市景観を形成します。

● 美しい自然景観・眺望と緑豊かな市街地景観の保全、形成

美しい景観・眺望を日々眺めて暮らし、囲まれていきいきした交流が育まれるよう、市街地の整備や施設・建築物の形態の誘導を進めます。

● 地域の歴史・文化を表わす特色ある街並み景観の保全、形成

広域観光交流の資源となり、地域の歴史・文化を感じ、学び、継承することができる旧中山道の宿場町の風情ある街並みの保全、形成を図ります。

● 幹線道路沿道の秩序ある沿道景観形成

土地利用転換の動向が著しい広域幹線道路沿道では、沿道敷地の建築物の形態の誘導により、秩序ある沿道景観の形成を図ります。

２．都市景観形成の方針

■「景観計画」に沿った計画的、重点的な景観形成

「景観計画」を検討・策定し、「景観行政団体」として、必要に応じて、広域観光交流拠点や都市拠点に「景観重点地区」を設定し、交流の資源となる特色ある街並み景観の形成を図ります。

■山並みの眺望の確保

市民が誇る妙義山などの山並みの眺望、景観を保全するため、市街地において建物の高さを制限する「高度地区」など建築物の高さの規制誘導を検討推進します。また、市街地から眺望される斜面緑地への「地域制緑地」の指定を検討するとともに、山並みや河川を眺望できるポイントとなる公園・広場の配置整備を進めます。

■屋外広告物の制限

良好な街並み景観、幹線道路沿道景観を実現するため、県屋外広告物条例の適切な運用を促進し、景観を阻害する屋外広告物を制限します。

■住宅地の宅地内緑化の促進

住宅地については、生け垣など敷地内の緑化と建築協定などによる建築の形態の誘導により、緑多い穏やかな景観の形成を図ります。

■産業用地の緑化

一団の産業用地については、緑化協定などによる工場緑化により、周辺環境・景観と調和した景観形成を促進します。

４－６．都市防災の方針

災害に備える防災まちづくりの方針を示します。

１．都市防災の基本方針

災害に備えて、施設・建築物の不燃化・耐震化を促進し、「地域防災計画」に沿った災害時の避難・救援活動の拠点と経路、ライフライン、地域の自主防災組織の身近な活動拠点が確保されるよう、施設整備と土地利用の誘導を進め、被害の拡大を防止します。

● 施設建築物・道路・ライフラインの耐震化、不燃化による災害拡大の防止

施設建築物の耐震化・不燃化を促進し、震災被害の拡大を未然防止するとともに、災害時の避難・救援・消防活動の経路、ライフラインの耐震化により、災害時の必要な活動の円滑化を図ります。

● 指定避難場所等への防災機能の付加整備、自主防災組織の身近な防災拠点の確保

災害時の避難・救援活動の経路・圏域を考慮した防災拠点の配置、位置づけと防災活動拠点としての機能の整備を推進します。

● 治山・治水対策による洪水災害、土砂災害の防止

災害を未然に防止する治山・治水対策を推進します。

２．都市防災の方針

■市街地建築物の耐震化、不燃化

市街地の建築物の耐震化、不燃化を促進し、震災時の倒壊・延焼を防止します。

建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い拠点市街地では、防火地域・準防火地域の指定を検討し、市街地の耐震・耐火性能の向上を図ります。

■道路・橋梁の耐震化

災害時に避難・救援の主な経路となる路線の道路・橋梁の耐震化、長寿命化と適正維持管理を推進し、ブロック塀の生け垣化などの沿道の敷地・建築物の構造・形態の誘導により、災害時の経路の確保を図ります。

■ライフラインの耐震化、消防水利の拡充整備

上水道の浄水施設・配水管網などのライフラインの耐震化と消防水利の拡充整備により、災害救援や消火活動の円滑化を図ります。

■避難場所に指定された公園・緑地・広場などへの防災機能の付加、拡充

「地域防災計画」で避難場所、ヘリポート適地と指定された公共公益施設、公園・緑地・広場については、防災資機材の備蓄倉庫や情報通信機器などの防災機能の整備を進めるとともに、周辺の道路やライフラインの耐震化を重点的に推進し、災害に備えます。

■地域の自主防災組織の単位に即した身近な避難場所の確保

指定避難場所や救援活動のためのヘリポート適地への距離が遠く、災害時の避難などの経路確保が困難な地域については、自主防災組織の活動計画に沿って、身近な地域の既存公共公益施設や低未利用地を活用して、一時的な避難場所となる防災機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を検討します。

地域における自主防災組織を確立し、ハザードマップなどによる防災情報を共有して、身近なコミュニティの圏域における避難・救援の活動計画を立案し、計画に沿った地域の防災機能の拡充を図ります。

■治山・治水対策の推進

水害を防止するため、河川改修など総合的な治水対策を推進します。

山間部では、土砂災害や地滑りなどを防止する砂防・治山対策を推進します。

５．地域別構想

５．地域別構想

５－１．地域の区分と構成

都市整備構想を受け、市内の各地域の状況・特性に即して、地域ごとの都市づくりの目標とまちづくりの施策・活動の指針となる「地域別構想」を、市域を都市拠点・地域生活拠点を中心とした３つの地域『安中・秋間地域』『原市・磯部地域』『松井田地域』について定めます。

この地域別構想の計画区域である３つの「地域」は、市内の行政区のまとまりである１４の「地区」を、４地区、４地区、６地区に区分して構成しています。

◆地域別構想３地域と 14 行政区及び住居表示区域との対応

地域別構想地域	行政区	地域	備　考
安中・秋間　地域	安中　地区	中宿、安中、高別当、古屋、小俣	全域都市計画区域内
	岩野谷　地区	岩井、野殿、大谷	〃
	板鼻　地区	板鼻	〃
	秋間　地区	西上秋間、東上秋間、中秋間、下秋間、秋間みのりが丘	〃
原市・磯部　地域	原市　地区	原市、郷原、嶺、簗瀬	〃
	磯部　地区	上磯部、磯部、西上磯部、東上磯部、下磯部、大竹	〃
	東横野　地区	中野谷、鷺宮、上間仁田、下間仁田	〃
	後閑　地区	下後閑、中後閑、上後閑	〃
松井田　地域	松井田　地区	新堀、松井田	〃
	西横野　地区	人見、二軒在家、八城、行田	〃
	臼井　地区	横川、五料	両地域ともに一部都市計画区域外
	坂本　地区	峠、坂本、原、入山、北野牧、西野牧	坂本・原地域については一部都市計画区域外、その他の地域については全域都市計画区域外
	九十九　地区	下増田、高梨子、国衙、小日向	高梨子・国衙地域については一部都市計画区域外、その他の地域については全域都市計画区域外
	細野　地区	土塩、新井、上増田	全域都市計画区域外

◆地域別構想地域区分

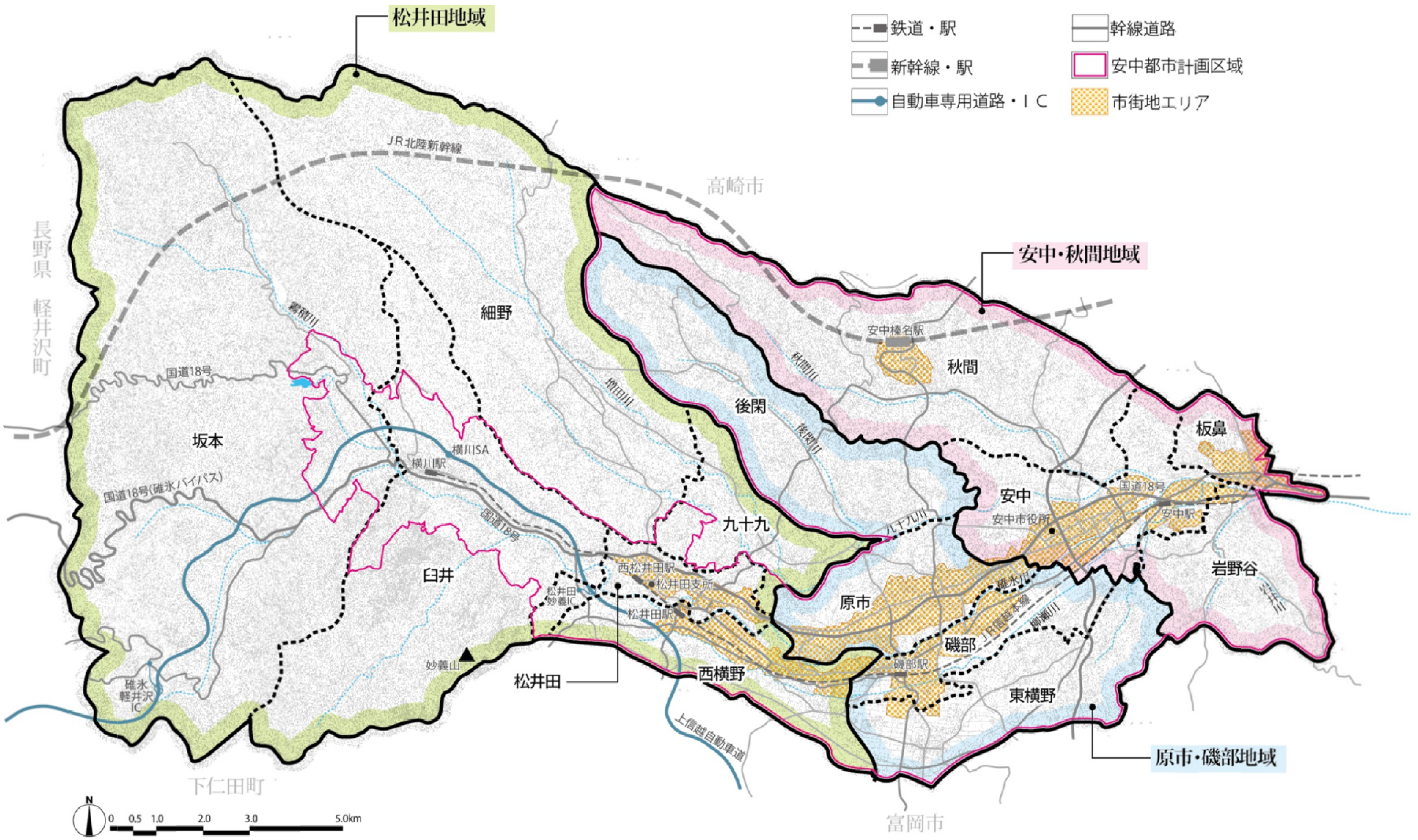
松井田地域
安中・秋間地域
原市・磯部地域
鉄道・駅
新幹線・駅
自動車専用道路・ＩＣ
幹線道路
安中都市計画区域
市街地エリア
JR北陸新幹線
高崎市
長野県
軽井沢町
下仁田町
富岡市
細野
坂本
臼井
松井田
西横野
九十九
後閑
秋間
安中
板鼻
岩野谷
原市
磯部
東横野
国道18号
国道18号(碓氷バイパス)
横川SA
横川駅
西松井田駅
松井田駅
松井田支所
松井田妙義IC
妙義山
碓氷軽井沢IC
安中榛名駅
安中市役所
安中駅
磯部駅
JR信越本線
上信越自動車道
碓氷川
鏑川
秋間川
後閑川
八十九川
0 0.5 1.0 2.0 3.0 5.0km

５－２．安中・秋間地域

１．地域の位置と構成

安中・秋間地域は、市域東部の碓氷川下流部及びその支流である九十九川、秋間川､岩井川の流域の安中地区、岩野谷地区、板鼻地区、秋間地区の４地区から成る地域です。

地域は全域が都市計画区域であり、国道１８号沿道と、ＪＲ北陸新幹線安中榛名駅周辺に市街地が形成され、用途地域が指定されています。

◆安中・秋間地域の位置と構成

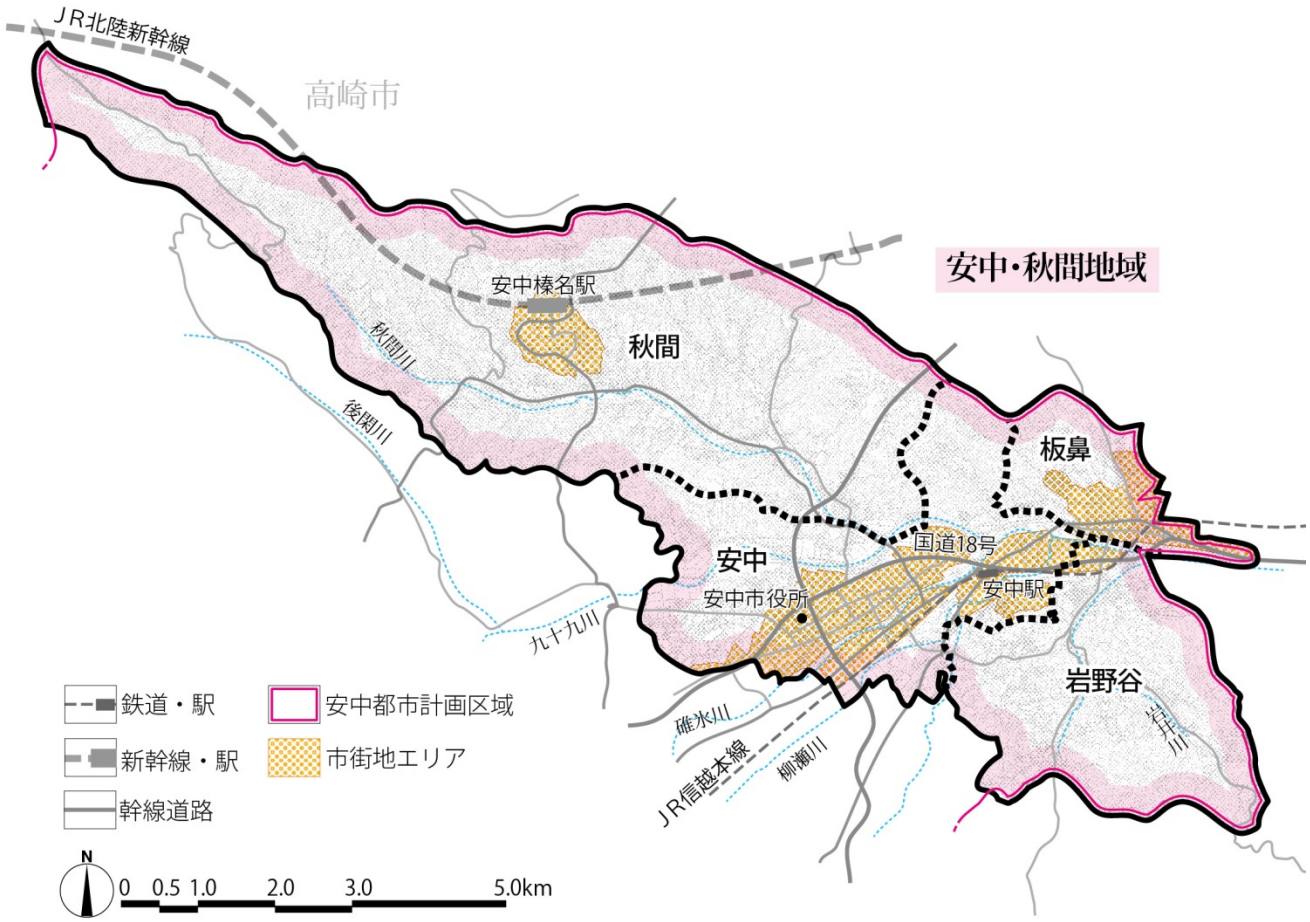

２．地域内の各地区の概況と主なまちづくりの課題

（１）安中地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

安中地区は、旧中山道安中宿を中心に形成され、安中市の枢要な都市機能が集積した都市拠点の市街地を擁する地区です。

旧中山道と並行して地区の中央部を東西方向に国道１８号が通り、東側は板鼻地区を経て高崎方面、西側は原市地区、松井田地区を経て長野県軽井沢方面と連絡し、大量の広域自動車交通の通過があります。

地区南部の碓氷川右岸にはＪＲ信越本線が通り、東部の国道１８号と県道吉井安中線の交差点付近には都市の公共交通の拠点である安中駅があります。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、昭和６０年代から減少傾向にありましたが平成１７年以降はその減少に歯止めがかかり、平成２２年国勢調査人口は、１２，１０５人と市内１４地区で最も大きな規模を維持しています。

世帯数は、一貫して増加を続け、平均世帯構成人員数は、平成２２年には、２．６７人／世帯まで減少しています。

人口年齢構成は、他地区に比べて老年人口の比率が少なく（平成２２年：２５．９％）、年少人口が多く、比較的若い社会構造が維持されています。

◆安中地区の人口の推移

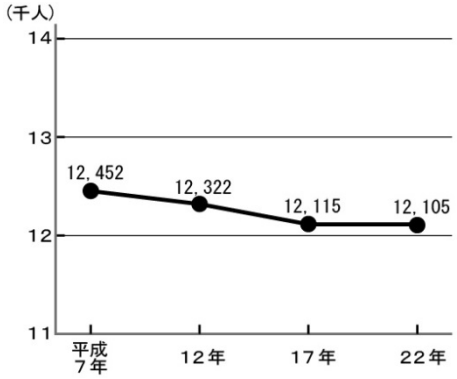

◆安中地区の人口年齢構成

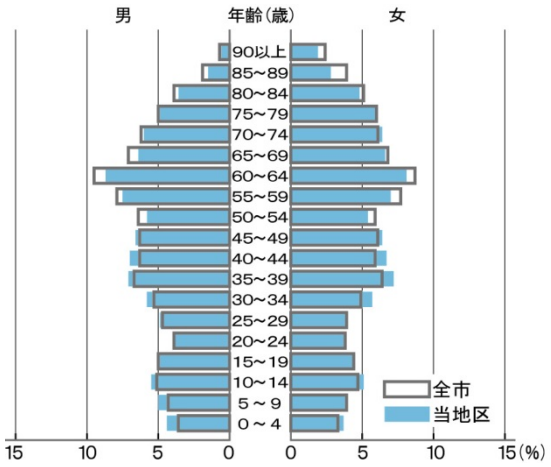

【土地利用の現況・動向】

碓氷川と九十九川に挟まれた国道１８号・旧中山道の沿道には、市役所や文化センターなどの都市の拠点となる機能が立地した中心市街地が形成され、武家長屋や旧安中藩群奉行役宅、旧碓氷群役所などの歴史的建造物も数多く残されています。

平成７年度国勢調査までは、この市街地の大部分が４０人／ｈａ以上の人口密度を有する人口集中地区（ＤＩＤ）でしたが、その後の人口減少により密度は低下し、空き家や施設跡地の空き地が見られるようになりました。

国道１８号沿道には沿道商業・サービス施設が数多く立地し、広域交通の沿道利用と地域の生活サービスに供されています。

地区南東部のＪＲ信越本線安中駅南側の丘陵斜面は、昭和初期から操業を続ける一団の工業用地です。

国道１８号北側と地区南部の碓氷川とＪＲ信越本線との間は、小規模な開発と住宅のバラ建ちにより市街化が進行した住居系の市街地であり、それに隣接する農村集落地の一部では農地の転用と耕作放棄地化が見られます。

地区北部の九十九川沿岸と南部の柳瀬川沿岸は沿岸平野部の田を主とする農地からなる田園・集落エリアであり、後背の丘陵地は山林自然環境エリアに連なる山林やゴルフ場となっています。

【まちづくりに係る住民意向】

安中地区の住民による地区環境の評価は、全市の平均と同様に満足より不満の方が多い項目が大部分を占めますが、交通や買い物のしやすさなどの都市的の利便性については他地区より不満の度合は低く、街並み景観やコミュニティについては若干不満が強くなっています。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、歴史的建造物を活用する広域観光の振興、空き地・空き家や耕作放棄地の適正管理とまちづくりへの活用、歩行空間の整備や交通安全性の向上について意見が多くありました。

◆安中地区住民による地区環境評価

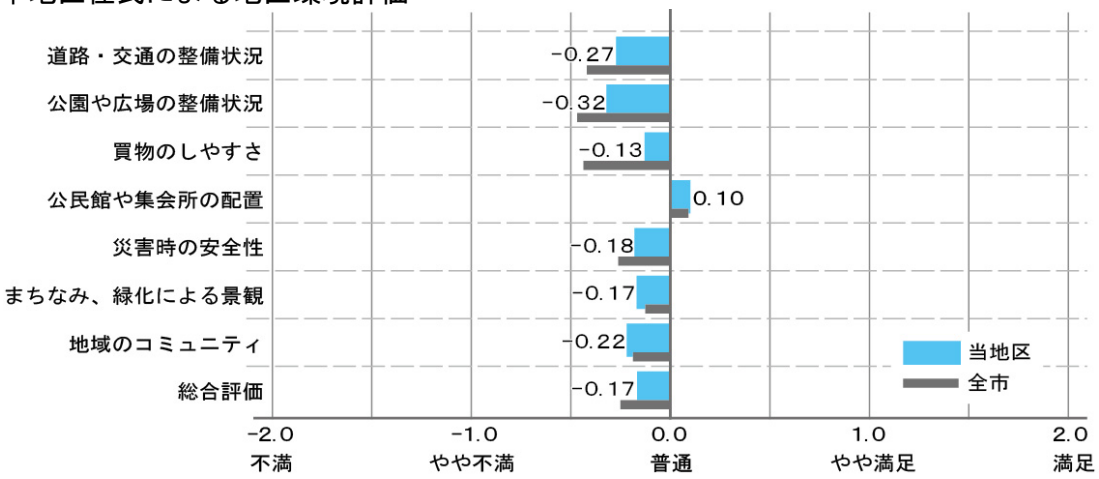

② 地区の主なまちづくりの課題

- 都市拠点地区としての広域連携、市内各地域との連絡の強化
- 都市拠点地区の枢要な公共公益施設の機能更新、再編再配置
- まちなか居住、観光交流と連動する中心市街地の再整備、活性化
- 国道１８号・西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の沿道土地利用の整序、計画的沿道街区形成
- 空き地・空き家、施設跡地の適正管理と有効利用
- 市街地外縁部における生活道路などの基盤施設の系統的な整備
- 河川や鉄道を越えて南北方向に地域を連絡する幹線道路の整備
- 都市の拠点駅である安中駅の周辺市街地、地域との連絡機能の強化
- 市街地建築物の耐震化・不燃化、道路・橋梁の耐震化
- 旧中山道安中宿・安中城址周辺の歴史的街並み景観の保全整備、広域交流資源としての活用
- 山並みの眺望、河川沿岸の自然環境・景観の保全

（２）岩野谷地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

岩野谷地区は、市域の東端にあり東側を高崎市、南側を富岡市と接する地区であり、北側を流れる碓氷川の支流の岩井川流域の田園集落地の地区です。

地区北部には、国道１８号とＪＲ信越本線が通り、東西方向の国道１８号と南北に交差し岩井川沿いに走る県道前橋安中富岡線と吉井安中線が地区の交通の骨格を形成しています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、平成１２年以降、次第に減少している傾向にあり、平成２２年国勢調査人口は２，９４１人となっています。

世帯数は、増加を続け、平均世帯構成人員数は、平成２２年には、２．５２人／世帯まで減少しています。

人口年齢構成は、他地区に比べて若干老年人口の比率が大きく（平成２２年：２９．７％）、比較的高齢化の速度が速い社会構造となっています。

◆岩野谷地区の人口の推移

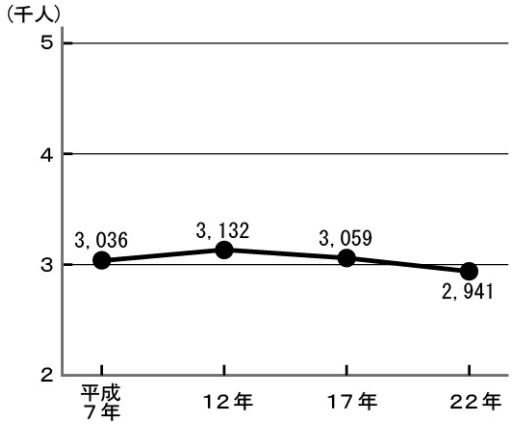

◆岩野谷地区の人口年齢構成

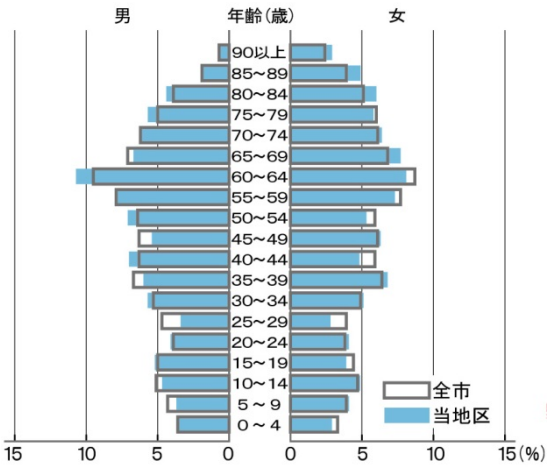

【土地利用の現況・動向】

地区北部の国道１８号沿道には、比較的規模の大きい商業施設や沿道型の流通・業務施設が立地しています。

ＪＲ信越本線の南側沿線には田を主とする一団の農地が、南部の丘陵上部には桑畑を主とする農地があり、県道沿道の集落地と合わせて、田園集落地を形成しています。

地区南部、東部は他市にまたがる山林自然環境ゾーンですが、桑畑と山林の一部に土地利用転換の動向と自然環境・農業生産環境の荒廃がみられます。

【まちづくりに係る住民意向】

岩野谷地区の住民による地区環境の評価は、全市の平均と同様に満足より不満の方が多い項目が大部分を占めますが、買い物のしやすさや公民館や集会所の配置については他地区より不満の度合は低く、公園や広場の整備について、地区の地形の制約もあってか、不満の度合が特に強くなっています。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、災害時の地形の高低差や河川及びその浸水・洪水などの分断要素に対応する避難路・救援路の確保や、小規模な自主防災組織の防災拠点となりえる公園や広場の整備への意見が数多く寄せられました。

◆岩野谷地区住民による地区環境評価

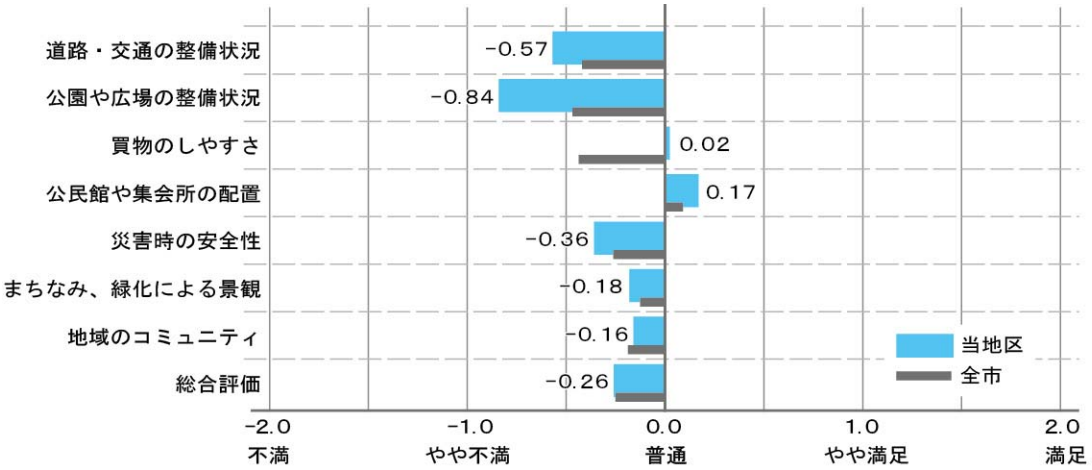

② 地区の主なまちづくりの課題

- 国道１８号の沿道土地利用の整序
- 河川や地形の高低差を越えて地域内の集落地と拠点地区市街地を円滑に連絡する交通路の整備、災害時の経路確保
- 自主防災組織の防災拠点となる身近な公園・緑地・広場の配置整備
- 耕作放棄地、荒廃山林の適正管理と農地・山林の有効利用の促進

（３）板鼻地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

板鼻地区は、碓氷川の市内最下流部左岸で東側・北側を高崎市と接する地区であり、地区南東部は、国道１８号と複数の県道、ＪＲ信越本線が碓氷川左岸に集中して並行する交通回廊を形成しています。

地区南側の安中地区市街地や岩野谷地区とは、碓氷川により隔てられており鷹之巣橋、石井橋などの橋梁により連絡しています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、平成１２年をピークとして減少に転じ、以降、次第に減少している傾向にあり、平成２２年国勢調査人口は、４，０８９人です。

世帯数は、一貫して増加を続け、平均世帯構成人員数は、平成２２年には、２．７１人／世帯まで減少しています。

人口年齢構成は、他地区に比べて年少人口・老年人口の比率が少なく、生産年齢人口が多い（平成２２年：６６．０％）構成となっていますが、団塊の世代が多く、今後、急速な高齢化が予測されます。

◆板鼻地区の人口の推移

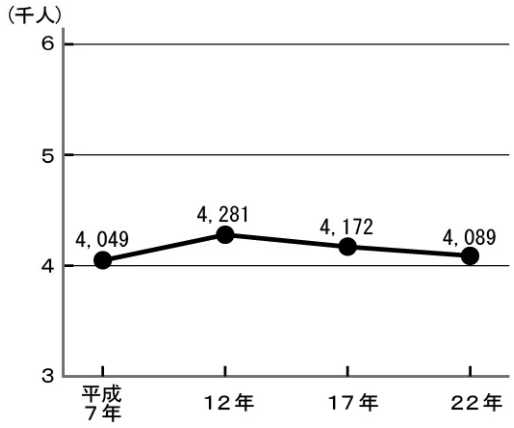

◆板鼻地区の人口年齢構成

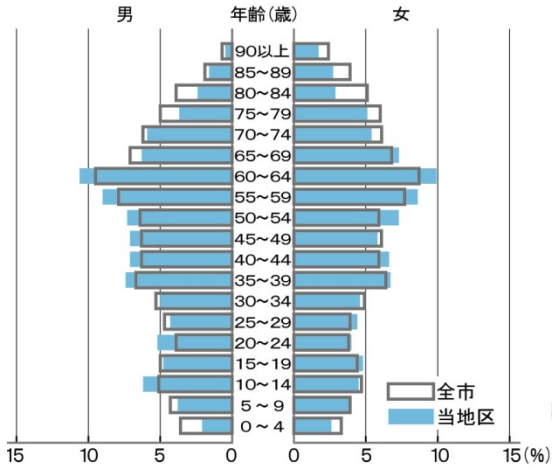

【土地利用の現況・動向】

碓氷川沿岸の平坦地は、既成市街地となっており、旧中山道沿道には近隣商業・サービス施設が集積し、板鼻宿の歴史的街並みが残されています。

国道１８号沿道には流通業務施設が集積しています。

地区東部の大谷津川に沿った県道箕郷板鼻線沿道と西部の丘陵上部は小規模な開発により、低層戸建ての住宅地が形成されています。

大谷津川上流部は、高崎市域に連なる大規模な農地が開けた田園集落地であり、地区北西部の秋間地区に連なる山林には、「天神山自然の森」が設けられ、市民の自然とのふれあいの場となっています。

【まちづくりに係る住民意向】

板鼻地区の住民による地区環境の評価は、全市の平均と同様に満足より不満の方が多い項目が大部分を占めますが、買い物のしやすさについては他地区より不満の度合は低く、道路・交通の整備状況や災害時の安全性について不満の度合が強いことが特徴的です。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、地域社会の高齢化に対応した空き家対策や鉄道利用の利便性の向上と浸水の恐れのある災害時の避難場所や避難路の確保について多くの意見がありました。

◆板鼻地区住民による地区環境評価

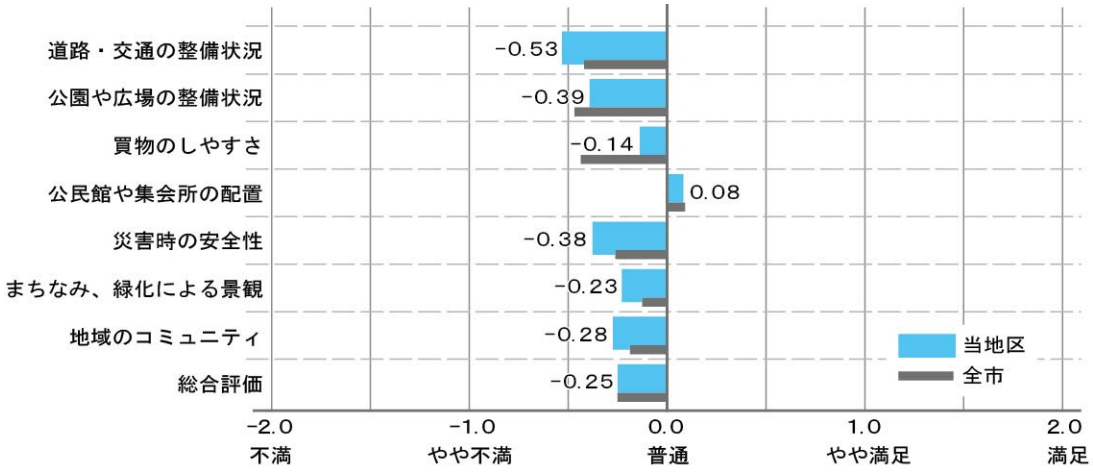

② 地区の主なまちづくりの課題

- 板鼻商店街の地区の生活サービス機能の更新、活性化
- 板鼻宿の歴史的街並みと身近な親水空間としての板鼻川の保全、活用
- 空き地・空き家、施設跡地の適正管理と有効利用
- 河川や地形の高低差を越えて南北方向に地域を連絡する交通路の整備
- 鉄道交通の利便性の向上
- 市街地建築物の耐震化・不燃化、道路・橋梁の耐震化
- 山並みの眺望、河川沿岸の自然環境・景観の保全

（４）秋間地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

秋間地区は、市域北東部で北側を高崎市と接する地区であり、城下橋付近で九十九川と合流する秋間川の流域の地区です。

秋間川に沿った県道安中榛名湖線、恵宝沢原貝戸線が地区の交通の骨格を形成し、地区と安中地区の都市拠点地区を連絡しています。

地区北部にはＪＲ北陸新幹線安中榛名駅があり、駅前を通る主要地方道下仁田安中倉渕線が、安中榛名駅周辺に計画的に開発整備された秋間みのりが丘の市街地と南側の原市・磯部地域、北側の高崎市榛名地域を連絡しています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、平成１７年まで漸減傾向にありましたが平成１７年以降は増加に転じ、平成２２年国勢調査人口は、３，４９４人となっています。

世帯数は、一貫して増加を続け、平均世帯構成人員数は、平成２２年には、２．５２人／世帯まで減少しています。

人口年齢構成は、他地区に比べて団塊の世代が多いため、生産年齢人口の比率が大きく（平成２２年：６０．５％）なっていますが、今後は、急速な高齢化が予測されます。

◆秋間地区の人口の推移

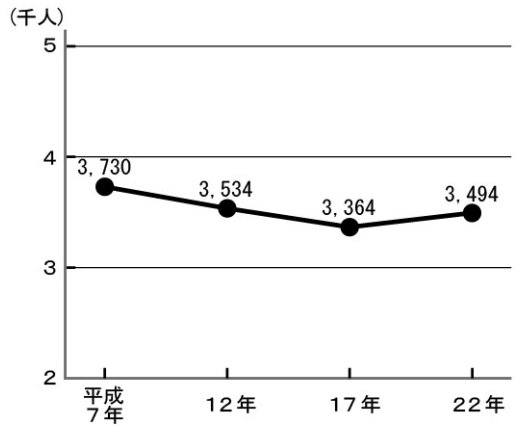

◆秋間地区の人口年齢構成

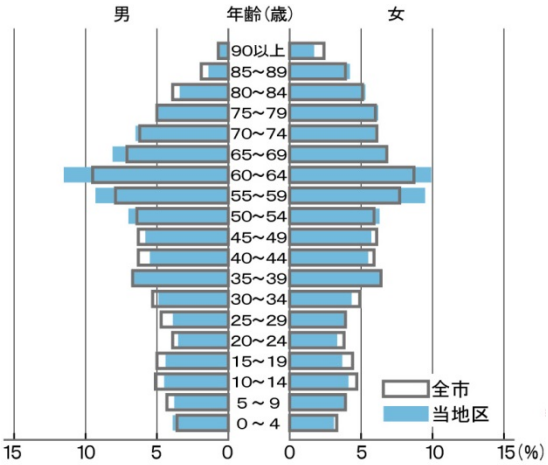

【土地利用の現況・動向】

地区の市街地は、安中榛名駅周辺の秋間みのりが丘に計画的に開発整備され、駅隣接街区は商業業務地、その他は低層戸建て住宅として土地利用される計画です。

その他の区域は、河川沿岸の農地と集落地からなる田園集落地と丘陵斜面及び上部の山林であり、丘陵上部には４つのゴルフ場があります。

また、地区西部の丘陵上部には観梅公園が整備され、周辺の農地とともに秋間梅林の観光交流ゾーンを形成しています。

秋間川最上流の山林は、松井田地域の上信越高原国立公園地域に連なる国有林の区域です。

【まちづくりに係る住民意向】

秋間地区の住民による地区環境の評価は、全市の平均と同様に満足より不満の方が多い項目が過半を占めますが、公園や広場の整備状況と街並み・緑化による景観については、満足と不満がほぼ拮抗しています。また、代わって、道路・交通の整備状況と買い物のしやすさについての不満の度合が特に強いことが特徴的です。

また各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、日用品を購買できる店舗の立地誘導や生活交通に供するバスの運行の在り方への要望、ゴミの不法投棄や生活雑排水による環境の汚染の問題への意見が多くありました。

◆秋間地区住民による地区環境評価

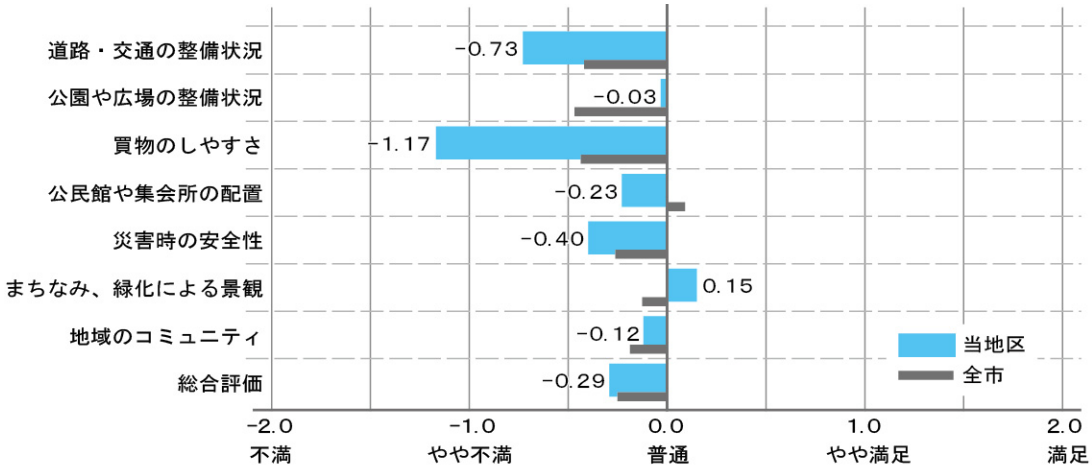

② 地区の主なまちづくりの課題

- 秋間みのりが丘の市街地及び地域の集落地とＪＲ信越本線各駅周辺市街地との連絡機能の強化
- 安中榛名駅の西毛地域の玄関口としての機能拡充
- 地域の生活を支える身近な商業・サービス施設の立地誘導
- 河川や地形の高低差を越えて地域内の集落地と拠点地区市街地を円滑に連絡する交通路の整備、災害時の経路確保
- 秋間梅林やゴルフ場の広域観光・レクリエーションの場としての機能拡充、地域活性化の資源としての活用
- 秋間みのりが丘の市街地の良好な街並み景観と眺望の形成、保全

３．地域別構想「安中・秋間地域」

（１）地域の将来像とまちづくりの方向性

① まちづくりの目標

～　広域に開かれ、人々が活き活きと行き交うまち　～

② まちづくりの基本方針

＜都市拠点地区と広域圏及び市内各地域との交通連絡機能の強化＞

安中市の中心拠点地区、西毛広域圏の拠点地区である「市役所・安中駅周辺地区」と高崎市・前橋市・富岡市などの広域圏及び市内各地域を連絡する広域幹線道路や鉄道などの交通連絡機能を拡充し、都市と広域圏との連携を強化します。

＜幹線道路整備と連動し跡地を活用する都市拠点機能の更新・再配置＞

都市拠点地区では、幹線道路整備と連動して計画的に整備される沿道街区・沿道敷地や、施設跡地を活用して、拠点機能を有する公共公益施設や商業業務施設、公営住宅の更新整備、集約再配置を進めます。

＜住宅市街地の基盤施設の拡充、居住環境の改善＞

住宅市街地の系統的な基盤施設の整備・改善を進めるとともに、地域社会の高齢化に対応し、都市拠点地区の市街地の空き地・空き家の適正管理・活用や公営住宅の集約再配置により、生活利便性の高いまちなか居住を促進します。

＜旧中山道沿道の歴史的街並み景観の保全、活用、交流空間形成整備＞

旧中山道沿道や安中城址周辺の歴史的街並みや遺構を保全し、整え、訪れる人々と地域社会、歴史文化とふれあい、交流することのできる交流空間を整備し、他都市・他地域とも連携した広域観光交流ゾーンの形成を図ります。

＜河川など分断要因を越える市街地連絡機能の確保・強化＞

市街地・集落地の生活交通を円滑化かつ快適化し、災害時にも避難・救援の経路が確保されるよう、洪水の恐れのある河川や、沿岸低地と丘陵上部の大きな高低差、鉄道などの東西方向に連なる地域の分断要因を乗り越える道路や交通機関などの交通連絡機能の強化を図ります。

③ 将来地域構造

≪土地利用構成の大枠≫

市街地エリア

碓氷川下流部沿岸の国道１８号・旧中山道の沿道とＪＲ北陸新幹線安中榛名駅周辺を市街地エリアとし、計画的な市街地整備と都市的土地利用の誘導を図ります。

田園集落エリア

碓氷川の支流の岩井川、柳瀬川、九十九川、秋間川の沿岸の農地、里山とそれに介在する集落地からなる区域を田園集落エリアとし、自然環境・農業生産環境との調和を図りつつ、集落地の生活環境の改善整備を進め、コミュニティの活力の維持増進を図ります。

山林自然環境エリア

秋間川の最上流部の国有林を主とする区域は、松井田地域の上信越高原国立公園地域に連なる山林自然環境エリアとなっており、山林の土地利用・環境の保全を図ります。

≪拠点地区の配置≫

都市拠点

安中駅周辺から安中市役所周辺までの国道１８号とＪＲ信越本線に挟まれた「市役所・安中駅周辺地区」を都市拠点地区と位置づけ、広域圏及び市内各地域との交通連絡を強化しつつ、枢要な公共公益施設、高次の都市機能の集積を進めます。

産業拠点

安中駅南側の一団の工業用地を、地域に身近な職場を提供している産業拠点と位置づけ、通勤や広域的な物流のための交通の強化と産業生産機能の維持増進を図ります。

広域観光交流ゾーン

安中地区の旧中山道沿道の史跡や歴史的建造物を有する「安中宿・安中城址周辺ゾーン」を広域観光交流ゾーンとし、歴史的街並み景観の保全・整備、沿道のポケットパーク・駐車場の整備や道路空間デザインなどにより観光交流空間の形成を図り、市内外の他の観光交流ゾーンとの連携を強化して広域交流を促進します。

観梅公園周辺の「秋間梅林ゾーン」を、地域の山林自然環境・農業生産環境と触れ合うことのできる広域観光交流ゾーンとし、アクセス道路の整備や周辺山林・農地の保全・活用などにより、広域交流の機能の拡充を図ります。

（２）地域の整備、開発及び保全の方針

① 土地利用の配置・誘導の方針

◆ 低層住宅地

- 秋間みのりが丘や板鼻地区の古城住宅団地などの計画的に開発整備された戸建て住宅地については、低層住宅地と位置づけ、周辺環境と調和した緑豊かでゆとりのある良好な住環境を保全します。
- 安中地区の安中城址周辺や碓氷川沿岸の歴史建造物や由緒ある寺社が残り公共公益施設の集積する地区については、低層で低密度な土地利用を維持し、広域観光交流の資源となる環境、景観・眺望の保全を図ります。
- 板鼻地区東部などの市街地外縁部の公共下水道計画区域内については、住宅市街地としての系統的な基盤整備と計画的土地利用を図ります。

◆ 中低層住宅地

- 遠丸団地などの公営住宅団地周辺や幹線道路沿道などの中低層の集合住宅、小規模な店舗･作業所が戸建て住宅と併存して一定の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、道路交通の利便性を活かした中密度の住宅地の土地利用を誘導します。

◆ 複合市街地

- 都市拠点地区内や幹線道路沿道において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と併存する既成市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。
- 秋間みのりが丘の外周部の幹線道路沿道については、中小規模の店舗や中低層の集合住宅の立地を許容する複合市街地とします。

◆ 拠点商業業務地

- 国道１８号と西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の２つの広域交通軸が交差する市役所周辺については、都市に枢要な公共公益施設が集中立地する拠点商業業務地であり、西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）などの幹線道路の整備と連動する沿道の土地利用更新、公共公益施設の集約再編、跡地の有効利用、既存施設建築物の更新・共同化などにより、商業業務機能の集約、充実を進めます。

◆ 近隣商業地

- 旧中山道の宿場町の「安中宿」「板鼻宿」及び安中駅周辺については、近隣商業地に位置づけ、空き地・空き家の活用などにより観光商業機能を含めた店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進し、地域の生活拠点としての機能の増進・再生と広域観光交流拠点としての再整備を進めます。
- 西毛地域の玄関口である安中榛名駅周辺を秋間地区の近隣生活拠点となる近隣商業地に位置づけ、商業サービス機能の立地を誘導します。

◆ 沿道サービス業務地

- 国道１８号沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。
- 国道１８号と交差する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備に伴い、都市拠点地区内の碓氷川右岸に計画的に整備される沿道街区については、周辺土地利用との調和や地域の既存商業との融和を図ることを前提として、地域の生活利便と広域的な道路沿道サービスに供される商業・サービス機能、流通・業務機能の計画的な立地を誘導します。

◆ 工業・流通業務地

- 安中駅南側の一団の既存大規模工業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、周辺の交通機能の拡充などにより、既存工業生産機能の増進を図ります。

◆ 田園集落地

- 碓氷川・岩井川・九十九川・秋間川の沿岸の集落地と介在する農地については、無秩序な宅地利用を抑制し、農地の適正な管理・利用を促進して、農業生産環境、集落の生活環境の保全・改善を図ります。

◆ 自然活用保全地

- 田園集落地の後背の丘陵斜面や河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している斜面緑地については、地域制緑地の指定などにより、その環境・景観の保全、活用を図ります。
- 広域の林間レクリエーションの場である丘陵上部のゴルフ場や、森林環境・文化の体験学習の場である「天神山自然の森」、広域観光交流ゾーンの「秋間梅林ゾーン」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより利用を促進し、レクリエーション機能・学習機能を増進します。

② 市街地整備の方針

＜都市拠点地区における都市機能の集約再編、機能更新＞

「市役所・安中駅周辺地区」の都市拠点地区については、施設跡地の活用などにより、枢要な公共公益施設の集約再編、機能更新を推進します。併せて、周辺地域や交通拠点となる安中駅周辺との間を連絡する幹線道路や、地域の市民と広域から訪れる人々の交流の場となる街路や広場などの公共的空間を、誰もが使いやすいユニバーサルデザインにより整備します。

都市拠点地区を南北に貫通して整備される西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）沿道については、道路整備と連動して、適正な沿道街区・沿道敷地の形成・整序を進め、都市機能の更新を図ります。

碓氷川右岸で都市拠点地区の一角を構成する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）と都市計画道路３・４・２中宿水口線の交差部については、計画的な沿道街区の形成整備により、周辺土地利用や既存商業機能との融和を前提として、地域の生活利便と広域的な道路沿道サービスに供される商業・サービス機能、流通・業務機能の立地を誘導します。

＜地域の歴史的資源を活かす広域観光交流ゾーンの整備＞

旧中山道安中宿や安中城址周辺の広域観光交流ゾーンに位置づけられた市街地については、景観計画の策定・運用などにより、歴史的街並み景観や遺構の保全・整備を促進するとともに、空き地・空き家の活用などによる沿道のポケットパーク・駐車場の整備や道路空間デザインなどにより、特色ある観光交流空間を形成していきます。

＜地区の特性に合わせた手法による着実で系統的な基盤整備の促進＞

道路などの基盤施設の整備が不十分なまま、既に住宅が建て込んでいる市街地縁辺部の住宅地については、主要な生活道路の狭あい区間の拡幅整備や公共下水道の整備などにより、市街地の基盤を整え、居住環境の改善、防災性の向上を図ります。

一団の農地が残る新市街地の地区については、面的基盤整備による新規の住宅宅地の開発整備が適当な区域について土地区画整理事業の施行を検討するとともに、既に住宅の建て込みが見られる区域や緑地の保全・活用が必要な区域などの面的整備事業が困難で不適当な区域について地区計画制度の適用などにより、骨格的基盤施設の整備と計画的な土地利用誘導を図るなど、地区の特性に合わせて多様な整備手法を検討実施し、段階的かつ着実に市街地整備を進めます。

＜公営住宅団地の集約再編、住戸の移転建替えの推進＞

「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、市街地郊外や縁辺部に点在する老朽化した小規模住宅団地の統廃合・用途廃止と、生活利便性の高い拠点地区市街地への集約再編、住棟・住戸の移転建替えを推進します。

移転建替えにあたっては、高齢者をはじめ誰もが住みやすい住棟・住戸とするとともに居住機能に加えて福祉機能、生活利便機能も備えた複合的な施設を想定し、土地の高度利用を視野に入れて整備計画を検討します。また、団地跡地を広場や公共的駐車場などの市街地整備に資する用地として活用します。

③ 自然・農業環境の保全・活用の方針

＜市街地に介在する身近な自然環境の保全・活用＞

市街地に隣接する身近な自然環境である碓氷川・九十九川の河川敷については、その環境の管理・保全を図るとともに、水に親しむことのできる緑地、広場、歩行空間・自転車通行空間としての活用を促進します。

河川河岸段丘の斜面緑地、田園集落地の里山の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地の指定を検討し、環境・景観の保全を図ります。

市街地近傍にある一団の優良農地を含む田園集落地の緑豊かな環境・景観については、これらと調和しない土地利用・建築を制限する特定用途制限地域の指定などにより保全を図ります。

＜学習・交流の場としての山林・農地の保全、活用＞

「天神山自然の森」や、広域観光交流ゾーンである「秋間梅林ゾーン」では、アクセス道路の整備などにより体験学習、広域観光交流の機能の拡充を図るとともに、学習・交流の場として周辺の山林・農地の活用を促進します。

④ 道路整備の方針

■幹線道路の整備 ----------

＜国道１８号の改良整備＞

国道１８号については、交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良などの整備を促進します。

＜西毛広域幹線道路の整備＞

西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）については、整備を促進し、高崎市・前橋市・富岡市などとの広域連携の強化を図ります。

＜南北方向地域連絡幹線道路の整備＞

「市役所・安中駅周辺地区」の都市拠点地区と秋間地区の安中榛名駅周辺市街地や各地区の集落地を河川や鉄道を越えて連絡する南北方向の県道などの幹線道路については、狭あい区間の拡幅、バイパス整備、交差点改良など、道路機能の拡充を促進します。

＜旧中山道の地域生活道路、広域観光交流空間としての再整備＞

安中宿、板鼻宿の歴史的街並みを有し地域商店街が形成されている旧中山道については、広域観光交流のルート・交流空間として、地域の生活を支援する近隣商業空間として、歩行空間の快適化、交通安全性の向上を図ります。

■その他の道路整備 ----------

＜地区幹線道路・主要生活道路の整備＞

各地区の市街地・集落を連絡する地区幹線道路や地区内の生活交通が集中する主要生活道路については、交通の円滑化、交通安全性の向上に向けて、交差点改良、歩行空間の改修・拡充を進めます。

特に、広域幹線道路の整備に伴い交通状況が変化する路線、学校通学路に指定された路線、災害時の避難路・救援路となる路線の改修整備を促進します。

＜拠点地区などの歩行空間の整備＞

都市拠点地区の主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーンの観光交流ルートの沿道については、歩道の重点的な整備、段差解消などのバリアフリー化を推進します。

碓氷川・九十九川の沿岸道路や広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備や景観保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車専用レーン、自転車専用道路の整備を進め、歩行者・自転車交通のネットワーク化を図ります。

⑤ 公共交通体系整備の方針

＜安中駅の交通結節機能の強化・快適化＞

乗降客数が多く都市の拠点駅であるＪＲ信越本線安中駅については、駅周辺の交通広場、公共的駐車場などの交通結節機能を持つ施設の整備と地区の枢要な公共公益施設と駅との連絡機能の強化を進めるとともに、重点的に駅施設の改修整備、バリアフリー化を促進し、鉄道利用の利便性・快適性を向上し、鉄道利用の増進を図ります。

＜鉄道と円滑に接続するバス路線・運行の検討・設定＞

ＪＲ信越本線安中駅やＪＲ北陸新幹線安中榛名駅と市内各地域を効率よく連絡し、鉄道利用と円滑に接続する路線バス・乗合タクシーについては、路線・運行形態を検討し、拠点駅安中駅を中核とした総合的な公共交通体系の拡充を図ります。

⑥ 公園・緑地の整備の方針

＜スポーツ施設の連携・役割分担を考慮した公園施設の機能更新、長寿命化＞

碓氷川・九十九川の沿岸に連なる西毛総合運動公園、米山公園、ひさよし緑地と安中市スポーツセンター、碓東緑地などの公園施設・スポーツ施設については、施設間の連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、市民の利用需要に応える効果的な施設機能の更新と長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。また、各施設を結ぶ碓氷川・九十九川に沿った自転車通行空間やジョギングコースの拡充などにより、親水性のある一体的なスポーツ・レクリエーションゾーンの形成を図ります。

＜自然環境を保全・活用する特色ある緑地の整備＞

地域の自然環境を体験・学習する場となっている「天神山自然の森」については、市民参加を促進して施設・環境の維持管理を進めるとともに、周辺斜面緑地の一体的な保全とアクセス道路の整備により、緑地の機能を拡充し利用の増進を図ります。

＜防災機能・観光交流機能を持つ公園・緑地・広場の整備＞

旧中山道沿道の「安中宿」「板鼻宿」の市街地については、施設跡地や空き地の活用などにより、観光交流の場となり、まちなか居住に潤いをもたらすポケットパーク・広場の整備を推進します。

河川洪水災害時の避難などの経路確保が困難な地区や、震災時に延焼危険のある地区などについては、避難場所や資機材の備蓄倉庫などの地域防災の機能を有する多目的な公園・緑地・広場の整備を推進します。

⑦ 河川及び供給処理施設の整備の方針

＜河川治水対策・改修整備の促進＞

流域の大量降雨時に予測される河川洪水による浸水被害を防止するため、治水対策としての河川施設の維持管理を促進します。

＜親水空間としての河川敷の整備・活用＞

市街地に隣接して一定の広がりを有する碓氷川・九十九川の河川敷については、河川の治水機能との整合を図りつつ、親水性のある公園・緑地・広場の整備・維持管理、沿岸管理用道路の歩行空間・自転車通行空間の機能の拡充整備を進めます。

＜公共下水道事業の推進と下水道加入の促進＞

利根川上流流域関連公共下水道の事業認可区域については、事業を推進するとともに、整備事業済区域における下水道加入による水洗化を促進します。

碓氷川左岸の公共下水道事業認可区域の事業実施状況、事業効果を勘案して事業計画を見直し、必要に応じて、碓氷川右岸へ事業区域を広げて市街地の下水道の普及率を高め、地域の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。

⑧ 都市環境の管理・整備の方針

＜市街地の施設内、宅地内の緑化の促進＞

市街地の道路整備や公共公益施設の整備、改修に際して施設内の緑化を推進するとともに、生け垣の奨励に関する補助制度や建築協定などのルールの適用により、宅地内の樹木・樹林の保全や緑化を促進します。

＜環境悪化の要因となる空き地などの適正管理の促進＞

ごみの不法投棄の対象となる恐れの強い空き地や耕作放棄地については、土地利用の規制誘導などにより土地利用の転換・活用と適正管理を促進します。

空き家については、「空き家対策」を検討し、対策措置を講じて、周辺の環境悪化を防止します。

＜合併処理浄化槽の設置の促進による河川環境の汚濁防止の推進＞

公共下水道などの汚水集中処理の事業区域外については、合併処理浄化槽の設置を支援し、生活雑排水による河川環境の汚濁の防止に努めます。

⑨ 都市景観形成の方針

＜歴史的街並み景観の保全・活用＞

旧中山道沿道の歴史的街並みや建造物を有する広域観光交流ゾーン「安中宿・安中城址周辺ゾーン」については、広域観光交流の資源となる特色ある街並み景観の保全・活用を図ります。

＜山並みなどの眺望の確保＞

妙義山などの美しい山並みや河岸段丘斜面の緑地の眺望、景観を保全するため、市街地において建物の高さを制限する「高度地区」の指定や、主要な斜面緑地への「地域制緑地」の指定を検討します。

＜幹線道路などの沿道景観の整序＞

良好な街並み景観、幹線道路沿道景観を実現するため、県屋外広告物条例の適切な運用を図り、景観を阻害する屋外広告物を制限します。

西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）沿道において計画的に開発整備される沿道地区については、地区計画などのルールの適用により、良好な沿道景観が形成されるよう建築物の形態・意匠を誘導します。

⑩ 都市防災の方針

＜地区ごとの特性に即した身近な防災拠点の確保＞

市内河川の最下流域に位置し河川洪水による浸水の恐れのある市街地があること、地形の高低差や河川・鉄道などの災害時の避難・救援活動の障害要因が多いことなどの地域の特性を考慮し、小規模な自主防災組織ごとの身近な防災拠点とすることのできる公園・緑地・広場や公共公益施設の配置整備を推進します。

＜市街地建築物の耐震化、不燃化＞

災害時に避難・救援活動の拠点となる公共公益施設などについては、耐震化を推進し、防災機能を確保します。

比較的建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い都市拠点地区の市街地については、防火地域・準防火地域の指定やブロック塀の生け垣化の促進などにより市街地の防災性の向上を図ります。

◆「安中・秋間地域」地域整備構想図

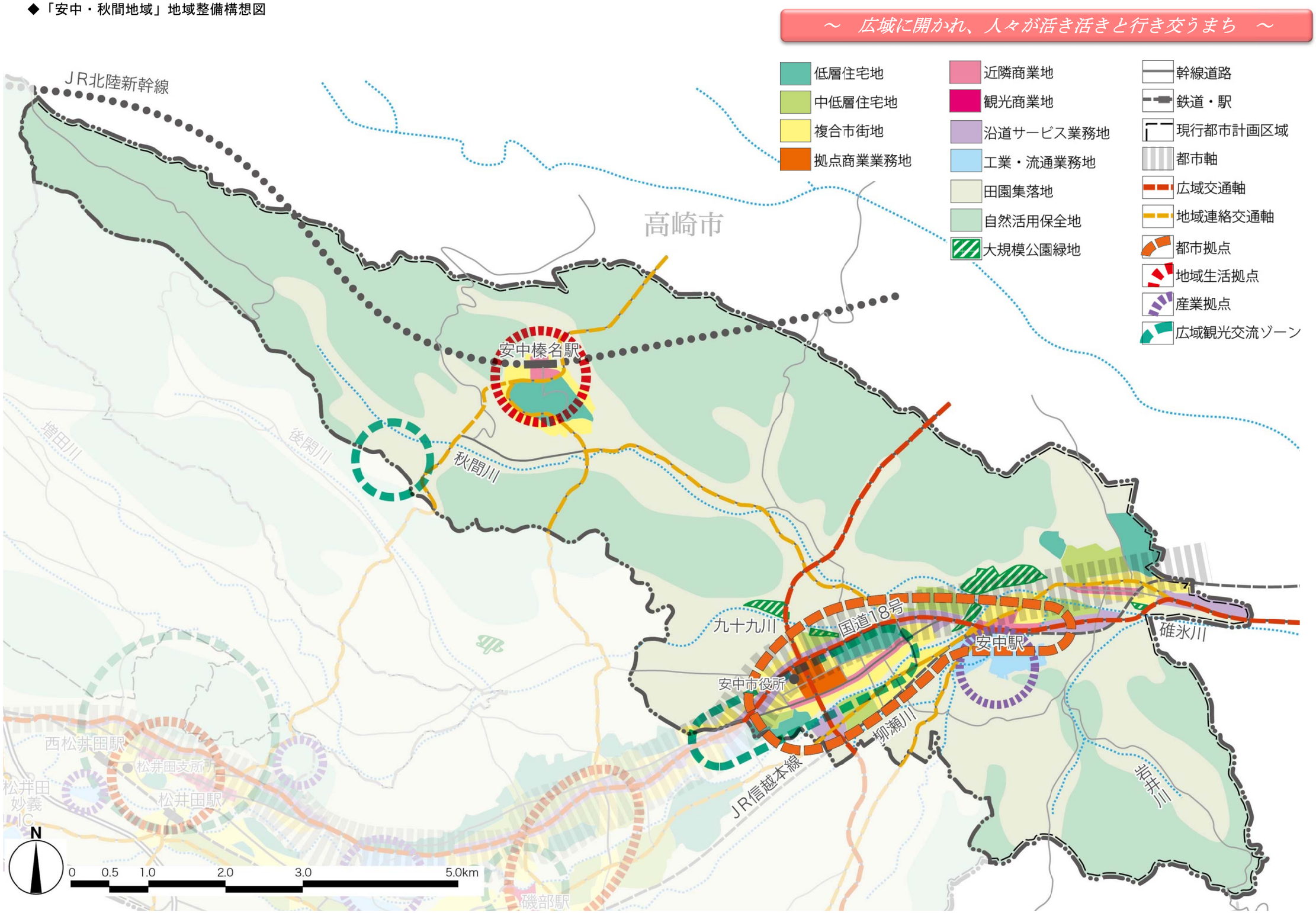

５－３．原市・磯部地域

１．地域の位置と構成

原市・磯部地域は、市域中央部を東西に流れる碓氷川・九十九川・柳瀬川の中流域の原市地区、磯部地区、南部の丘陵上部の東横野地区、九十九川北側の後閑川流域の後閑地区の４地区から成る地域です。

地域は全域が都市計画区域であり、原市地区の国道１８号沿道と磯部地区の県道磯部停車場上野尻線沿道及びＪＲ信越本線磯部駅周辺に市街地が形成され、用途地域が指定されています。

◆原市・磯部地域の位置と構成

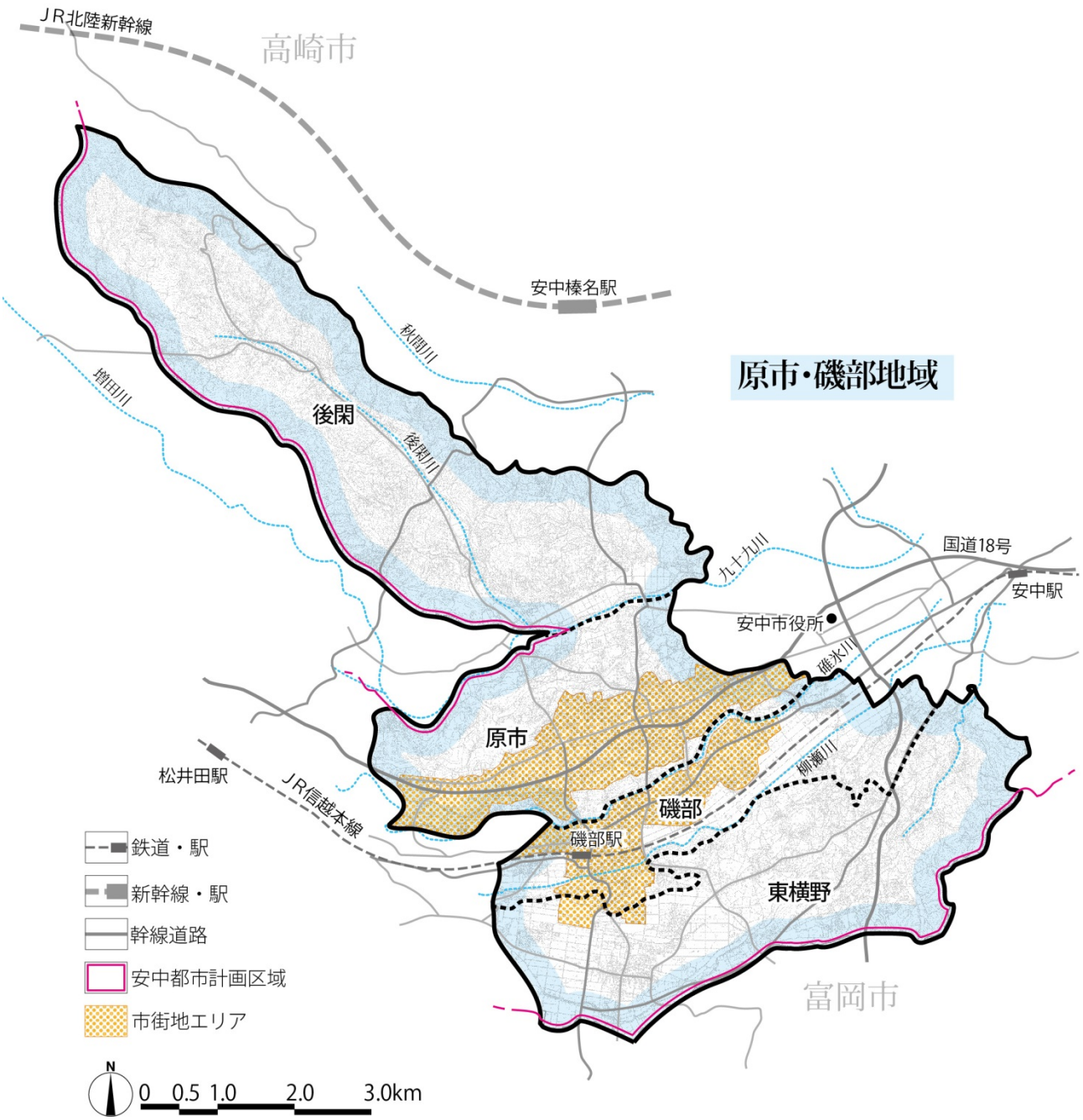

２．地域内の各地区の概況と主なまちづくりの課題

（１）原市地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

原市地区は、碓氷川と九十九川に挟まれた河岸段丘上部を通る国道１８号・旧中山道の沿道に形成された市街地とその後背の田園集落地からなる地区です。

東西方向に地区を貫通する国道１８号・旧中山道と、北側の秋間地区方面及び南側の磯部駅方面を南北に連絡する県道などとの交差点周辺には、地域の主要な公共公益施設が集積しています。

【人口動向・年齢構成】

増加傾向にあった地区の人口は、平成１７年に一旦減少に転じ、以降は停滞傾向にあります。平成２２年国勢調査人口は、１１，７９１人と市内１４地区で二番目の規模を維持しています。

世帯数は、一貫して増加を続け、平均世帯構成人員数は、平成２２年には、２．５５人／世帯まで減少しています。

人口年齢構成は、他地区に比べて老年人口の比率が最も少なく（平成２２年：２２．０％）、年少人口が多く、比較的若い社会構造が維持されています。

◆原市地区の人口の推移図

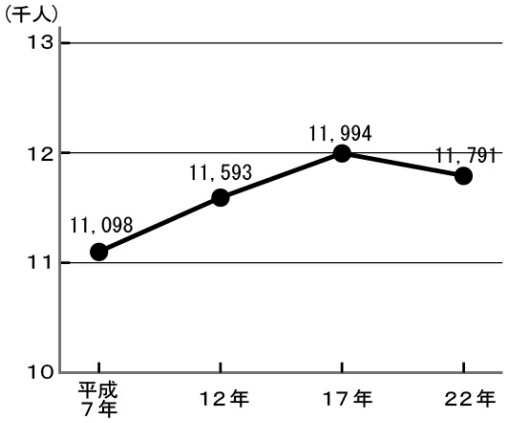

◆原市地区の人口年齢構成

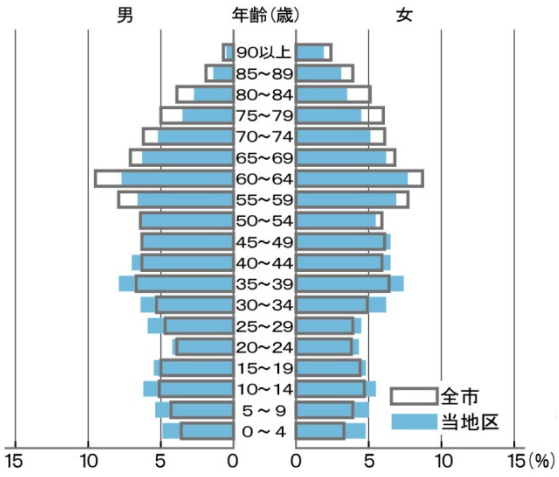

【土地利用の現況・動向】

碓氷川と九十九川に挟まれた河岸段丘上の国道１８号・旧中山道の沿道については、道路などの基盤施設が十分に整備されないまま宅地化が進み、低密度な市街地が形成されています。

国道１８号・旧中山道の沿道には、沿道型の商業業務施設が集積し、広域交通の沿道利用と地域の生活サービスに供されるとともに、後閑地区・秋間地区方面と連絡する県道と旧中山道の交差点付近には、小中学校や公立病院などの地域の主要な公共公益施設が集積し、地域生活拠点を形成しています。

国道１８号沿道には、流通業務施設や小規模な工場・作業所も立地し、商業業務施設や住宅施設と混在して幹線道路沿道型の土地利用となっています。

市街地と南側の碓氷川、北側の九十九川の間は、細かな起伏を有する集落地と農地からなる田園集落地です。

地区西部の碓氷川沿岸には、大規模な工場が操業している安中工業団地があります。

【まちづくりに係る住民意向】

原市地区の住民による地区環境の評価は、他地区と同様に道路・交通や公園・広場の整備状況など、満足より不満の方が多い項目が大部分を占めますが、買い物のしやすさについては、市内１４地区で最も満足度が高くなっています。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、既成住宅地の生活道路の拡幅整備などによる住環境の改善、旧中山道の杉並木の保全と広域観光歩行ルートとしての整備・活用、九十九川などの河川環境の適正な維持・管理など、多様で多くの意見がありました。

◆原市地区住民による地区環境評価

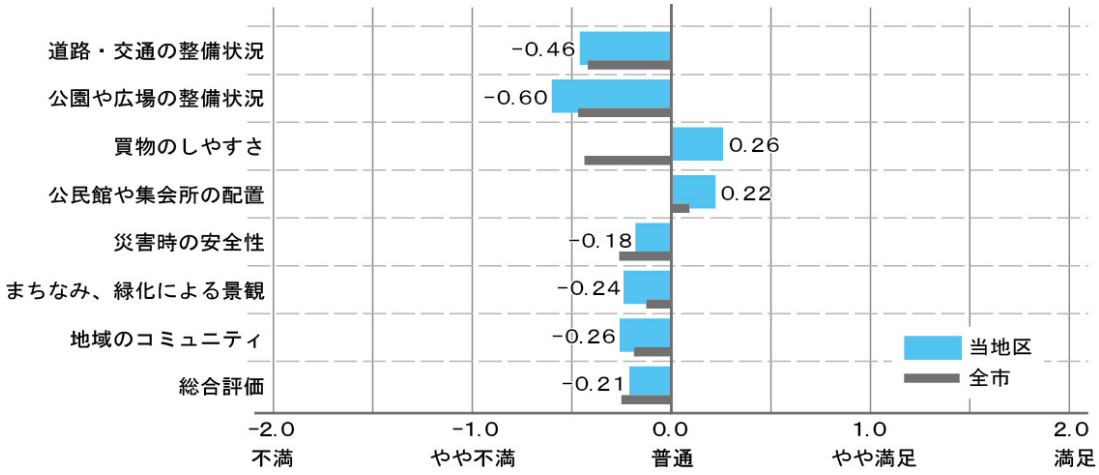

② 地区の主なまちづくりの課題

- 地域生活拠点地区の枢要な公共公益施設の機能更新整備と道路歩行空間の拡充整備
- まちなか居住、観光交流と連動する中心市街地の再整備、活性化
- 国道１８号の沿道土地利用の整序、計画的な工業系沿道街区の開発整備
- 空き地・空き家、施設跡地の適正管理と有効利用
- 市街地外縁部における生活道路などの基盤施設の系統的な整備
- 地域の歴史文化を保全し、体験・学習できる「簗瀬二子塚古墳」整備
- 市街地の排水不良を解消する排水路整備
- 市街地建築物の耐震化・不燃化、道路・橋梁の耐震化
- 旧中山道杉並木の景観の保全整備、広域観光ルートとしての道路空間整備
- 山並みの眺望、河川沿岸の自然環境・景観の保全
- 河川の水環境の汚濁防止、河川敷の適正管理

（２）磯部地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

磯部地区は、碓氷川中流域右岸のＪＲ信越本線沿線の地区で、碓氷川、県道磯部停車場上野尻線、ＪＲ信越本線、柳瀬川が東西方向に並行する東西に細長い地区です。地区西部には、ＪＲ信越本線磯部駅があり、安中市中央部の原市・磯部地域の最寄駅となっています。

碓氷川により隔てられた地区北側の原市地区・国道１８号方面とは、南北方向の新水口橋、中橋、やなせ大橋、愛妻橋により連絡され、南側の丘陵上部の東横野地区、富岡市方面とは、磯部駅東側でＪＲ信越本線と柳瀬川及び丘陵斜面を越える主要地方道下仁田安中倉渕線により連絡されています。

また、地区の東部には、安中地区の都市拠点地区と富岡市方面を連絡する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）が計画されています。

地区の市街地は、主要地方道下仁田安中倉渕線・県道磯部停車場上野尻線の沿道に形成され、磯部駅北側には、磯部温泉の観光商業地が、南側には、一団の大規模工業用地があり、市の産業拠点を形成しています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、平成１２年以降、急速に減少し、平成２２年国勢調査人口は、５，７５４人です。

世帯数も、減少傾向に転じ、平均世帯構成人員数は、平成２２年には、２．４６人／世帯です。

人口年齢構成は、安中市全体の平均的な構成を示し、平成２２年の高齢化率（老年人口比率）は２７．７％です。

◆磯部地区の人口の推移

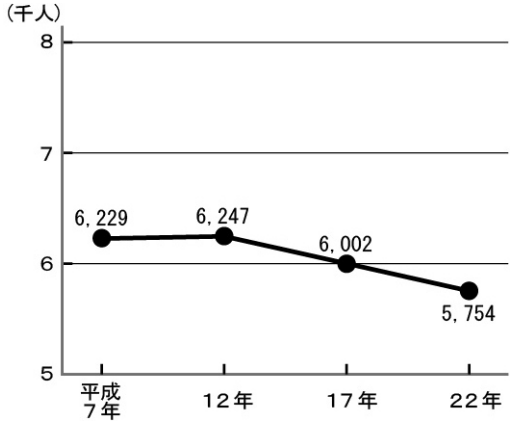

◆磯部地区の人口年齢構成

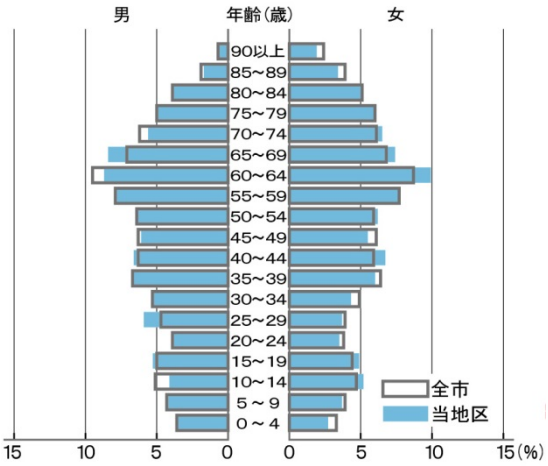

【土地利用の現況・動向】

主要地方道下仁田安中倉渕線・県道磯部停車場上野尻線の沿道の市街地は、小中規模の戸建て住宅団地と既存の集落・農地が混在する低密度の住宅地となっています。

ＪＲ信越本線磯部駅の北側の碓氷川沿岸には磯部温泉の温泉街があり、温泉旅館のほか、恵みの湯や広場・駐車場などの温泉・観光関連施設が立地し、地域生活サービス機能を有する商店街と一体の観光商業地を形成しています。

磯部駅南側の主要地方道下仁田安中倉渕線沿道は、柳瀬川沿岸低地から丘陵上部にかけて一団の大規模工場用地です。

ＪＲ信越本線沿線の柳瀬川沿岸の低地は、農業基盤整備済の一団の優良農地であり、隣接する丘陵の斜面の一部には山林が残っています。

【まちづくりに係る住民意向】

磯部地区の住民による地区環境の評価は、全市の平均と同様に満足より不満の方が多い項目が大部分を占めますが、特に、道路・交通の整備状況や買い物の便など都市的利便性について不満の度合が強いことが特徴的です。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、磯部温泉と碓氷川の観光交流資源としての活用、磯部駅の交通結節点としての機能強化、通勤・通学路の交通安全性の向上、地域社会の高齢化に対応した空き家対策や鉄道利用の利便性の向上と浸水の恐れのある災害時の避難場所や避難路の確保について多くの意見がありました。

◆磯部地区住民による地区環境評価

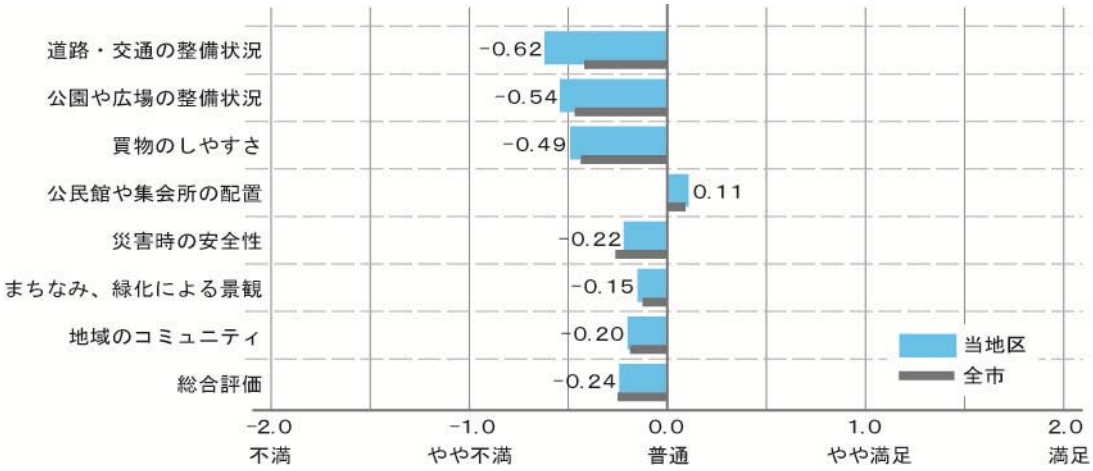

② 地区の主なまちづくりの課題

- 磯部駅北口へのアクセス道路・交通広場の整備による鉄道交通の利便性向上、利用促進と広域観光交流ゾーンとしての磯部温泉への近接性の向上
- 温泉街としての風情を高める磯部駅前、温泉街の景観形成、碓氷川沿岸の環境・景観の保全、活用
- 観光交流ゾーンの交流の場となる広場・ポケットパークの整備
- 市街地外縁部における生活道路などの基盤施設の系統的な整備
- 大規模工業用地周辺における産業用地需要に応える計画的土地利用誘導
- 通勤・通学路となっている道路の歩道整備、交通安全性の向上
- 市街地建築物の耐震化・不燃化、道路・橋梁の耐震化

（３）東横野地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

東横野地区は、富岡市と接する市域南部の丘陵上部の地区です。

県道安中富岡線・松井田中宿線が地区を東西に横切り、安中地区方面及び上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ方面を連絡し、県道宇田磯部停車場線が北側の磯部駅方面と南側の富岡市方面を連絡しています。

地区の東部には、安中地区の都市拠点地区と富岡市方面を連絡する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）が計画されています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、平成１２年以降、次第に減少している傾向にあり、平成２２年国勢調査人口は３，８６９人となっています。

世帯数は、一貫して増加を続け、平成２年には約４人／世帯と比較的大きかった平均世帯構成人員数は、平成２２年には、２．５２人／世帯まで減少しています。

人口年齢構成は、他地区に比べて若干老年人口の比率が大きく（平成２２年：２９．９％）、比較的高齢化の速度が速い社会構造となっています。

◆東横野地区の人口の推移

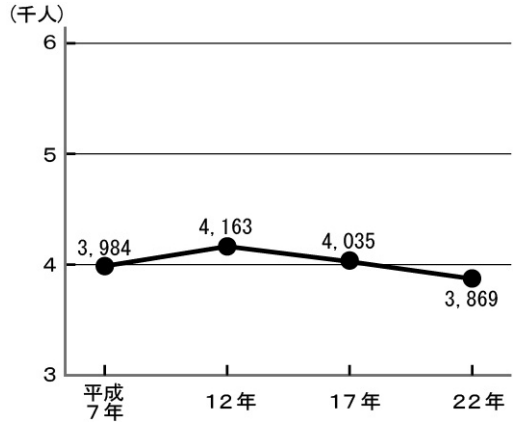

◆東横野地区の人口年齢構成

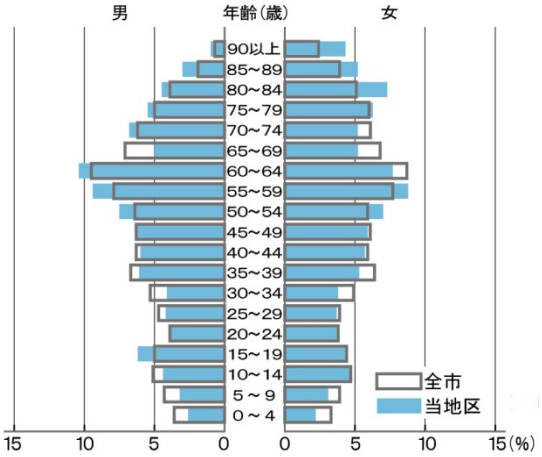

【土地利用の現況・動向】

県道宇田磯部停車場線沿道の磯部地区との隣接部は、磯部駅周辺に連なる大規模工場用地・流通業務地であり、地区南部の富岡市と境界を接する区域にも工業用地・流通業務用地が点在しています。

地区内の他の区域は、畑地を主とする大規模な農地と集落地からなる田園集落地です。

地区東南部は富岡市に連なる山林であり、そのなかに、地域の自然・歴史文化の拠点である「学習の森」が整備されています。

【まちづくりに係る住民意向】

東横野地区の住民による地区環境の評価は、全市の平均と同様に満足より不満の方が多い項目が大部分を占めますが、全項目にわたって不満の度合が強く、特に、買い物のしやすさについて、大部分の人が「不満」とお答えになり、都市的な利便性を強く求める意向が判ります。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、地域活性化のための新たな企業誘致とそのための用地整備、西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備の促進、産業交通の多い幹線道路の交通安全性の向上への意見が数多く寄せられました。

◆東横野地区住民による地区環境評価

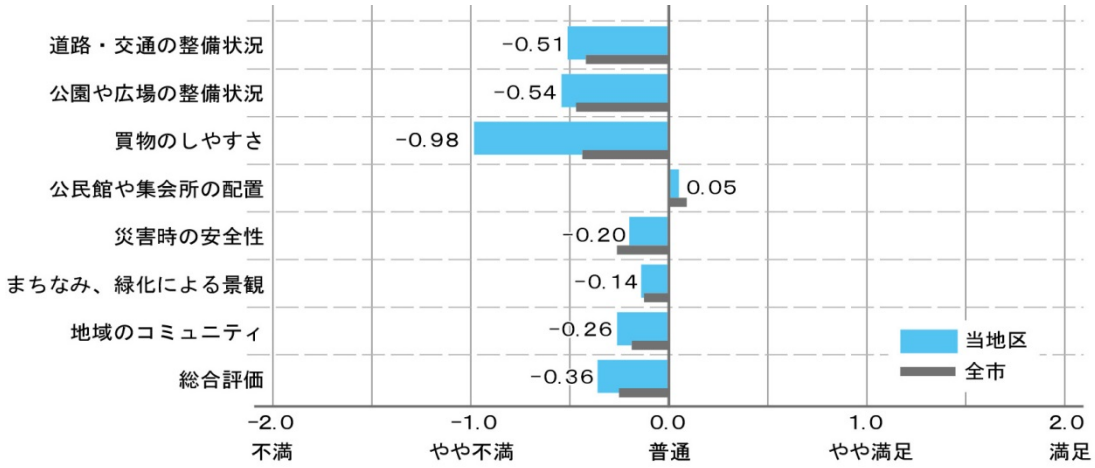

② 地区の主なまちづくりの課題

- 西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備促進
- 上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ方面と西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）を連絡する幹線道路の連続した整備、地域の産業交通の円滑化
- 地域の生活交通と産業交通が集中する幹線道路の歩道整備等による安全性向上
- 地域の既存工場に関連する産業用地需要に応える産業用地の配置整備
- 優良農地の保全と非農用地、耕作放棄地などの適正管理、活用
- 学習の森の周辺自然環境の保全、アクセス機能の拡充などによる利用増進

（４）後閑地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

後閑地区は、九十九川左岸の後閑川・宮川の流域の地区です。

地区は、宮川に沿った主要地方道下仁田安中倉渕線により安中の都市拠点地区方面及び北部のＪＲ北陸新幹線安中榛名駅方面と、後閑川に沿った県道一本木平小井戸安中線により原市地区・ＪＲ信越本線磯部駅方面と連絡しています。

地区の全域が都市計画区域ですが、農用地区域が指定された農地、地域森林計画対象民有林が大部分を占めています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、減少を続け、平成２２年国勢調査人口は、２，１１１人となっています。

増加傾向にあった世帯数も、平成１７年以降減少傾向となり、平成２２年の平均世帯構成人員数は、２．６０人／世帯となっています。

人口年齢構成は、老年人口の比率が高く（平成２２年：３４．１％）、団塊の世代も多いため、他地区と比べ、高齢化が激しい地区です。

◆後閑地区の人口の推移

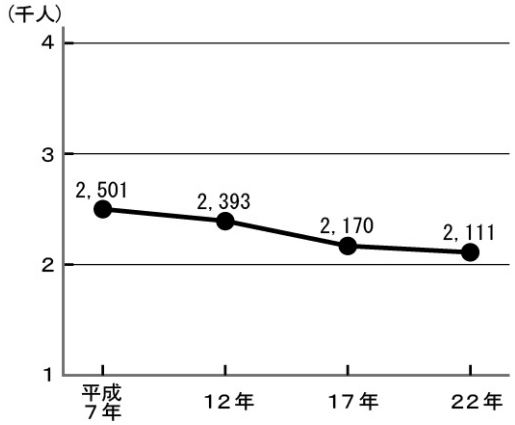

◆後閑地区の人口年齢構成

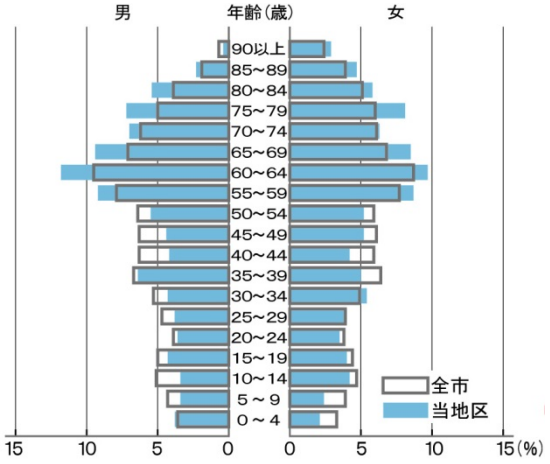

【土地利用の現況・動向】

九十九川・後閑川・宮川の沿岸の低地は、農業振興地域の農用地区域が指定された一団の優良農地です。その後背の丘陵斜面は、農村集落地とそれに介在する畑地からなる田園集落地です。

西部の山地に連なる丘陵の上部は、地域森林計画対象民有林を主とする山林であり、その一部は、ゴルフ場として利用されています。

地区南部の丘陵上部には「後閑城址公園」が整備され、地域の自然や歴史文化を体験・学習する拠点となっています。

後閑川最上流の山林は、松井田地域の上信越高原国立公園に連なる国有林の区域です。

【まちづくりに係る住民意向】

後閑地区の住民による地区環境の評価は、全市の平均と同様に満足より不満の方が多い項目が過半を占めますが、特に、買い物のしやすさと災害時の安全性についての不満が、他地区に比べ多いことが特徴的です。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、山林・農地の荒廃と有害鳥獣の危険、ごみの不法投棄、道路・河川の管理の不徹底、公共交通の不便などの問題への意見が多くありました。

◆後閑地区住民による地区環境評価

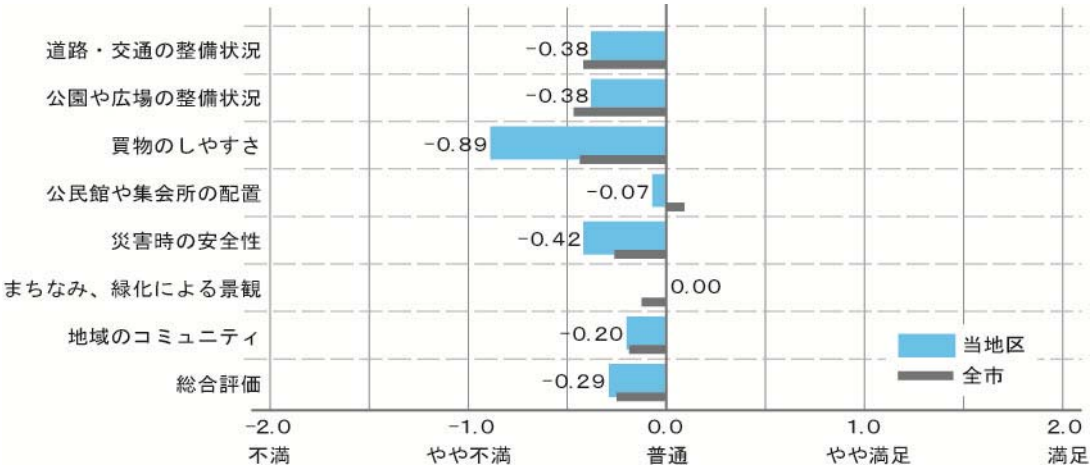

② 地区の主なまちづくりの課題

- ＪＲ信越本線各駅周辺の拠点地区市街地との連絡機能の強化、公共交通の確保
- 優良農地の保全と山林・農地の活用による荒廃の防止、適正管理の促進
- 後閑城址公園の周辺環境の保全、アクセス道路整備などによる利用増進
- 旧上後閑小学校跡地の活用
- ゴルフ場の広域観光・レクリエーションの場としての機能拡充、地域活性化の資源としての活用
- 土砂災害を防止する治山・治水対策の推進

３．地域別構想「原市・磯部地域」

（１）地域の将来像とまちづくりの方向性

① まちづくりの目標

～　誰もがまちに出て活き活きと働き、安心して暮らし続けるまち　～

② まちづくりの基本方針

＜都市の活力を維持・増進する産業拠点の拡充・形成＞

都市の産業拠点であるＪＲ信越本線磯部駅南側の一団の工場用地、国道１８号と碓氷川に挟まれた安中工業団地の立地企業に関連する強い産業用地需要に応えて、既存用地・団地の周辺の幹線道路沿道の産業用地の計画的な開発整備を進め、市民の身近な職場を確保し、都市活力の維持・増進を図ります。

また、富岡市方面と連絡する西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備を促進するとともに、柳瀬川右岸の産業拠点と西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）及び上信越自動車道松井田妙義インターチェンジを東西に連絡する幹線道路の整備を進め、産業交通の利便性を向上します。

＜磯部温泉街の広域観光交流ゾーンとしての環境整備、景観形成＞

鉱泉橋付近の碓氷川の環境・景観の保全、温泉街の風情ある街並みの保全・整序、磯部駅北口へのアクセス道路や駐車場整備などにより、滞在・宿泊のできる観光地としての環境を整え、他都市・他地域とも連携した広域観光交流ゾーンの形成を図ります。

＜住宅市街地の基盤施設の拡充、居住環境の改善＞

市街地縁辺部については、道路・下水道などの系統的な基盤施設の整備・改善を進め、住宅市街地の居住環境の改善を図ります。

＜地域生活拠点の市街地と周辺田園集落地の連絡機能の確保・強化＞

地域社会の高齢化に対応して、磯部駅周辺や原市交差点周辺の地域生活拠点地区と住宅市街地・田園集落地を結ぶ生活交通については、円滑化・快適化するとともに、災害時にも避難・救援の経路が確保されるよう、河川や地形の大きな高低差、鉄道などの東西方向に連なる地域の分断要因を乗り越える道路や交通機関などの交通連絡機能の強化を図ります。

＜山林・農地の体験・学習の場としての活用による荒廃の防止＞

良好な環境・景観を有する山林・農地については、地域の自然環境や歴史文化を体験・学習する場として活用を進めることにより、保全、管理し、耕作放棄などによる土地利用の荒廃の防止を図ります。

③ 将来地域構造

≪土地利用構成の大枠≫

市街地エリア

碓氷川中流部沿岸の国道１８号・旧中山道の沿道とＪＲ信越本線磯部駅周辺については、市街地エリアとし、計画的な市街地整備と都市的土地利用の誘導を図ります。

田園集落エリア

九十九川・後閑川・宮川の沿岸の農地、里山とそれに介在する集落地からなる区域については、田園集落エリアとし、自然環境・農業生産環境との調和を図りつつ、集落地の生活環境の改善整備を進め、コミュニティの活力の維持増進を図ります。

山林自然環境エリア

後閑川の最上流部の国有林を主とする区域については、松井田地域の上信越高原国立公園地域に連なる山林自然環境エリアとなっており、山林の土地利用・環境の保全を図ります。

≪拠点地区の配置≫

地域生活拠点

原市小学校周辺の旧中山道・国道１８号の沿道とＪＲ信越本線磯部駅周辺については、地域生活拠点と位置づけ、地域内各地区との交通連絡を強化しつつ、公共公益施設や地域の最寄の商業・サービス施設などの都市機能の集積を進めます。

産業拠点

磯部駅南側と県道松井田中宿線沿道の一団の工業用地と国道１８号と碓氷川に挟まれた安中工業団地については、市民に身近な職場を提供している産業拠点と位置づけ、周辺への産業用地の計画的な配置整備と幹線道路整備により産業生産機能の維持増進を図ります。

広域観光交流ゾーン

磯部駅北口から碓氷川沿岸にかけての「磯部温泉街」については、広域観光交流ゾーンと位置づけ、碓氷川の環境・景観の保全、温泉街の風情ある街並みの保全・整序、磯部駅北口へのアクセス道路や駐車場整備などにより、滞在・宿泊のできる観光地としての環境を整え、他都市・他地域とも連携した広域観光交流ゾーンの形成を図ります。

観梅公園周辺の「秋間梅林ゾーン」については、地域の山林自然環境・農業生産環境と触れ合うことのできる広域観光交流ゾーンとし、アクセス道路の整備や周辺山林・農地の保全・活用などにより、広域交流の機能の拡充を図ります。

（２）地域の整備、開発及び保全の方針

① 土地利用の配置・誘導の方針

◆ 低層住宅地

- 一団の戸建て住宅団地や外縁の田園集落地と接する住宅地については、低層住宅地と位置づけ、周辺環境と調和した緑豊かでゆとりのある良好な住環境を保全します。
- 碓氷川沿岸などの既成市街地の外縁部の公共下水道計画区域内については、住宅市街地としての系統的な基盤整備と計画的土地利用を図ります。

◆ 中低層住宅地

- 国道１８号沿道の流通業務地の後背の住宅地などの中低層の集合住宅、小規模な店舗・作業所が戸建て住宅と併存して一定の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、中密度の住宅地の土地利用を誘導します。

◆ 複合市街地

- 地域生活拠点地区内や幹線道路沿道、鉄道沿線において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と併存する既成市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。

◆ 近隣商業地

- 原市地区地域生活拠点の日用品店舗の集積した旧中山道沿道については、近隣商業地に位置づけ、空き家・空き地の活用などにより店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進し、地域の生活拠点としての機能の増進・再生を図ります。

◆ 観光商業地

- 磯部温泉街・磯部駅北口地区については、観光商業地と位置づけ、広域観光交流の促進に向けて、宿泊機能の増進を図るとともに、幹線道路整備に合わせて、空き家・空き地を活用し、温泉街として風情のある歩行空間の整備や、日帰りや一時滞在に対応する商業・サービス機能の拡充を進めます。

◆ 沿道サービス業務地

- 国道１８号沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。

◆ 工業・流通業務地

- 磯部駅南側の一団の既存大規模工業用地と碓氷川沿岸の安中工業団地については、工業・流通業務地と位置づけ、周辺の幹線道路沿道において関連する産業用地の計画的開発整備や道路交通機能の拡充などにより、既存工業生産機能の増進を図ります。

◆ 田園集落地

- 碓氷川・九十九川・後閑川・宮川・柳瀬川の沿岸の集落地と介在する農地については、無秩序な宅地利用を抑制し、農地の適正な管理・利用を促進して、農業生産環境、集落の生活環境の保全・改善を図ります。

◆ 自然活用保全地

- 田園集落地の後背の丘陵斜面や河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している斜面緑地については、地域制緑地の指定などにより、その環境・景観の保全、活用を図ります。
- 広域の林間レクリエーションの場である丘陵上部のゴルフ場や、森林環境・文化の体験学習の場である「学習の森」、「後閑城址公園」、広域観光交流ゾーンの「秋間梅林ゾーン」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより利用を促進し、レクリエーション機能・学習機能を増進します。

② 市街地整備の方針

＜産業系市街地の開発整備の促進＞

都市の産業拠点に位置づけられた磯部駅南側の一団の工業用地の周辺、安中工業団地の周辺の幹線道路沿道については、計画的な産業用地の開発整備により、産業系市街地の拡大を図ります。

＜広域観光交流ゾーンを構成する温泉街の環境整備＞

磯部温泉街・磯部駅北口地区については、駅及び温泉街へのアクセス道路となる幹線道路の配置整備、碓氷川の環境・景観の保全、温泉街の風情ある街並みの保全・整序、空き地・空き家の活用などによる沿道のポケットパーク・駐車場の整備や道路空間デザインなどにより、特色ある観光交流空間を形成していきます。

＜系統的な基盤整備による住宅市街地の環境改善＞

道路などの基盤施設の整備が不十分なまま、既に住宅が建て込んでいる市街地縁辺部の住宅地については、主要な生活道路の狭あい区間の拡幅整備や公共下水道の整備などにより、市街地の基盤を整え、居住環境の改善、防災性の向上を図ります。

＜公営住宅団地の集約再編、住戸の移転建替えの推進＞

「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、点在する老朽化した小規模住宅団地の統廃合・用途廃止と、生活利便性の高い拠点地区市街地への集約再編、住棟・住戸の移転建替えを推進します。

③ 自然・農業環境の保全・活用の方針

＜市街地に介在する身近な自然環境の保全・活用＞

市街地に隣接する身近な自然環境である碓氷川・九十九川の河川敷については、その環境の管理・保全を図るとともに、水に親しむことのできる緑地、広場、歩行空間・自転車通行空間としての活用を促進します。

河川河岸段丘の斜面緑地、田園集落地の里山の緑地については、緑地保全地区などの地域制緑地の指定を検討し、環境・景観の保全を図ります。

市街地近傍にある一団の優良農地を含む田園集落地の緑豊かな環境・景観については、これらと調和しない土地利用・建築を制限する特定用途制限地域の指定などにより保全を図ります。

＜学習・交流の場としての山林・農地の保全、活用＞

「学習の森」「後閑城址公園」や、広域観光交流ゾーンである「秋間梅林ゾーン」については、アクセス道路の整備などにより体験学習、広域観光交流の機能の拡充を図るとともに、学習・交流の場として周辺の山林・農地の活用を促進します。

④ 道路整備の方針

■幹線道路の整備

＜国道１８号の改良整備＞

国道１８号の交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良などを促進します。

＜西毛広域幹線道路の整備＞

西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）の整備を促進し、富岡市や高崎市、前橋市などとの広域連携の強化を図ります。

＜南北方向地域連絡幹線道路の整備＞

「原市交差点周辺・磯部駅周辺地区」の地域生活拠点地区と周辺住宅市街地や各地区の集落地を河川や鉄道を越えて連絡する南北方向の県道などの幹線道路については、狭あい区間の拡幅、バイパス整備、交差点改良など、道路機能の拡充を促進します。

＜碓氷川右岸市街地東西連絡幹線道路の整備＞

国道１８号と旧中山道への交通負荷を軽減し、地域産業交通の円滑化を図るため、碓氷川右岸を東西に連絡する都市計画道路３・４・２中宿水口線、３・４・１４水口磯部線、主要地方道下仁田安中倉渕線及び県道磯部停車場妙義山線の整備を促進します。また、必要に応じ、沿道建築物の建て込みの状況などにより都市計画道路の計画路線の見直しを検討します。

＜柳瀬川右岸丘陵上部の東西方向産業拠点連絡幹線道路の整備＞

東横野地区の丘陵上部の産業拠点と西毛広域幹線道路（都市計画道路３・６・１０南北中央幹線）及び上信越自動車道松井田妙義インターチェンジを東西に連絡する幹線道路の整備を進め、産業交通の利便性を向上を図ります。

＜旧中山道の地域生活道路、広域観光交流空間としての再整備＞

旧中山道については、広域観光交流のルート・交流空間として、地域の生活を支援する近隣商業空間として、杉並木の保全などによる沿道景観の保全や、歩行空間の快適化、特色あるデザインなどによる再整備を促進するとともに、交通安全性の向上を図ります。

■その他の道路整備 ----------

＜地区幹線道路・主要生活道路の整備＞

各地区の市街地・集落を連絡する地区幹線道路や地区内の生活交通が集中する主要生活道路については、交通の円滑化、交通安全性の向上に向けて、交差点改良、歩行空間の改修・拡充を進めます。

特に、広域幹線道路の整備に伴い交通状況が変化する路線、学校通学路に指定された路線、災害時の避難路・救援路となる路線の整備を促進します。

＜拠点地区などの歩行空間の整備＞

地域生活拠点地区の主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーンの観光交流ルートの沿道については、歩道の重点的な整備、段差解消などのバリアフリー化を推進します。

碓氷川・九十九川の沿岸道路や広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車専用レーン、自転車専用道路の整備を進め、歩行者・自転車交通のネットワーク化を図ります。

⑤ 公共交通体系整備の方針

＜磯部駅の交通結節機能の強化・快適化＞

地域の生活交通の拠点であり、広域観光交流ゾーンの入り口となる駅であるＪＲ信越本線磯部駅については、駅周辺の交通広場、公共的駐車場などの交通結節機能を持つ施設の整備と駅施設の改修整備、バリアフリー化を促進し、鉄道利用の利便性・快適性を向上し、鉄道利用の増進を図ります。

＜鉄道と円滑に接続するバス路線・運行の検討・設定＞

ＪＲ信越本線磯部駅と地域の市街地・集落地を効率よく連絡し、鉄道利用と円滑に接続する路線バス・乗合タクシーの路線・運行形態を検討し、総合的な公共交通体系の拡充を図ります。

⑥ 公園・緑地の整備の方針

＜スポーツ施設の連携・役割分担を考慮した公園施設の機能更新、長寿命化＞

碓氷川沿岸の郷原緑地公園の公園施設・スポーツ施設については、他のスポーツ施設との連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、市民の利用需要に応える効果的な施設機能の更新と長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。

＜地域の歴史文化を保全・活用する特色ある公園・緑地の整備＞

地域の歴史を体験・学習する場となっている「後閑城址公園」については、市民参加を促進して施設・環境の維持管理を進めるとともに、周辺斜面緑地の一体的な保全とアクセス道路の整備により、緑地の機能を拡充し利用の増進を図ります。また、遺構を保存する「簗瀬二子塚古墳」の整備を進めます。

＜観光交流機能や地域防災機能を併せ持つ公園・緑地・広場の整備＞

磯部温泉街については、空き地・空き家の活用などにより、温泉街の風情を演出し観光交流の場となるポケットパーク・広場の整備を促進するとともに「磯部公園」の更新整備を進めます。

また、公園・緑地・広場の整備については、災害時の避難などの経路確保が困難な地区や、震災時に延焼危険のある地区などで、避難場所や資機材の備蓄倉庫などの地域防災の機能を有する多目的な施設の整備を推進します。

⑦ 河川及び供給処理施設の整備の方針

＜市街地内小河川・排水路の改修整備＞

大量降雨時に異常出水する恐れのある市街地内の小河川・排水路については、狭あい部の改修整備を推進し、市街地の浸水被害を防止します。

＜親水空間としての河川敷の整備・活用＞

市街地に隣接して一定の広がりを有する碓氷川・九十九川の河川敷については、河川の治水機能との整合を図りつつ、親水性のある公園・緑地・広場の整備・維持管理、沿岸管理用道路の歩行空間・自転車通行空間の機能の拡充整備を進めます。

＜公共下水道事業の推進と下水道加入の促進＞

利根川上流流域関連公共下水道の事業認可区域における事業を推進するとともに、整備事業済区域における下水道加入による水洗化を促進します。

碓氷川左岸の公共下水道事業認可区域の事業実施状況、事業効果を勘案して事業計画を見直し、必要に応じて、碓氷川右岸へ事業区域を広げて市街地の下水道の普及率を高め、地域の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図ります。

⑧ 都市環境の管理・整備の方針

＜市街地の施設内、宅地内の緑化の促進＞

市街地の道路整備や公共公益施設の整備、改修に際して施設内の緑化を推進するとともに、生け垣の奨励に関する補助制度や建築協定などのルールの適用により、宅地内の樹木・樹林の保全や緑化を促進します。

＜環境悪化の要因となる空き地などの適正管理の促進＞

ごみの不法投棄の対象となる恐れの強い空き地や耕作放棄地については、土地利用の規制誘導などにより土地利用の転換・活用と適正管理を促進します。

空き家については、「空き家対策」を検討し、対策措置を講じて、周辺の環境悪化の防止を図ります。

＜廃棄物処理施設の改良整備・維持管理の推進＞

クリーンセンターのごみ処理施設・し尿処理施設については、適正処理のための性能水準を維持する改良整備、長寿命化、維持管理を推進します。

＜合併処理浄化槽の設置の促進による河川環境の汚濁の防止＞

公共下水道などの汚水集中処理の事業区域外については、合併処理浄化槽の設置を支援し、生活雑排水による河川環境の汚濁の防止に努めます。

⑨ 都市景観形成の方針

＜歴史的街並み景観の保全・活用＞

広域観光ルートである旧中山道沿道については、杉並木や特色ある街並み景観の保全・活用を図ります。

＜山並みなどの眺望の確保＞

妙義山などの美しい山並みや河岸段丘斜面の緑地の眺望、景観を保全するため、市街地において建物の高さを制限する「高度地区」の指定や、主要な斜面緑地への「地域制緑地」の指定を検討推進します。

＜幹線道路などの沿道景観の整序＞

良好な街並み景観、幹線道路沿道景観を実現するため、県屋外広告物条例の適切な運用を図り、景観を阻害する屋外広告物を制限します。

⑩ 都市防災の方針

＜市街地建築物の耐震化、不燃化＞

災害時に避難・救援活動の拠点となる公共公益施設などの耐震化を推進し、防災機能を確保します。

比較的建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い都市拠点地区の市街地では、防火地域・準防火地域の指定やブロック塀の生け垣化の促進などにより市街地の防災性の向上を図ります。

＜土砂災害を防止する治山・治水対策の推進＞

総合的な治水対策を進めるとともに、後閑川上流部などの土砂災害の恐れのある斜面についての砂防・治山対策を推進します。

◆「原市・磯部地域」地域整備構想図

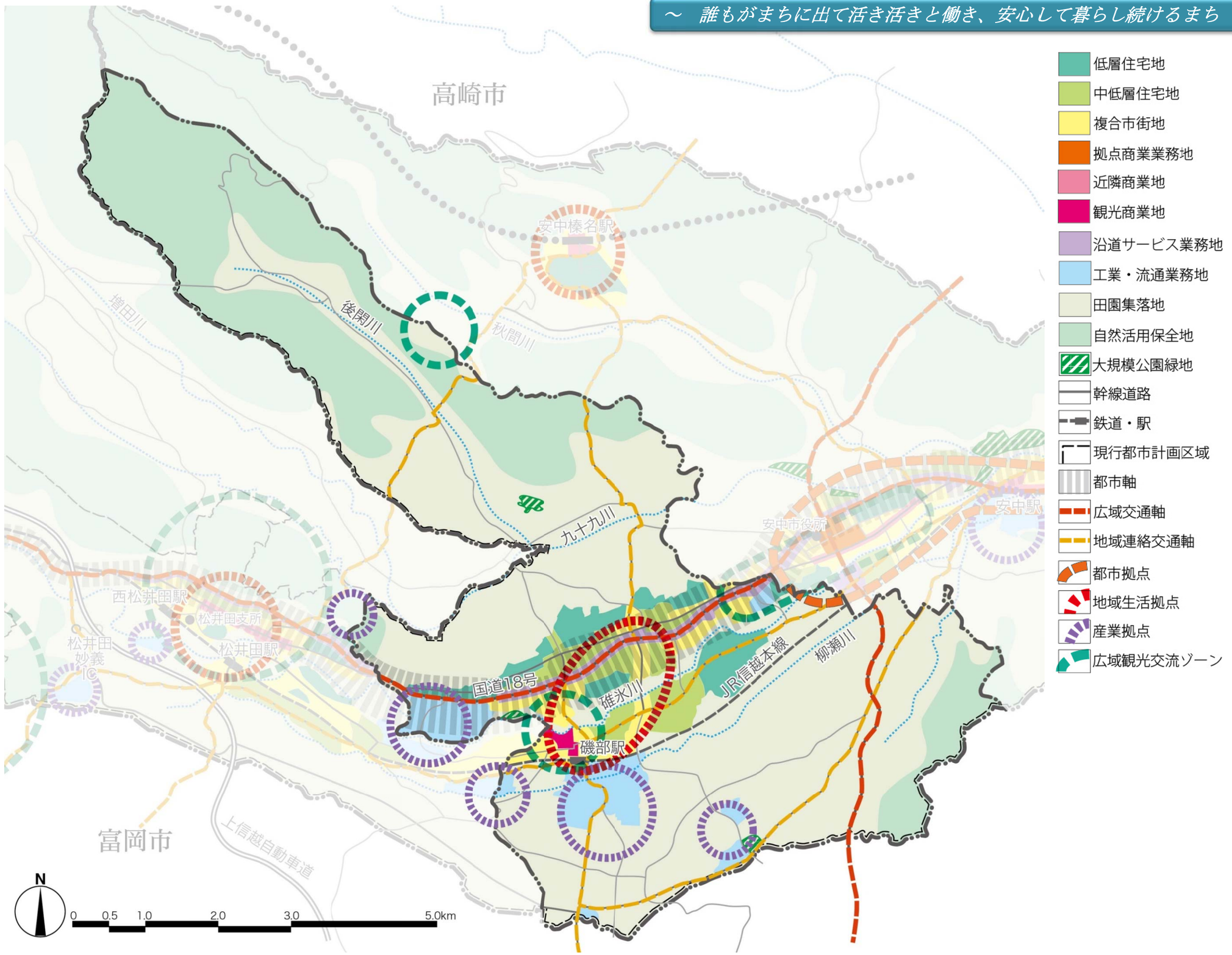

５－４．松井田地域

１．地域の位置と構成

松井田地域は、西側を群馬県と長野県の県境に接する碓氷川水系の上流部の地域であり、原市・磯部地域に市街地が連なる松井田地区、西横野地区、妙義山を境に南側を富岡市・下仁田町と接する臼井地区、碓氷峠で長野県軽井沢町と接する山地を主とする坂本地区、九十九川・増田川の上流域の九十九地区、細野地区の６地区から成る地域です。

地域のうち、碓氷川沿岸、国道１８号沿道の一部が都市計画区域であり、他の区域の大部分は自然公園区域及び国有林の指定された山林の区域です。

地域は、国道１８号により高崎方面及び軽井沢方面と、臼井地区横川駅を終点とするＪＲ信越本線により高崎方面と、上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ・碓氷軽井沢インターチェンジを通じて首都圏及び信越地方と連絡しています。

◆松井田地域の位置と構成

２．地域内の各地区の概況と主なまちづくりの課題

（１）松井田地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

松井田地区は、碓氷川中流部の河岸段丘上の旧中山道沿道に形成された「松井田宿」の市街地を主とする地区であり、国道１８号とＪＲ信越本線の間の市街地には、地域の枢要な都市機能、生活サービス機能が集積しています。

地区の北部には東西方向の広域幹線道路である国道１８号が通り、高崎方面と軽井沢方面を連絡し、碓氷川右岸には、上信越自動車道松井田妙義インターチェンジがあり、主要地方道松井田下仁田線を経て国道１８号と富岡市方面を連絡しています。

地区西部にはＪＲ信越本線西松井田駅があり、隣接する西横野地区の松井田駅とともに、地区の市街地の最寄駅となっています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、平成１２年からの１０年間で２０％以上減少し、平成２２年国勢調査人口は３，０４５人となり、世帯数も１０％減少し、１，２１４戸となりました。

平成２２年の平均世帯構成人員数は、２．５１人／世帯です。

人口減少に合わせて急速に高齢化が進み、老年人口の比率は平成２２年には約４０％に達しています。

◆松井田地区の人口の推移

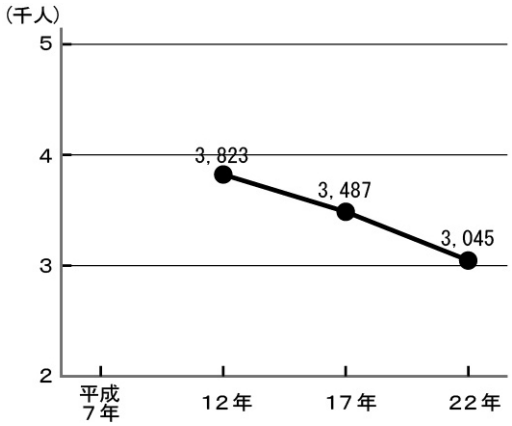

◆松井田地区の人口年齢構成

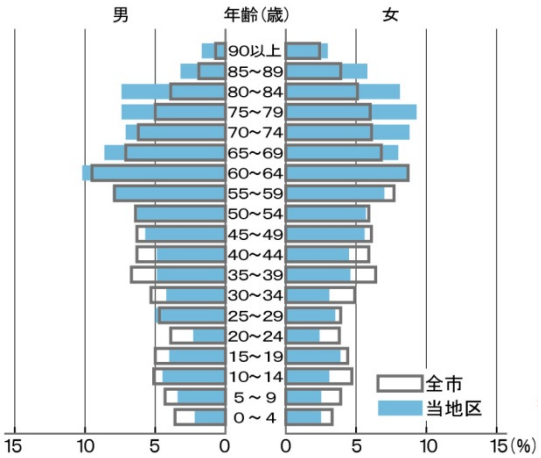

【土地利用の現況・動向】

国道１８号と碓氷川・ＪＲ信越本線との間の市街地には、旧中山道沿道「松井田宿」の街並みが形成され、地域の日常生活を支える商業施設や公共公益施設が集積しています。

市街地と九十九地区を連絡する県道八本松松井田線、西横野地区と連絡する県道松井田中宿線沿道の松井田小学校、松井田高校の周辺は比較的建て込んだ住宅地の中に歴史的建造物が点在しています。

地区東部の国道１８号沿道には、一団の工業用地があります。

他の後背の市街地は、南部の碓氷川沿岸では小規模な農地が、北部の丘陵斜面では山林が残る低密度な住宅市街地です。

地区北部の国道１８号の北側は、丘陵斜面の山林を主とする区域であり、山林のなかに松井田城址の史跡と、ゴルフ場があります。

また、地区西部の上信越自動車道松井田妙義インターチェンジの西側の区域は、妙義山に連なる山林と田園集落地です。

【まちづくりに係る住民意向】

松井田地区の住民による地区環境の評価は、他地区と同様に満足より不満の方が多い項目が大部分を占めますが、道路・交通や公園・広場の整備状況や買い物のしやすさなどの都市的利便性については、他地区に比べて不満の度合いが低いことが特徴です。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、松井田宿を含む広域観光ルートの環境の整備・維持管理、ＪＲ信越本線の運行の維持・拡充、公共下水道などの汚水処理施設の整備など、多様な意見が多くありました。

◆松井田地区住民による地区環境評価

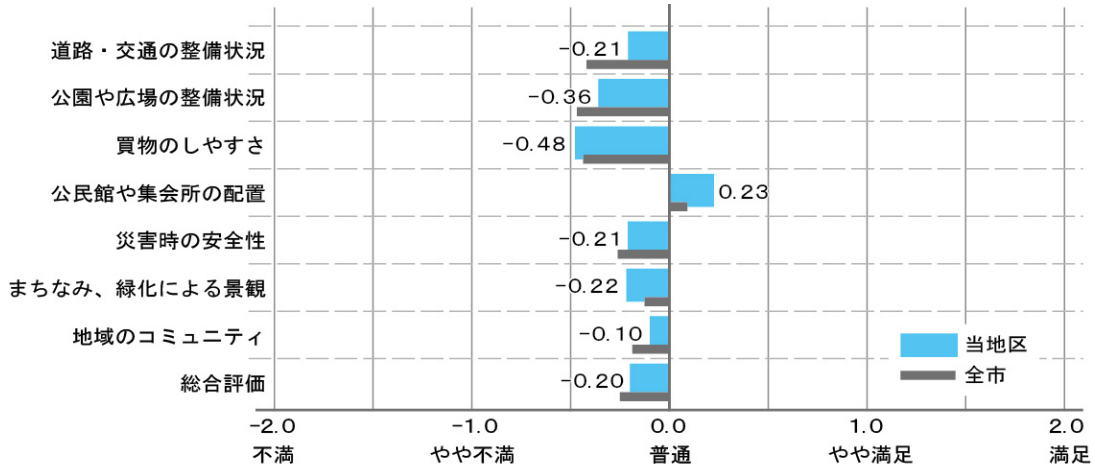

② 地区の主なまちづくりの課題

- 地域生活拠点地区としての地域の公共公益施設の機能更新整備と交流空間・広域観光ルートとしての道路歩行空間の拡充整備
- まちなか居住、観光交流と連動する拠点市街地の再整備、活性化
- 碓氷川、丘陵斜面やＪＲ信越本線などによる分断を越えて市街地・駅と他地区を連絡する交通機能の強化、快適化
- 地域連絡幹線道路と旧中山道との交差点の改良整備
- 施設跡地、空き地・空き家の適正管理と有効利用
- 小規模で老朽化した公営住宅団地の再編統合・建替え
- 市街地の汚水処理施設（集中処理施設）の整備
- 市街地建築物の耐震化・不燃化、道路・橋梁の耐震化
- 妙義山の山並みの眺望、河川沿岸の自然環境・景観の保全

（２）西横野地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

西横野地区は、市域南西部で南の富岡市と境を接する地区であり、ＪＲ信越本線沿線、県道磯部停車場妙義山線沿道の東西に細長い地区です。

碓氷川中流域右岸にあって、碓氷川と柳瀬川の間の低地、柳瀬川南側の河岸段丘など、地域の中では比較的平坦地の多い地区で、全域が都市計画区域であり、東側のＪＲ信越本線磯部駅の近傍から地区西部の松井田駅の間の碓氷川と柳瀬川に挟まれた低地には密度の低い市街地が広がり、近年まで住宅宅地化が進行していました。

地区の交通の骨格は、東西方向の県道磯部停車場妙義山線と県道松井田中宿線であり、東部の磯部地区・磯部駅周辺と西部の松井田地区・松井田妙義インターチェンジ周辺を連絡しています。また、地区西部では、主要地方道松井田下仁田線が、松井田駅及び松井田妙義インターチェンジと南方の富岡市方面との間を南北方向に連絡しています。

地区には，西部の碓氷川右岸にＪＲ信越本線松井田駅がありますが、地区東部の人見地区の最寄駅は東方に近接する磯部駅です。

【人口動向・年齢構成】

平成１２年まで増加傾向にあった地区の人口は、以降次第に減少し、平成２２年国勢調査人口は、５，８９０人です。この地区人口は、安中地区・原市地区に次ぐ市内第３位の規模です。

世帯数は、次第に増加傾向を続け、平均世帯構成人員数は、平成２２年に２．６４人／世帯となっています。

人口増加の時期に団塊の世代の入居・転入が多かったせいか、平成２２年の高齢化率（老年人口比率）は２５．４％と、市内平均より若い年齢構成となっていますが、今後は急速な高齢化が予測されます。

◆西横野地区の人口の推移

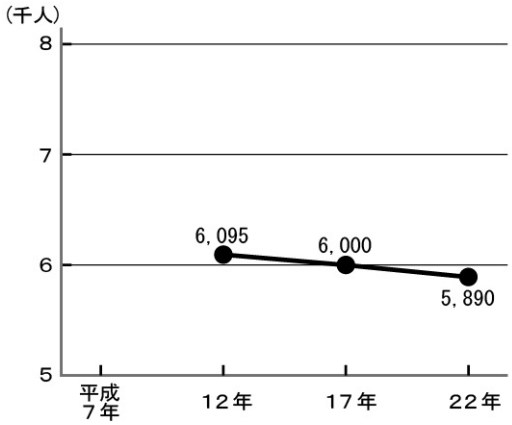

◆西横野地区の人口年齢構成

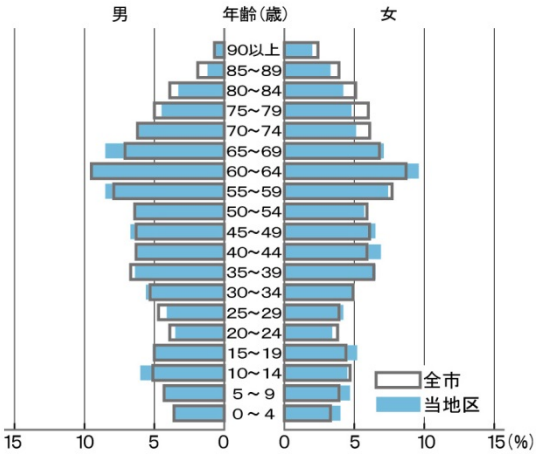

【土地利用の現況・動向】

ＪＲ信越本線北側の県道松井田中宿線沿道には、中小規模の公営住宅団地、戸建て住宅団地と小規模な店舗・作業所が混在する住宅市街地が形成されています。

地区中央部のＪＲ信越本線と柳瀬川に挟まれた県道磯部停車場妙義山線沿道の区域は、小規模な農地が介在する低密度の新市街地です。

地区西部のＪＲ信越本線南側には、磯部地区の磯部駅南側に一団の工場用地と一体の大規模工場用地があります。また、地区西部の県道磯部停車場妙義山線沿道にも工業・流通業務にかかる産業用地があります。

その他の碓氷川沿岸の低地と柳瀬川南側の河岸段丘・丘陵の上部は一団の優良農地と集落地からなる田園集落地です。

【まちづくりに係る住民意向】

西横野地区の住民による地区環境の評価は、買物の利便について、不満が大きくなっています。地区の市街地が広いにも関わらず日常生活を支える商業・サービス施設の立地が少ないためと考えられます。また、住宅市街地が広がっているにも関わらず、子供の安全な遊び場となる公園・広場が少ないことも不満の多い項目です。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、不足している地区の生活幹線道路の整備、通学路などの交通安全性の向上、河川や道路の環境管理、美化、畜産などの農業生産環境、工場などの工業生産環境と隣接していることによる公害の防止・快適化、生活環境の改善にかかる多くの意見がありました。

◆西横野地区住民による地区環境評価

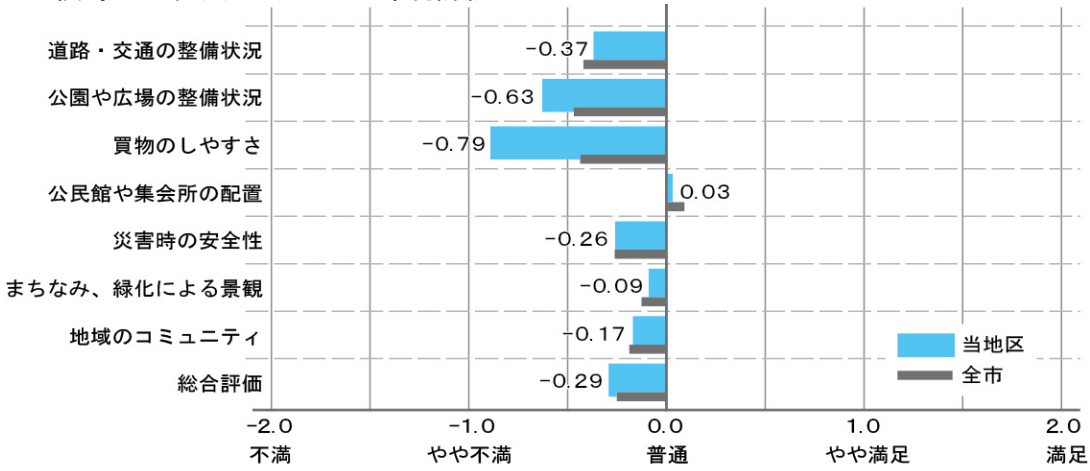

② 地区の主なまちづくりの課題

- 松井田駅及び周辺のアクセス道路・交通広場、公共的駐車場の拡充整備による地域交通拠点としての結節機能の強化、快適化
- 上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ周辺の幹線道路沿道の広域自動車交通の利便性を活かした産業用地の計画的な開発整備の誘導
- 地域の生活を支援する近隣性の商業・サービス施設の計画的配置、立地誘導
- 住宅市街地の生活道路などの基盤施設の系統的な整備
- 通学路となっている道路の歩道整備、交通安全性の向上
- 小規模で老朽化した公営住宅団地の再編統合・建替え
- 市街地の公園・広場の配置整備
- 河川及び沿岸、丘陵斜面の緑地の環境・景観の保全

（３）臼井地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

臼井地区は、碓氷川上流部の河岸段丘上の田園集落地とその後背の山林及び妙義山北側の山林からなる地区です。

碓氷川左岸に隣接して国道１８号、ＪＲ信越本線が並行して通り、また地区西部に信越本線の終着駅となった横川駅があり、古くから関東地方と信越地方を結ぶ交通の要衝です。

地区中央部の碓氷川沿岸、国道１８号沿道の田園集落地と後背山林の一部が都市計画区域ですが、南部の妙義山北側の中木沢流域の山林と北部の群馬県野鳥の森・小根山森林公園周辺の山林は国有林であり、自然公園地域です。

碓氷川左岸の段丘の上には上信越自動車道が通り横川駅の北側に、横川サービスエリアが設けられています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、５年間に１０％を超える急激な減少を続け、平成２２年国勢調査人口は１，５６２人となっています。

世帯数も減少し、平成２２年の平均世帯構成人員数は、２．３８人／世帯となっています。

急激な人口減少に連れて高齢化も進み、人口年齢構成は、老年人口の比率が大きく（平成２２年：３９．２％）、若年人口が極端に少ない社会構造を示しています。

◆臼井地区の人口の推移

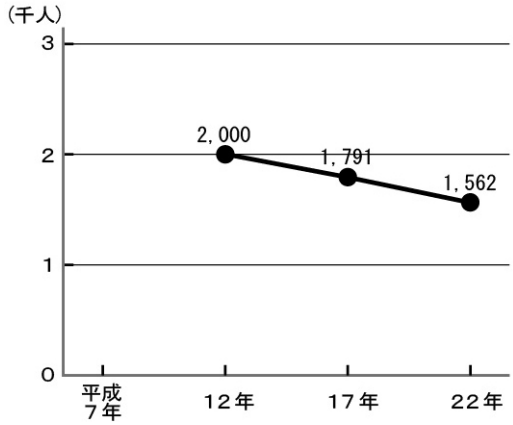

◆臼井地区の人口年齢構成

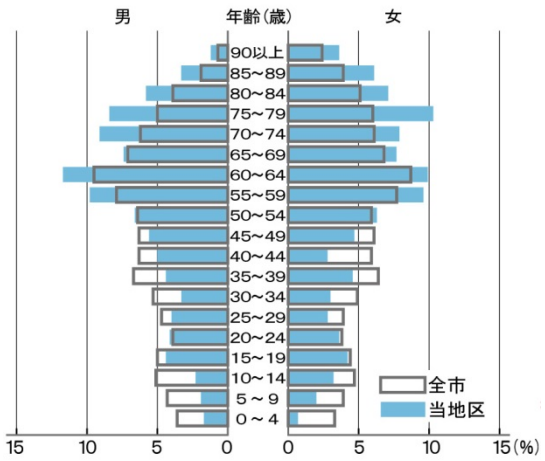

【土地利用の現況・動向】

地区西部のＪＲ横川駅周辺、旧中山道沿道は、碓氷関所跡やアプト式鉄道時代の鉄道文化遺産があり、観光商業施設や地域生活サービス施設が立地している観光商業地です。

国道１８号沿道と碓氷川の河岸段丘の上部は小規模な農地が介在する集落地です。

集落地の後背の山林は、妙義山や霧積山・剣の峰周辺の国有林に連なり、地区北部の山林には「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」があり、南部の中木沢流域の山林は「妙義荒船佐久高原国定公園」の自然公園区域です。

【まちづくりに係る住民意向】

臼井地区の住民による地区環境の評価は、都市的利便性への評価が低く特に買物の便への不満が強いことに合わせて、急斜面の多い地形の特色からか災害時の安全性についても評価が低く、総合的に市内平均を大きく下回る環境評価となっています。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、観光交流を促進するための松井田宿から坂本宿にいたる観光ルート（歩行空間）と妙義山の眺望ポイントの整備、地域生活交通の安全性を確保するための主要生活道路の整備、国道１８号との交差点の改良などの多様な意見が数多く寄せられました。

◆臼井地区住民による地区環境評価

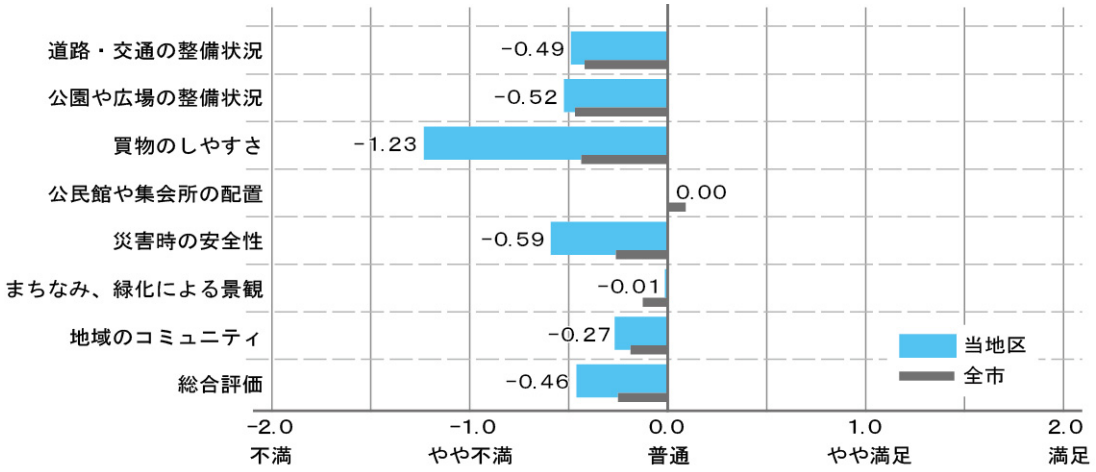

② 地区の主なまちづくりの課題

- 横川駅周辺の地域生活拠点としての商業・サービスなど生活支援機能の維持、拡充
- 横川駅周辺の関所跡、鉄道文化遺産の保全と広域観光交流の資源としての活用
- 横川駅及び周辺の地域の生活交通、広域観光交通の拠点機能を強化する道路、広場、公共的駐車場などの整備
- 国道１８号の広域通過交通と混在する山林地域の生活交通を分担し円滑化する地域生活幹線道路の配置、整備
- 松井田宿から坂本宿に至る観光歩行ルートの整備、沿道環境景観整備
- 妙義山の眺望ポイントへの広場整備
- 耕作放棄地、空き地・空き家などの適正管理、活用
- 群馬県野鳥の森・小根山森林公園や妙義湖周辺の山林自然環境の保全、アクセス機能の拡充などによる自然体験・学習の場としての利用増進
- 横川サービスエリアと周辺の歴史・自然を活かした観光資源との連携
- 大きな高低差などの地形条件に配慮した身近な防災拠点の配置、選定

（４）坂本地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

坂本地区は、市域西部、碓氷川最上流部の霧積川・入山川の流域で、山地稜線・峠を隔てて、西側を長野県軽井沢町、北側を高崎市倉渕地域、南側を下仁田町と接する広大な山地を主とする地区です。

地区東部の碓氷川と霧積川に挟まれた高台の国道１８号沿道には、旧中山道「坂本宿」の集落地があり、その周辺が東側の横川地区に連なる都市計画区域です。

地区は、地区内で分岐する国道１８号と同碓氷バイパスにより、横川・松井田・安中方面及び軽井沢方面と連絡し、地区西南部の西野牧地区には、県道との間に上信越自動車道碓氷軽井沢インターチェンジが設けられています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、長期的に減少を続け、平成２２年国勢調査人口は、８３２人と市内で最も人口の少ない地区となっています。

世帯数も減少を続け、平成２２年には３５２世帯となり、平均世帯構成人員数は、２．３６人／世帯です。

人口年齢構成は、老年人口の比率が平成２２年は４８．６％と半数近くを占め、数少ない生産年齢人口のなかでも団塊の世代の割合が多く、極端に若い世代の少ない社会構造となっています。

◆坂本地区の人口の推移

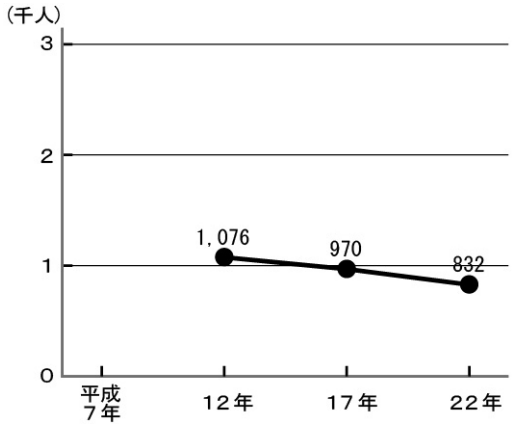

◆坂本地区の人口年齢構成

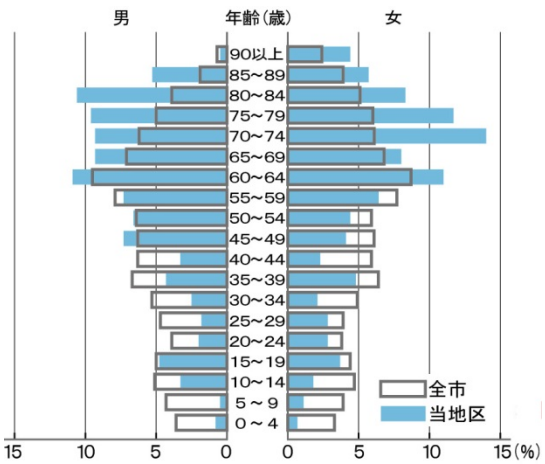

【土地利用の現況・動向】

地区東部の碓氷川と霧積川に挟まれた高台の国道１８号沿道には、旧中山道「坂本宿」の街並みがあり、その後背地は畑地を主とする農地が介在する集落地です。

霧積川沿岸には、横川駅と軽井沢方面に続く碓氷峠鉄道文化遺産が連なり、沿岸山林の一部はゴルフ場として利用されています。

その他の区域は、谷合の小規模な集落地を除き、「上信越高原国立公園」「妙義荒船佐久高原国定公園」の自然公園地域が指定され、国有林を主とする山林の区域です。

霧積川の上流部には霧積温泉があります。

【まちづくりに係る住民意向】

坂本地区の住民による地区環境の評価は、コミュニティや集会所の配置、緑の環境景観に対する評価が若干高い一方、都市的な利便性に対する評価が低く、特に買物の利便性に対する不満が非常に大きいことが特徴です。

また、各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、人口減少と高齢化により失われた地域の活力を補う交流の振興、地域での生活を維持するための最低限の交通手段の確保、荒廃が進む農地・家屋への対策など、切実な課題と取組の方向性に対する意見が寄せられました。

◆坂本地区住民による地区環境評価

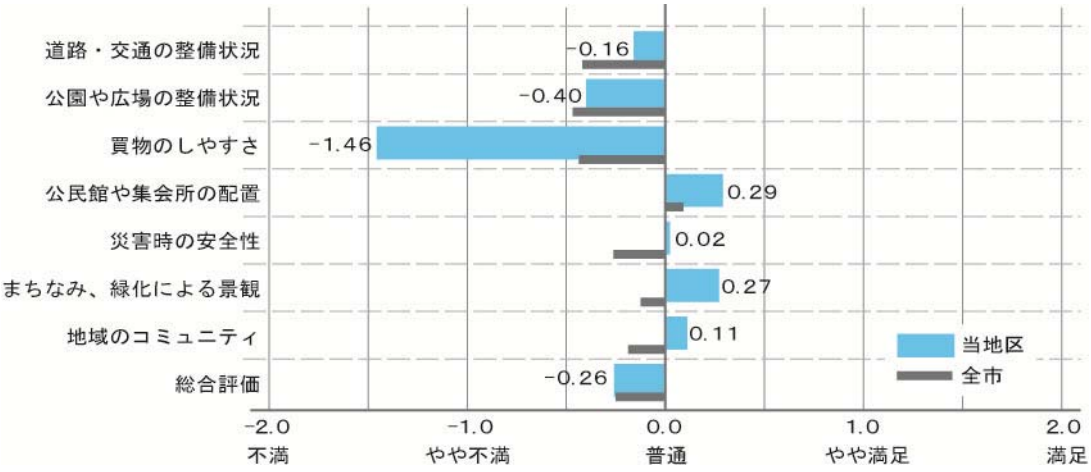

② 地区の主なまちづくりの課題

- 超高齢化した地域社会の生活交通手段、生活支援機能の確保
- 山林・農地の活用による荒廃の防止、適正管理
- 空き地・空き家対策
- 坂本宿の街並みの保全、整序、広域観光交流の資源としての活用
- 碓氷峠鉄道文化遺産を活かして軽井沢方面とも連携する広域観光交流の促進
- 広域観光歩行ルートに沿った休憩・滞在、交流の場の整備
- 旧坂本小学校及び旧松井田西中学校の跡地の活用
- 河川最上流部の山林自然環境の保全、水源のかん養
- 土砂災害を防止する治山・治水対策の推進
- 国道１８号を補完する災害時の避難・救援経路の確保

（５）九十九地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

九十九地区は、九十九川と地区南部で九十九川と合流する増田川の沿岸の田を主とする農地、河岸段丘の斜面・上面に形成された集落地・畑地と、その後背の山林から成る地区です。

地区は九十九川を境に南東側の原市地区と、丘陵を境に南西側の松井田地区と接し、原市地区・安中地区の市街地とは県道長久保郷原線で、松井田地区市街地とは、県道八本松松井田線で連絡しています。

地区の大部分は都市計画区域外にありますが、地区西南部の高梨子地区の松井田城跡を含む山林の区域が松井田地区から連続する都市計画区域となっています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、減少傾向にあり、平成２２年国勢調査人口は１，６５３人となっています。

世帯数も減少し、平成２２年の平均世帯構成人員数は、２．６０人／世帯であり市内平均に比べ大きい状況です。

人口減少に連れて高齢化も進み、平成２２年の老年人口比率は３２．９％であり、市平均に比べ高齢化が進んだ社会構造を示しています。

◆九十九地区の人口の推移

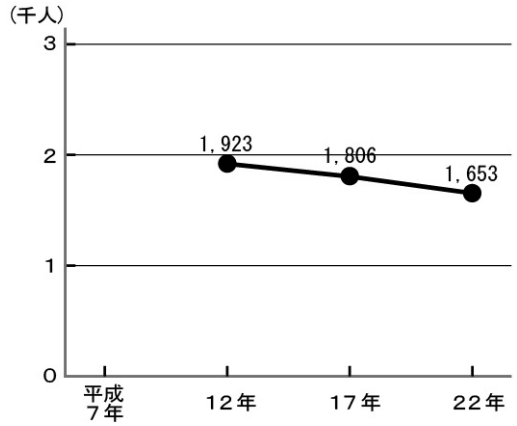

◆九十九地区の人口年齢構成

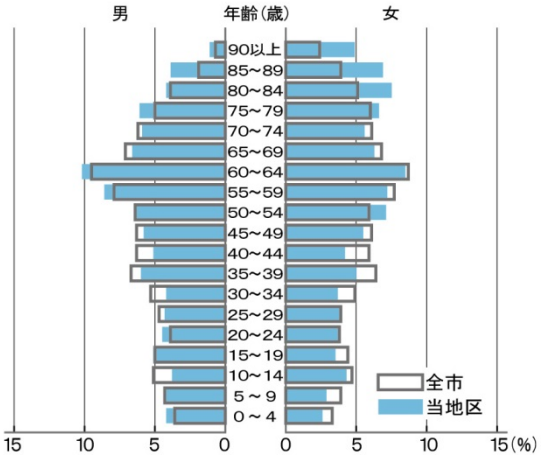

【土地利用の現況・動向】

九十九川沿岸の低地は田を主とする一団の農地であり、その後背の丘陵斜面、丘陵上部の県道長久保郷原線沿道などに小規模な畑地を介在する集落地が形成されています。

地区の北西部及び南西部は山林であり、南西部の松井田地区に連なる山林の中にはゴルフ場があります。

【まちづくりに係る住民意向】

各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、ごみの不法投棄、通学路となっている道路の交通安全などの地域環境の管理にかかる問題点の指摘と、地域の農産品を活かした地域振興、観光交流などの提案の意見が多く寄せられました。

集落地の土地が都市計画区域外であることによる、建築や道路などの基盤施設整備に係る特段の課題は、指摘されていません。

なお、都市計画区域内のアンケート調査については、該当しないため行いませんでした。

② 地区の主なまちづくりの課題

- 河川や丘陵を越えて原市・磯部市街地、松井田市街地と連絡する幹線道路や生活交通手段の拡充整備
- 通学路などの交通安全性の確保
- ごみ不法投棄防止、汚水排水の適正処理などによる河川・山林・農地の環境の管理、汚染・悪化の防止
- 松井田城址周辺の山林自然環境の保全、歴史・自然の体験・学習の場としての活用
- 河川や高低差などの地形条件に配慮した身近な防災拠点の配置、選定と避難・救援経路の確保
- 近郊農業ゾーンとしての地域農産品を活用する地域振興・交流の促進

（６）細野地区

① 地区の概況

【沿革・交通条件】

細野地区は、市域北部で北側を高崎市倉渕地区に接する、増田川、九十九川の上流部の山林を主とする地区であり、全域が都市計画区域外にある地区です。

地区は地区を南北に縦断する主要地方道渋川松井田線により、北側は地蔵峠を越えて高崎市倉渕地区と、南側は新天神山トンネルを通って松井田市街地と連絡しており、原市・磯部方面には県道長久保郷原線により連絡しています。

また、後閑地区・秋間地区とは、西碓氷広域農道が連絡しています。

地区北部の山地には、ＪＲ北陸新幹線のトンネルが東西に通っています。

【人口動向・年齢構成】

地区の人口は、減少傾向にあり、平成２２年国勢調査人口は１，９４１人となっています。

世帯数も次第に減少している傾向にあり、平成２２年の平均世帯構成人員数は、２．６６人／世帯であり市内平均に比べ大きく、大家族の世帯も残る状況です。

人口減少に連れて高齢化が進み、平成２２年の老年人口比率は３３．３％であり、市平均に比べ高齢化が進んだ社会構造を示しています。また、生産年齢人口の中でも団塊の世代の割合が多く、今後、更なる高齢化が急速に進むことが予測されます。

◆細野地区の人口の推移

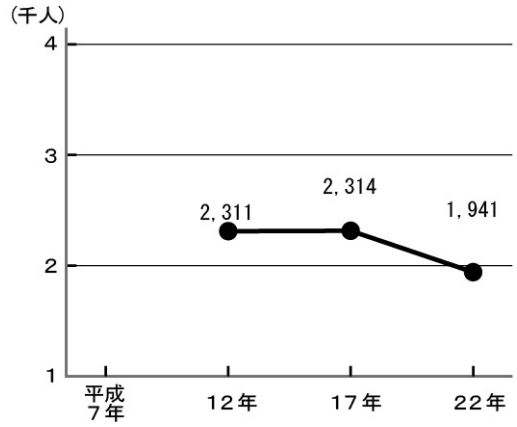

◆細野地区の人口年齢構成

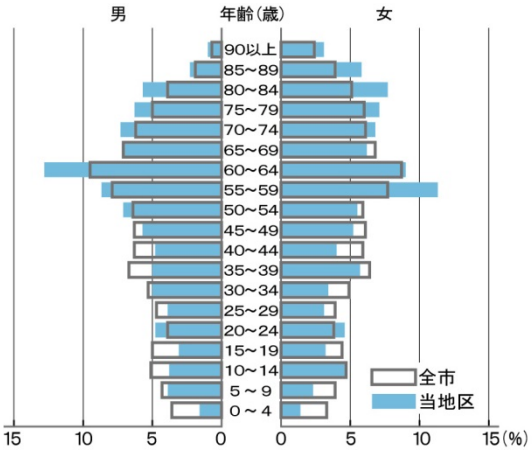

【土地利用の現況・動向】

地区南部の九十九川沿岸、九十九川と増田川に挟まれた丘陵上部及び地区中央部の増田川沿岸では、県道渋川松井田線、長久保郷原線の沿道に小規模な農地が介在する集落地が形成されています。

その他の区域は、群馬・長野県境まで連なる山地の山林であり、地区北部の山林は国有林です。

【まちづくりに係る住民意向】

細野地区の各地区の区長を対象とした地区別ヒアリングでは、松井田市街地と連絡する幹線道路の拡充整備、災害時の交通機能確保、山林・農地の荒廃と有害鳥獣の頻出、ごみの不法投棄防止や用水路・河川の管理・浄化などの地域環境の管理にかかる問題点の指摘と、地域に身近な職場を提供する産業用地の開発整備の提案などの意見が寄せられました。

集落地の土地が都市計画区域外であることによる、建築や道路などの基盤施設整備に係る特段の課題は、指摘されていません。

なお、都市計画区域内のアンケート調査については、該当しないため行いませんでした。

② 地区の主なまちづくりの課題

- 市街地と連絡する幹線道路や生活交通手段の拡充整備
- ごみ不法投棄防止、汚水排水の適正処理などによる河川・山林・農地の環境の管理、汚染・悪化の防止
- 河川最上流部の山林自然環境の保全、水源のかん養
- 細野原団地の統廃合・用途廃止にともなう跡地の活用
- 河川や高低差などの地形条件を乗り越える避難・救援経路の確保
- 土砂災害を防止する治山・治水対策の推進

３．地域別構想「松井田地域」

（１）地域の将来像とまちづくりの方向性

①まちづくりの目標

～　豊かな自然と歴史文化を活かして、穏やかな暮らしを守るまち　～

②まちづくりの基本方針

＜地域生活拠点地区の生活支援機能の維持・拡充＞

地域生活拠点地区である松井田市街地については、高齢社会に対応するまちなか居住のための住宅更新整備と広域観光交流のための街並みの保全・活用とともに、地域生活を支える商業・サービス施設や公共公益施設の機能の維持・更新を図ります。

松井田市街地及び横川駅周辺と周辺集落地を連絡する幹線道路の整備と維持管理、交差点改良を進めるとともに、空き地・空き家の活用などにより公共的駐車場の整備を促進し、周辺地域からの生活交通の利便性を向上します。

＜自然・歴史文化の資源を活かす広域観光交流の促進＞

旧中山道の松井田宿・坂本宿の街並み、横川の碓氷関所跡や碓氷峠鉄道文化遺産、妙義山の山並みの眺望、群馬県野鳥の森・小根山森林公園などの山林自然環境など、地域の恵まれた自然・歴史文化とふれあい、交流することのできる環境を保全・整備し、アクセス道路や駐車場の整備などにより広域観光交流を促進し、交流により地域の活力を維持・増進します。

＜広域高速自動車交通を活かす地域産業振興＞

上信越自動車道松井田妙義インターチェンジによる広域高速自動車交通の利便性を活かして、地域に身近な職場を提供する産業用地の開発整備と企業立地誘導を進めます。

＜生活交通手段の確保＞

高齢化の進んだ地域社会において、買い物や通院などの生活交通の手段として、タクシーの利活用や公共公益施設の送迎バスの活用など、公共的な交通手段の確保と利用システムの確立に努めます。

ＪＲ信越本線各駅の駅周辺の広場、公共的駐車場などの交通結節機能を持つ施設整備を推進し、鉄道利用の利便性・快適性の向上を図ります。

＜山林・農地の荒廃の防止＞

河川最上流部の自然公園区域・国有林の山林自然環境を保全し、水源のかん養を図るとともに、市街地・集落地の後背の山林・農地の自然・農業の学習・体験の場としての活用などにより、その荒廃を防止します。

③ 将来地域構造

≪土地利用構成の大枠≫

市街地エリア

碓氷川中流域沿岸の松井田地区の旧中山道沿道と西横野地区のＪＲ信越本線沿線については、市街地エリアとし、計画的な市街地整備と都市的土地利用の整序・誘導を図ります。

田園集落エリア

碓氷川・柳瀬川・九十九川・増田川の沿岸及び丘陵上部の農地・山林とそれに介在する集落地からなる区域については、田園集落エリアとし、自然環境・農業生産環境との調和を図りつつ、集落地の生活環境の改善整備を進め、コミュニティの活力の維持増進を図ります。

横川駅周辺地区については、周辺の山林自然環境との調和を図りつつ、広域観光交流と地域生活支援に資する商業・サービス機能の維持・更新を図ります。

山林自然環境エリア

市内河川の最上流部の国有林を主とする区域については、上信越高原国立公園地域及び妙義荒船佐久高原国定公園の自然公園地域に連なる山林自然環境エリアとなっており、山林の土地利用・環境の保全を図ります。

≪拠点地区の配置≫

地域生活拠点

松井田地区の旧中山道沿道、ＪＲ信越本線松井田駅・西松井田駅周辺と臼井地区の横川駅周辺については、地域生活拠点と位置づけ、地域内各地区との交通連絡を強化しつつ、公共公益施設や地域の最寄りの商業・サービス施設などの都市機能の集積を維持・更新を図ります。

産業拠点

地域東部の国道１８号沿道の一団の産業用地と、上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ周辺の幹線道路沿道、碓氷川沿岸の一団の産業用地については、地域に身近な職場を提供している産業拠点と位置づけ、幹線道路整備などによる産業生産機能の維持増進を図ります。

広域観光交流ゾーン

松井田地区の歴史的街並みや史跡を有する「松井田宿・松井田城址周辺ゾーン」、関所跡や鉄道文化遺産、歴史的街並みを有する「横川駅周辺・坂本宿ゾーン」、妙義山の山並み景観を有する「妙義山麓ゾーン」については、広域観光交流ゾーンとし、歴史的街並み景観や史跡の保存・整備、観光歩行ルートや広場や眺望ポイントの配置整備、アクセス道路や駐車場整備などにより、広域観光地としての環境を整え、他都市・他地域とも連携した広域観光交流ゾーンの形成を図ります。

（２）地域の整備、開発及び保全の方針

① 土地利用の配置・誘導の方針

◆ 低層住宅地

- 一団の戸建て住宅団地や外縁の田園集落地と接し農地が残存する住宅地については、低層住宅地と位置づけ、周辺環境と調和した緑豊かでゆとりのある良好な住環境を保全します。

◆ 中低層住宅地

- 松井田地区の旧中山道と国道１８号の間の歴史的建造物が残り公共公益施設が集積する住宅地については、計画的に建築される中層の建築物を許容する中低層住宅地と位置づけ、周辺環境と調和した住環境を保全します。
- 地区東部のＪＲ信越本線沿線の住宅地などの中低層の集合住宅、小規模な店舗・作業所が戸建て住宅と併存して一定の建て込みが見られる住宅地については、中低層住宅地と位置づけ、中密度の住宅地の土地利用を誘導します。

◆ 複合市街地

- 地域生活拠点地区内や幹線道路沿道、鉄道沿線において、中小規模の店舗、業務施設、作業所が住宅と併存する既成市街地については、複合市街地と位置づけ、既存の宅地の有効利用・高度利用により、まちなか居住のための集合住宅や生活サービス施設の整備、機能更新を誘導します。

◆ 近隣商業地

- 松井田地区地域生活拠点の旧中山道沿道については、近隣商業地に位置づけ、空き地・空き家の活用などにより店舗の更新、まちなか居住のための都市型住宅への土地利用転換などを促進し、地域の生活拠点としての機能の増進・再生を図ります。

◆ 観光商業地

- ＪＲ信越本線横川駅周辺については、観光商業地と位置づけ、広域観光交流の促進に向けて、交流空間の整備とともに、商業・サービス機能の拡充を進めます。

◆ 沿道サービス業務地

- 国道１８号の南側沿道については、沿道サービス業務地と位置づけ、大量通過交通を対象とした沿道サービス施設と地域生活サービスの一翼を担う商業施設の秩序ある立地と沿道環境・景観の整序を進めます。

◆ 工業・流通業務地

- 地域東部の国道１８号沿道の一団の産業用地と、上信越自動車道松井田妙義インターチェンジ周辺の幹線道路沿道、碓氷川沿岸の一団の産業用地については、工業・流通業務地と位置づけ、周辺の道路交通機能の拡充などにより、既存工業生産機能の増進を図ります。

◆ 田園集落地

- 碓氷川・柳瀬川・九十九川・増田川の沿岸及び丘陵上部の農地・山林とそれに介在する集落地からなる田園集落地については、周辺の山林自然環境との調和を図りつつ、生活道路の整備などによる集落地の生活環境の改善と、山林・農地の管理・活用による荒廃の防止を進め、コミュニティの活力の維持増進を図ります。

◆ 自然活用保全地

- 地区西部の山林自然環境エリアの山林については、上信越高原国立公園・妙義荒船佐久高原国定公園内の山林、国有林・保安林として、自然公園法・森林法により、開発・都市的土地利用を制限し、その土地利用と環境を保全します。
- 田園集落地の後背の丘陵斜面や河岸段丘面に残され、良好な景観を形成している斜面緑地については、地域制緑地の指定などにより、その環境・景観の保全、活用を図ります。
- 広域の林間レクリエーションの場である丘陵上部のゴルフ場や、森林環境・文化の体験学習の場である「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」については、周辺山林を含めた環境の保全を図るとともに、アクセス機能の拡充などにより利用を促進し、レクリエーション機能・学習機能を増進します。

② 市街地整備の方針

＜地域生活拠点・広域観光交流ゾーンを構成する松井田宿の街並み環境整備＞

旧中山道沿道松井田宿の広域観光交流ゾーンに位置づけられた市街地については、景観計画の策定・運用などにより、歴史的街並み景観や遺跡の保全・整備を促進するとともに、空き地・空き家の活用などによる沿道の広場・駐車場の整備や道路空間デザインなどにより、特色ある観光交流空間、便利で安全な商店街環境を形成していきます。

＜系統的な基盤整備による住宅市街地の環境改善＞

道路などの基盤施設の整備が不十分なまま、既に住宅が建て込んでいる市街地縁辺部の住宅地については、主要な生活道路の狭あい区間の拡幅整備などにより、市街地の基盤を整え、居住環境の改善、防災性の向上を図ります。

＜公営住宅団地の集約再編、住戸の移転建替えの推進＞

「安中市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、点在する老朽化した小規模住宅団地の統廃合・用途廃止と、生活利便性の高い市街地への集約再編、住棟・住戸の移転建替えを推進します。

③ 自然・農業環境の保全・活用の方針

＜市街地に介在する身近な自然環境の保全・活用＞

市街地に隣接する身近な自然環境である碓氷川・九十九川の河川敷については、その環境の管理・保全を図るとともに、水に親しむことのできる緑地、広場、歩行空間・自転車通行空間としての活用を促進します。

＜学習・交流の場としての山林・農地の保全、活用＞

「群馬県野鳥の森・小根山森林公園」や、広域観光交流ゾーンである坂本地区の鉄道文化遺産の周辺の山林・農地については、アクセス道路の整備などにより体験学習、広域観光交流の機能の拡充を図り、学習・交流の場として活用することにより、荒廃を防止します。

④ 道路整備の方針

■幹線道路の整備 ----------

＜国道１８号の改良整備＞

国道１８号については、交通の円滑化、渋滞の解消、大量通過交通による地域環境への影響の軽減を図るため、拡幅整備、交差点改良などを促進します。

＜南北方向地域連絡幹線道路の整備＞

「松井田地区」の地域生活拠点市街地と周辺住宅市街地や各地区の集落地を河川や鉄道を越えて連絡する南北方向の県道などの幹線道路については、狭あい区間の拡幅、交差点改良など、道路機能の拡充を促進します。

＜碓氷川右岸市街地東西連絡幹線道路の整備＞

国道１８号への交通負荷を軽減し、地域産業交通の円滑化を図るため、碓氷川右岸を東西に連絡する県道磯部停車場妙義山線、松井田中宿線の整備を促進します。

＜柳瀬川右岸丘陵上部の東西方向産業拠点連絡幹線道路の整備＞

東横野地区の丘陵上部の産業拠点と上信越自動車道松井田妙義インターチェンジを東西に連絡する幹線道路の整備を進め、産業交通の利便性を向上します。

＜旧中山道の地域生活道路、広域観光交流空間としての再整備＞

旧中山道については、広域観光交流のルート・交流空間として、地域の生活を支援する近隣商業空間として、歴史的街並み景観の保全や、歩行空間の快適化、特色あるデザインなどによる再整備を促進するとともに、交通安全性の向上を図ります。

■その他の道路整備 ----------

＜地区幹線道路・主要生活道路の整備＞

各地区の生活交通が集中する主要生活道路については、交通の円滑化、交通安全性の向上に向けて、交差点改良、歩行空間の改修・拡充を進めます。

特に、学校通学路に指定された路線、災害時の避難路・救援路となる路線の改修整備を促進します。

＜拠点地区などの歩行空間の整備＞

地域生活拠点地区の主要な公共公益施設の周辺、広域観光交流ゾーンの観光交流ルートの沿道については、歩道の重点的な整備、段差解消などのバリアフリー化を推進します。

碓氷川・九十九川の沿岸道路や広域観光交流のルートとなる幹線道路については、沿道の環境整備、景観保全と併せて、自転車・歩行者道、自転車専用レーン、自転車専用道路の整備を進め、歩行者・自転車交通のネットワーク化を図ります。

⑤ 公共交通体系整備の方針

＜ＪＲ信越本線各駅の交通結節機能の強化・快適化＞

地域の生活交通の拠点であり、広域観光交流ゾーンの入り口となる駅であるＪＲ信越本線松井田駅、西松井田駅及び横川駅については、駅周辺の交通広場、公共的駐車場などの交通結節機能を持つ施設の整備と駅施設の改修整備、バリアフリー化を促進し、鉄道利用の利便性・快適性を向上し、鉄道利用の増進を図ります。

＜鉄道と円滑に接続するバス路線・運行の検討・設定＞

路線バス・乗合タクシーについては、地域の公共交通の利便性を維持するため、鉄道から離れた地域を循環し、上り下りとも鉄道駅に至る路線など鉄道利用と円滑に接続し運行効率の高い路線・運行形態を検討し、総合的な公共交通体系の拡充を図ります。

＜鉄道・路線バス等圏域外の生活交通手段の確保＞

中山間の集落地などの買い物や通院などの生活交通の手段として、タクシーの利活用や公共公益施設の送迎バスの活用など、公共的な交通手段の確保と利用システムの確立に努めます。

⑥ 公園・緑地の整備の方針

＜スポーツ施設の連携・役割分担を考慮した公園施設の機能更新、長寿命化＞

碓氷川沿岸の五料運動場や西横野多目的広場などの公園・スポーツ施設については、他のスポーツ施設との連携、役割分担と施設の老朽化を考慮しつつ、市民の利用需要に応える効果的な施設機能の更新と長寿命化による効率的な施設維持管理を進めます。

＜地域の歴史文化を保全し良好な景観を形成・活用する緑地の整備＞

松井田城址のある丘陵斜面の山林については、地域の歴史を体験・学習する場としての散策路の整備や地域制緑地の指定を検討し、松井田宿の街並み景観の背景として、環境・景観の保全を図ります。

＜観光交流機能や地域防災機能を併せ持つ公園・緑地・広場の整備＞

松井田宿では、空き地・空き家の活用などにより、観光交流の場となるポケットパーク・広場の整備を促進します。

また、公園・緑地・広場の整備に際しては、災害時の避難などの経路確保が困難な地区や、震災時に延焼危険のある地区などで、避難場所や資機材の備蓄倉庫などの地域防災の機能を有する多目的な施設の整備を推進します。

⑦ 河川及び供給処理施設の整備の方針

＜親水空間としての河川敷の整備・活用＞

市街地に隣接して一定の広がりを有する碓氷川の河川敷については、河川の治水機能との整合を図りつつ、親水性のある公園・緑地・広場の整備・維持管理、沿岸管理用道路の歩行空間・自転車通行空間の機能の拡充整備を進めます。

＜汚水集中処理の計画検討と合併浄化槽設置の促進＞

建築物の建て込み、連担の状況から「汚水処理計画」に汚水の集中処理が合理的とされた市街地の区域については、地区の実情に応じた集中処理の事業手法を検討していきます。また集中処理の実現に長期期間を要する区域や集中処理が合理的でない区域については、合併処理浄化槽の設置を支援し、河川などの水質汚濁を防止します。

⑧ 都市環境の管理・整備の方針

＜市街地の施設内、宅地内の緑化の促進＞

市街地の道路整備や公共公益施設の整備、改修に際して施設内の緑化を推進するとともに、生け垣の奨励に関する補助制度や建築協定などのルールの適用により、宅地内の樹木・樹林の保全や緑化を促進します。

＜環境悪化の要因となる空き地などの適正管理の促進＞

ごみの不法投棄の対象となる恐れの強い空き地や耕作放棄地については、土地利用の規制誘導などにより土地利用の転換・活用と適正管理を促進します。

空き家については、「空き家対策」を検討し、対策措置を講じて、周辺の環境悪化を防止します。

＜合併処理浄化槽の設置の促進による河川環境の汚濁の防止＞

公共下水道などの汚水集中処理の事業区域外については、合併処理浄化槽の設置を支援し、生活雑排水による河川環境の汚濁の防止に努めます。

⑨ 都市景観形成の方針

＜歴史的街並み景観の保全・活用＞

広域観光ルートである旧中山道沿道については、街並み景観の保全・活用を図ります。

＜山並みなどの眺望の確保＞

妙義山などの美しい山並みや河岸段丘斜面の緑地の眺望、景観を保全するため、市街地において建物の高さを制限する「高度地区」の指定や、主要な斜面緑地への「地域制緑地」の指定を検討推進します。

＜幹線道路などの沿道景観の整序＞

良好な街並み景観、幹線道路沿道景観を実現するため、県屋外広告物条例の適切な運用を図り、景観を阻害する屋外広告物を制限します。

⑩ 都市防災の方針

＜市街地建築物の耐震化、不燃化＞

災害時に避難・救援活動の拠点となる公共公益施設などについては、耐震化を推進し、防災機能を確保します。

比較的建築物の密度が高く、出火の危険性の高い施設が多い都市拠点地区の市街地については、防火地域・準防火地域の指定やブロック塀の生け垣化の促進などにより市街地の防災性の向上を図ります。

＜土砂災害を防止する治山・治水対策の推進＞

総合的な治水対策を進めるとともに、河川上流部などの土砂災害の恐れのある斜面についての砂防・治山対策を推進します。

◆「松井田地域」地域整備構想図

～　豊かな自然と歴史文化を活かして、穏やかな暮らしを守るまち　～

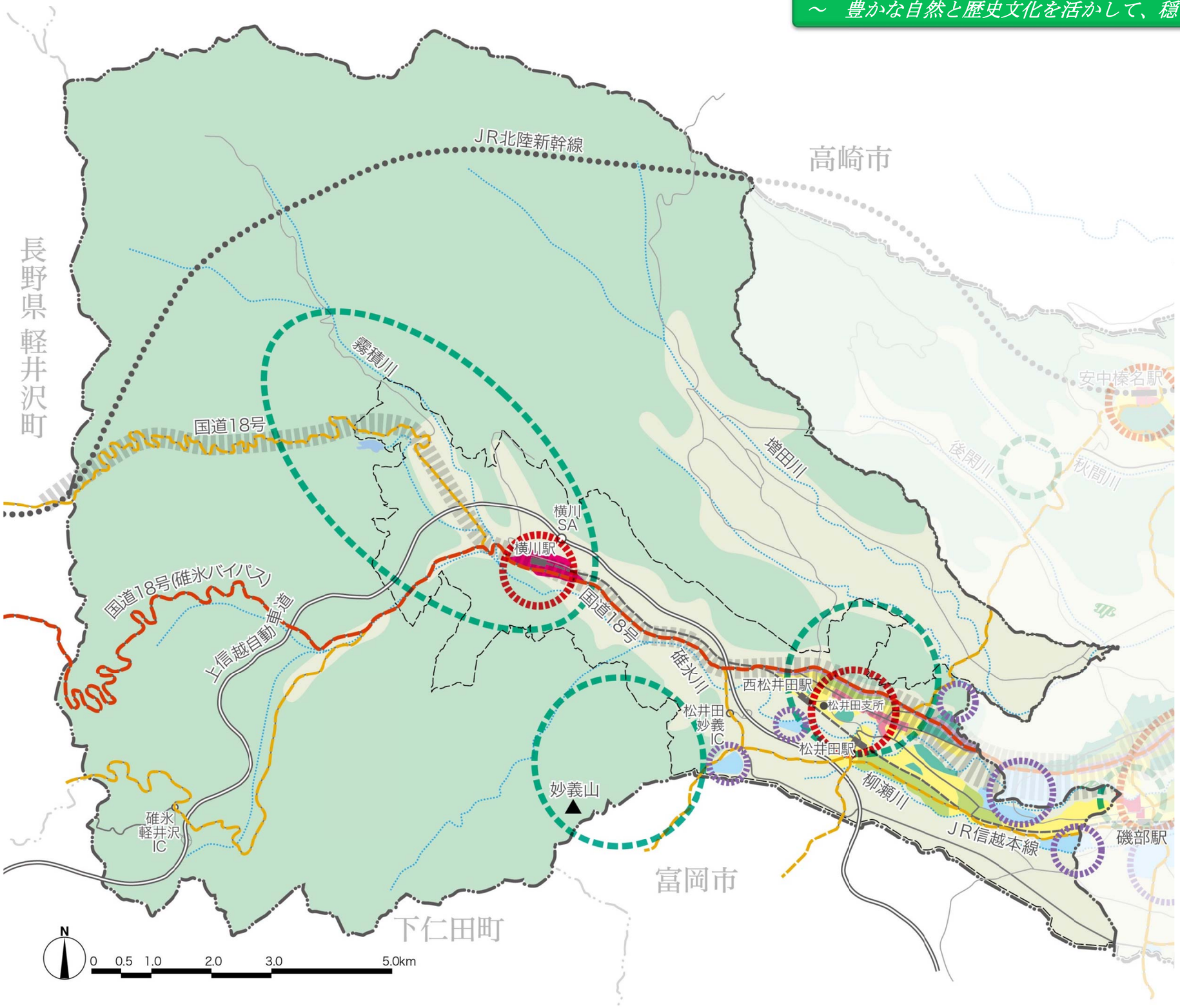

- 低層住宅地
- 中低層住宅地
- 複合市街地
- 拠点商業業務地
- 近隣商業地
- 観光商業地
- 沿道サービス業務地
- 工業・流通業務地
- 田園集落地
- 自然活用保全地
- 大規模公園緑地
- 幹線道路
- 鉄道・駅
- 現行都市計画区域
- 都市軸
- 広域交通軸
- 地域連絡交通軸
- 都市拠点
- 地域生活拠点
- 産業拠点
- 広域観光交流ゾーン

６．実現化の方策

６．実現化の方策

都市計画マスタープランの都市整備構想、地域別構想の実現に向けて、協働によるまちづくりや都市計画の決定・運用の基本的な考え方を整理します。

６－１．市民・事業者・行政の協働によるまちづくり……

都市計画マスタープランに示された都市の将来像は、公共施設・公共空間の整備だけでなく、民有地の土地利用や整備後の環境の維持管理により実現されます。

プランの実現化には、市民や民間企業・各種団体の理解と協力が不可欠であると同時に、行政の事務・事業だけでなく、市民や事業者が主体となり、地域に根差して創意工夫されたまちづくり活動を展開していくことが必要です。

市民・事業者・行政が協働して、プランの実現に向けて、まちづくりを進めていきます。

１．協働のまちづくりにおける役割分担

まちづくりの担い手となる市民、事業者（民間企業・各種団体など）と行政とが協調しつつ役割を分担してまちづくりを進めます。

（１）市民の役割

市民はまちづくりの主役として、自らの生活の場であるまちの安全性、快適性を向上し、豊かで穏やかな暮らしが営まれるまちとして、次世代に継承していく責務があります。

このため、市民には、まちづくりにかかる知識を深め、各種のまちづくり活動に積極的に参加し、相互の理解と協力によって、主体的にまちづくりを進めていくことが求められます。

（２）事業者の役割

本市には多くの工場が立地するとともに、地域の環境に根差した様々な産業活動が展開され、市民に身近な職場を提供し地域の活力を生み出しています。

市内で産業活動を行う企業などの事業者には、地域や都市を現在だけでなく将来にわたる自らの活動の場と捉え、市民・行政と協調してより良い環境を整える責務があります。

このため、事業者は自らの産業活動の維持・増進に努めるとともに、まちづくりのルールの遵守、事業への協力のみならず、まちづくりの計画や手法の提案など、民間企業の視点からの積極的な取組みが求められます。

（３）行政の役割

行政は、主体となって行う都市計画などのまちづくりの事務・事業を、市民の意向や合意形成に基づいて着実に展開するとともに、まちづくりに係る情報を公開・周知し、市民・事業者の参加の仕組みを構築し、市民が主体となるまちづくり活動を支援し、促進します。

また、これからのまちづくりは、都市の施設や環境を建設・整備することにとどまらず、都市環境の維持管理や地域コミュニティの運営などのソフトな施策が重要になっていることから、行政庁内の関連部課の連携により、総合的な施策展開を図ります。

更に、都市の領域を越えた広域的な連携が必要かつ有効なまちづくりの課題に対応するため、県や周辺市町村などとの調整を密にし、総合的かつ広域的な視野からまちづくりを進めます。

２．協働のまちづくりの体制・制度の確立

まちづくりへの市民参加の体制・制度を整えて、協働によるまちづくりを促進します。

（１）まちづくり情報の共有

市民や事業者がまちづくりに参加しやすいよう、多様な媒体・手段により、まちづくりに係る情報を積極的に公開、提供します。

（２）市民のまちづくり活動の支援

市民や事業者が地域環境の管理や地域社会の運営（エリアマネジメント）に自主的に取り組む仕組み等を整え、行政と役割分担して、主体的に活動できるように各種の支援を行います。

（３）参加に係る制度の拡充、運用促進

市民の意向を反映したまちづくりの計画を策定するため、パブリックコメントなどによる広い意見の聴取や策定組織への参画などにより、計画段階からの市民参加を促進します。

「都市計画提案制度」や「地区計画等の案の申出制度」などの住民・地権者による地区レベルの都市計画の提案制度の普及・活用を促進します。

市民に身近な地域の道路や公園・緑地が、親しみやすく使いやすい公共空間となるよう、「道路里親制度」などの市民参加により公共施設の管理、美化を行う制度の確立と適正な運用を図ります。

６－２．都市計画の決定・運用

プランに基づき市民の参画を得て、具体的な都市計画を決定し、計画による適正な規制誘導と事業の実施により、計画的にまちづくりを推進します。

１．土地利用（開発・建築）の規制・誘導

将来都市像の実現に向けて、土地利用方針に沿って、都市計画区域の指定や用途地域などの地域地区、地区計画の決定を行い、それらの区域・地区ごとの土地利用制限により、計画的に開発、建築を規制・誘導します。

（１）都市計画区域

田園集落エリアの一定の建物密度を有する集落地を含む地区は、建築物・敷地の安全性や集落の生活利便性・防災性の向上を図るため、都市計画区域の指定による計画的なまちづくりを検討します。

（２）地域地区

市街地に近接する田園集落エリアでは、田園環境を阻害する恐れのある用途の建築物を制限して、用途地域内へ計画的に立地誘導する「特定用途制限地域」などの制度の適用を検討します。

市街地縁辺部で既に一定の建物密度を有し公共下水道の整備が行われる区域については、「用途地域」の拡大指定などにより、周辺田園環境と調和する土地利用の誘導を図ります。

市街地縁辺部の産業系土地利用の誘導にあっては、「用途地域」の指定、「地区計画」の決定などにより幹線道路沿道の街区整備と周辺環境と調和する産業系土地利用を計画的に誘導します。

拠点地区の幹線道路整備にともなう沿道の街区整備や一団の土地利用更新、歴史的街並み景観の保全・整序の動向・意向のある地区については、地区地権者の合意により計画を立案決定し、運用する「地区計画」の決定を検討します。

市街地近傍の河川河岸段丘の斜面緑地、田園集落地の里山の緑地については、「緑地保全地区」などの地域制緑地の指定を検討し、その環境・景観の保全を図ります。

２．都市計画事業の実施

事業区域を都市計画決定して行う都市計画事業は、決定による都市計画制限の必要性・合理性や他の事業との役割分担を考慮し、整備事業化が確実な事業の区域を決定し、着実に整備を進めます。

（１）幹線道路整備

都市計画道路については、都市の交通機能、空間機能、市街地形成機能を発揮し、都市生活や都市活動が円滑に行われるよう、県道・市道の道路改良事業などと役割分担しつつ、整備を推進します。

また、整備事業の実現性と整備効果を推測し、幹線道路網の段階的整備実施計画を検討策定するとともに、必要に応じて、都市計画道路の計画を見直し、着実に系統的な幹線道路網を形成します。

（２）公園・緑地整備

都市計画公園・緑地については、他のスポーツ施設や緑地と合わせた適正配置を検討し、都市計画決定による事業区域の担保、土地利用制限の必要性が高く事業化が確実な区域を計画決定し、着実な整備を進めるとともに、既存施設の機能更新、長寿命化を推進します。

（３）公共下水道

流域関連公共下水道事業認可区域における整備を推進し、決定されている公共下水道計画区域への事業認可区域の拡大を検討推進するとともに、汚水処理計画において集中処理が合理的であるとされた地域について、公共下水道事業を含めた集中処理の事業手法を検討します。

（４）市街地整備事業

市街地の面的・系統的な基盤整備については、土地区画整理事業、工業団地造成事業などの面的な市街地整備事業の他、沿道型の事業や地区計画をともなう計画開発などの多様な手法を、地域の特性に合わせて検討し、段階的かつ着実に市街地整備を進めます。

６－３．都市計画マスタープランの進行管理 ……

都市計画マスタープランは長期にわたる計画であるため、社会経済情勢の変化を見据えた適切な進行管理により、段階的かつ着実に実現を図ります。

１．プランの周知

市民の参画を得て策定され、市民・事業者・行政のまちづくり活動の指針となる都市計画マスタープランを、広報やインターネットホームページを通じて広く市民に周知し、その実現に向けた理解、協力とまちづくりへの参加を呼びかけます。

また、都市計画の計画決定に関する説明会などにおいては、その都市計画が都市計画マスタープランに基づいて計画され、決定・運用されることを明確にします。

２．段階的実施計画の策定

計画期間が長期にわたるプランの着実な実現を図るため、プランに位置づけられたまちづくりの施策・事業の段階的実施計画として、「立地適正化計画」や「アクションプログラム」などを、市総合計画などの上位計画や県の広域計画との整合を取り、財源の確保を図りつつ策定します。

３．プランの見直し

（１）進行管理

プランの着実な実現をはかるため、短期・中期といった各段階で、プランに位置づけられた施策・事業の進捗状況を確認し、必要に応じて、段階実施計画である「立地適正化計画」や「アクションプログラム」の見直しを行うなど、プランの適切な進行管理を行います。

（２）計画見直し

社会経済情勢、関連法令及び制度の改正、まちづくりの施策・事業の進捗や都市計画基礎調査により確認される都市の実態など、プランの計画条件に大きな変化が生じた場合には、適宜、プランの見直し・改定を行います。

参考資料

参考１：策定経緯

年月日		内 容
平成24年	10月30日	第1回都市計画マスタープラン策定委員会
	11月5日	第1回都市計画マスタープラン策定幹事会
	11月9日 ～12月3日	市内各種団体ヒアリング
	11月21日 ～12月14日	市民アンケート実施
平成25年	2月8日 ～2月20日	庁内関係各課ヒアリング
	6月17日	市長ヒアリング
	6月17日	第2回都市計画マスタープラン策定幹事会
	6月25日	第2回都市計画マスタープラン策定委員会
	10月18日	第3回都市計画マスタープラン策定幹事会
	10月21日	第3回都市計画マスタープラン策定委員会
	10月30日 ～11月22日	地区別ヒアリング
平成26年	1月17日	都市計画審議会諮問
	2月14日	第4回都市計画マスタープラン策定幹事会
	2月17日	第4回都市計画マスタープラン策定委員会 大雪のため開催中止となり、意見照会に変更
	2月24日	都市計画審議会
	6月16日	市長ヒアリング
	11月18日	第5回都市計画マスタープラン策定幹事会
	11月21日	第5回都市計画マスタープラン策定委員会
	11月27日	都市計画審議会
	12月22日 ～1月20日	都市計画マスタープラン策定のための意見募集（パブリックコメント）実施
平成27年	2月13日	第6回都市計画マスタープラン策定幹事会
	2月16日	第6回都市計画マスタープラン策定委員会
	2月19日	都市計画審議会
	未定	都市計画審議会答申

参考２：策定組織名簿 ……

１．安中市都市計画審議会

（敬称略）

NO	役職等	氏 名	所 属 等
1	会長	原 田 寛 明	高崎経済大学地域政策学部教授
2	職務代理者	上 原 邦 彦	一般社団法人群馬建築士会安中支部長
3	委員	渡 邉 明 男	弁護士（市顧問弁護士）
4		武 井 宏	安中市商工会会長
5		石 田 光 永	安中市松井田商工会会長
6		中 島 武 司	安中市農業委員会会長
7		田 島 勳	安中市区長会会長
8		有 阪 寿 子	安中市婦人団体連絡協議会会長
9		金 井 久 男	安中市議会議員
10		川 崎 文 雄	安中市議会議員
11		廣 瀬 晃	安中市議会議員
12		佐 藤 貴 雄	安中市議会議員
13		中 島 徳 造	安中市議会議員
14		信 太 啓 貴	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所所長
15		清 水 昭 芳	群馬県県土整備部安中土木事務所所長
16		小 野 良 之	群馬県健康福祉部安中保健福祉事務所所長

※名簿は策定時のものです

２．安中市都市計画マスタープラン策定委員会

（敬称略）

NO	氏 名	所 属 等
1	原 田 寛 明	高崎経済大学地域政策学部教授
2	中 嶋 政 幸	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課長
3	中 島 聡	群馬県県土整備部都市計画課長
4	野 村 幸 孝	群馬県県土整備部安中土木事務所次長（技）
5	飯 塚 英 之	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室長
6	高 林 一 郎	安中市農業委員会代表
7	市 川 益 也	安中市区長会代表（旧安中）
8	小 坂 上 司	安中市区長会代表（旧松井田）
9	三 澤 利 男	一般社団法人群馬建築士会安中支部代表
10	堀 口 正 孝	安中市商工会代表
11	高 橋 正 章	安中市松井田商工会代表
12	小 林 克 行	安中青年会議所代表
13	有 阪 寿 子	安中市婦人団体連絡協議会代表
14	茂 木 一 義	安中市副市長
15	真 下 幹 夫	安中市総務部長
16	田 中 毅	安中市部長（病院事業推進担当）
17	須 藤 俊 夫	安中市財務部長
18	佐 俣 信 之	安中市市民部長
19	上 原 茂	安中市保健福祉部長
20	竹 内 克 美	安中市産業部長
21	猿 井 晴 一	安中市建設部長
22	小板橋 利 明	安中市上下水道部長
23	土 屋 秀 一	安中市松井田支所長
24	嶋 田 一 弘	安中市議会事務局長
25	田 村 昌 俊	安中市教育部長
26	神 宮 潔	安中市公立碓氷病院事務部長

※名簿は策定時のものです

３．安中市都市計画マスタープラン策定幹事会

（敬称略）

NO	氏 名	所 属 等
1	小 林 知 浩	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所計画課専門官
2	松 井　 紀	群馬県県土整備部都市計画課都市計画係長
3	小 渕 敏 幸	群馬県県土整備部安中土木事務所次長（事）
4	吉 田　 隆	安中市総務部法制課長
5	萩 原　 稔	安中市総務部企画課長
6	田 中 好 孝	安中市財務部財政課長
7	真 下　 明	安中市市民部環境推進課長
8	水 澤 祝 彦	安中市市民部安全安心課長
9	茂 木 雅 俊	安中市保健福祉部福祉課長
10	木 暮 多美子	安中市保健福祉部介護高齢課長
11	浅 川 久 志	安中市産業部農林課長
12	萩 原　 弘	安中市産業部商工観光課長
13	小板橋 孝 治	安中市建設部土木課長
14	角 井 富 夫	安中市建設部建築住宅課長
15	内 田 直 幸	安中市上下水道部上水道工務課長
16	小板橋 幸 弘	安中市上下水道部下水道課長
17	新 井　 潤	安中市松井田支所地域振興課長
18	瀧 川　 広	安中市松井田支所耕地建設課長
19	田 村 武 志	安中市教育部総務課長
20	須 藤　 朗	安中市教育部文化財保護課長
21	竹 田 清 孝	安中市公立碓氷病院事務部総務課長

※名簿は策定時のものです

参考３：諮問書および答申書 ……

１．諮問書

安都発第１７６４号
平成２６年１月１７日

安中市都市計画審議会会長　様

安中市長　岡　田　義　弘

安中市都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを策定いたしたく、下記のとおり諮問いたします。

記

１．諮問事項　　安中市都市計画マスタープランに関する事項について

２．答申書

安都審発第１１号
平成２７年２月２０日

安中市長　茂　木　英　子　様

安中市都市計画審議会
会長　原　田　寛　明

安中市都市計画マスタープランについて（答申）

平成２６年１月１７日付け安都発第１７６４号で諮問のありました安中市都市計画マスタープランについては、本審議会の審議の結果、別添の計画に関して異議ありませんので、ここに答申いたします。

なお、本計画は市民の意向が反映されたものであるため、その実施にあたっては積極的な市民参加を求めるとともに、社会情勢や財政状況等に配慮しつつ、計画の実現に向けて最大限の努力をお願いいたします。

参考４：用語集

あ行

アクセス

ある場所へ行く経路。目的地までの交通手段。

［アクセス道路］

特定の施設や地区へ行く交通経路となる道路。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

オープンスペース

公園・広場などの都市の緑地や市街地のうち、建築物に利用されていない空間（未利用地など）の総称。

ＮＰＯ

民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）のことで、営利を目的とせず、医療、福祉、環境保護、防災復興、地域づくりなどさまざまな分野で公益的な活動をしている。

か行

回遊性

都心空間全体で定流的に回る歩行者の流れ。

管渠

開渠と暗渠の総称。開渠（かいきょ）とは、地上部に造られ、ふたなどされていない状態の水路を指し、農業用水路や排水路などがある。暗渠（あんきょ）とは、地中に埋設された河川や水路のことで、下水道では、原則として暗渠とする。

環境基本条例

環境保全に関する総合的な取り組みを進めるため、環境基本法（平成５年制定）の理念に沿い、地方自治体の環境保全策に関する最も基本的な事項を定めた条例のこと。主な内容は、環境行政の基本理念、方針、施策、環境基本法の策定、住民参加などが規定されることが多い。

緩衝緑地

大気汚染、騒音などの公害防止やコンビナート地帯などの災害防止を図ることを目的として設けた緑地。

居住環境

快適性、安全性などの人が生活する空間を取り囲む環境。生活する上で必要な住宅、道路、公園、上下水道などの整備状況などがある。また、住みごこちや居ごこちなども含まれる。

供給処理施設

水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、ごみ焼却場等の都市活動に不可欠な水、エネルギー源、生活物資等の供給、処理を行う施設。

［合併処理浄化槽］

台所、風呂などから排出される生活雑排水とし尿を合わせて処理できる浄化槽のことで、従来のし尿の単独浄化槽に比べてはるかに水質浄化の効果が高い。

［コミュニティプラント］

集合住宅や団地が単独で汚水を処理するための小規模な合併処理浄化槽。

協働

市民・行政・企業など複数の主体が、それぞれ役割と責任を担い、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みを行うこと。

景観地区

都市計画区域において、景観法６１条により市街地の良好な景観の形成を図るため、良好な都市景観を形成している地区に対し、市が景観地区として定めることができる。対象となる地区については、建築物の形態・意匠や建築物の壁面の位置等の制限が課せられる。

建築協定

一定区域内の関係権利者全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。単なる申し合わせとは異なり、締結するときは市に届出、認可を受けることが必要であり、締結後、協定参加者の土地などを購入し、権利を得た人にも適用される。

公共公益施設

道路、公園、下水道、緑地、河川等の都市の骨格を形成するような施設や、教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設等の住民生活に必要なサービス施設をいう。

高度地区

都市計画法第８条に規定されている「地域地区」の１つ。用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のこと（都市計画法第９条）。

コミュニティ活動

住民がコミュニティの抱える問題を解決し、豊かでうるおいのある地域環境をつくっていこうとするさまざまな共同活動のこと。

さ行

サイン

目印・表示・標識などを言うが、特に、不特定多数の利用者を対象にして公共機関が設置し、日常社会生活のなかで主として行動の指標となる情報を伝えるものとして「公的サイン」がある。

里山

人が働きかけることで持続する二次的な自然で、大自然と都市部の中間にあり、身近な雑木林や植林が挙げられる。

自主防災組織

地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感にもとづいて、自主的に結成する防災組織。一般に、自治会・町内会単位で組織される。

次代

次の時代。次の世代。

指定管理者制度

公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の改正により導入された。

樹林地

当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地。

水源かん養機能

森林の持つ公益的機能のことで３つの機能がある。「洪水緩和機能」と「渇水緩和機能」とは、森林が水の流出量を調整することにより、洪水や渇水を防止・緩和すること。「水質浄化機能」とは、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を一定に調整し、良質化・安定化することを指す。

ストリートファニチャー

道路、主として歩道上に設置される装置。ベンチ、街路灯、くず入れ、標識、プランターボックスなどがあげられる。近年、遊歩道や歩行者専用道路などの歩行者型ネットワークの重要性が取り上げられる機会が多いこともあり、それらのデザインに統一性を持たせるケースが増えている。

生態系

川、海、草原、森林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生育する全ての生物群集を包括した全体。

社寺林

神社や寺の境内に見られる緑地。

た行

タウンモビリティ

ノーマライゼーションの思想に基づき、誰もが安心していつでも、どこへでも出かけることができる「人にやさしいまちづくり」の実現にむけた取り組み。街の中にステーションを設置し、移動器具の貸出しや、ボランティアによる移動の送迎・介助を行う。

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法や協定などによってその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地域地区

地域地区は、都市計画区域内において、規制・誘導によって都市における適正かつ合理的な土地利用を実現しようとするために地域の特性に応じて定められるものであり、用途地域、高度地区、高度利用地区、防火・準防火地域、風致地区などがある。

地域防災計画

災害対策基本法にもとづき、ある一定の地域の災害予防、災害応急対策および事前対策、災害復旧に関する対策をまとめたもの。防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより被害の軽減に努める。

地球温暖化

化石燃料の燃焼、焼き畑耕作による二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスの放出、森林破壊、砂漠化などにより、地球表面の気温が上昇すること。異常高温、豪雨や干ばつ、海面上昇など、自然や生活環境に様々な影響を与えることが指摘されている。

地区計画

地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途・高さ、容積率の制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進めるための計画。地区計画を定めることにより、みどり豊かなまちなみや、生活道路が整った市街地などを段階的に形成することができる。

超高齢社会

６５歳以上の高齢者の占める割合が全人口の２１％を超えた社会。日本が超高齢社会となるのは時間の問題といわれている。

また、６５歳以上の高齢者の占める割合が全人口の７％を超えた社会は「高齢化社会」、１４％を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。

デマンドバス

基本路線の外に迂回ルートを設定し、利用者がいる場合に迂回ルートを走行するなど、デマンド（需要）に応じて弾力的なサービスを行うバスのこと。

道路里親制度

一定区間の道路を里子にみたてて里親を募り、里親となった住民や事業者などの自発的なボランティアが、道路管理者や地元市町村と協力し、道路の散乱したゴミの収集・清掃・草刈りなどの美化活動を行う制度。

特定用途制限地域

非線引き都市計画区域の用途地域が定まれていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村が都市計画に制限すべき特定の建築物の用途の概要を定める地域。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地の使い方や建物の建て方についてのルールなど、まちづくりに必要なことがらについて総合的、一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的にした計画。

都市計画区域

人口、土地利用、交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する必要があると指定した区域のこと。

都市計画公園

都市計画区域内において、都市計画法第１１条の都市施設として都市計画決定された公園。都市計画決定に際しては、現在の土地利用や将来の状況を勘案し、適切な規模及び配置とし、都市活動と良好な都市環境を確保することとされている。

公園の機能に応じた適正な規模により以下のような種別がある。

[街区公園]

１住区（１ｋ㎡程度、人口概ね１万人）につき４公園を、街区内の居住者が容易に利用することができる距離に配置し、相互の間が均等になるよう配置する。

[近隣公園]

１住区につき１公園を設けるものとし、住区の中央に近い場所を設定し、到達時間に極端な格差が生じないように配置する。

[地区公園]

４住区に１公園設けるものとし、住区群のいずれの地点からもできるだけ利用しやすい場所に設定し、利用のかたよりがないよう配置する。

都市計画提案制度

平成１４年における都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定で創設された、住民等の自主的なまちづくりの推進や、民間等による都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくりＮＰＯ等あるいは民間事業者が、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度。

都市計画審議会

都市計画法に基づいて、都市計画に関する事項を調査審議するため設置された付属機関の総称で、都道府県と市町村に置かれる。ここでいう都市計画審議会は、市町村都市計画審議会のこと。

都市計画道路

都市計画区域内において、都市計画法第１１条の都市施設として都市計画決定された道路で、前述の都市計画公園と同様に、都市における交通計画において主要な役割が求められる。都市計画道路の区域内においては、建築物等の規制など、都市計画制限が課せられる。

な行

ネットワーク

拠点同士の相互関係を結んだもの。本マスタープランでは、拠点間を結ぶ、道路や散策路等を示す。

農村公園

農村の生活環境の向上を目指し整備される公園。

農用地

農業振興整備計画において、今後概ね１０年以上にわたり農業上の利用を確保し農業振興を図っていこうとする優良農地。

ノーマライゼーション

障害のある人も障害のない人もともに、あるがままの姿で社会の一員として平等の権利を享受できるようにするという考え方。

は行

パブリックコメント

行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を事前に公表して、市民の幅広い意見や考えを施策に反映させる市民参加の方法のこと。

バリアフリー化

障害者や高齢者の生活において障害（バリア）となっているものを取り除くこと。建物のなかの段差など、障壁をなくすという意味のほか、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除くという意味でも使われる。

非線引き都市

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する（線引き）、区域区分の制度があり、平成 12 年の都市計画法改正により区域区分を定めるか否かは都道府県が地域の実情に応じて主体的に判断することとしている。本市については、区域区分を設けない（非線引き）ことが決定されている。

避難路

避難地又はそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地又は緑道を配置したもの。

Ｂ／Ｃ（ビー・バイ・シー）

ＣＢＲ（コスト・ベネフィット・レイシオ。費用便益比）の略称として用いられているもの。Ｃ（コスト - Cost）は、道路等を造るのにかかる費用のことであり、Ｂ（ベネフィット - Benefit）は、道路等を造ることによって新たに生れる経済効果のこと。

投入された経費に対して、どれだけのプラス効果が見込めるのかを数字で表わしたもの。

風致地区

都市の中での風致を維持するために樹林地や丘陵地、水辺などの良好な自然環境を保持している区域や、史跡、寺社仏閣がある区域、良好な居住環境を維持している区域を都市計画で定めた地区。

保安林

森林の持つ水源のかん養、生態系の保全などの機能の発揮において特に重要な森林区域を、森林以外の目的への土地利用へ転用することを原則禁止し、伐採を制限するなどして森林の機能が失われないように指定している区域。

ポケットパーク

チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用し都市環境の改善を図る。

ほ場

田畑や樹園地など作物を栽培する農地のこと。

ポテンシャル

潜在的な力。可能性としての力。

ボランティア

個人が自発的に、しかも基本的には無償で行う社会奉仕活動と、それに携わる人を指す。自発性・無償制・公共性・先駆性などが共通の特徴とされるが、最近では、非営利的有償サービスへの参加も含まれるようになっている。

ま行

ミニ開発

小規模な戸建て住宅群の開発。ミニ開発された住宅地は行き止まり道路が多い、周辺の土地利用と調和されていないなど問題点が多い。

面的整備

まとまった相当規模の区域で、道路、公園、下水道などの施設整備を、宅地の整備と一体的に行うこと。土地区画整理事業などが含まれる。

モータリゼーション

単に自動車の保有や利用が増大することだけでなく、人やモノの流れそのものを変化させ、さらには住宅や職場の立地、そしてライフスタイルそのものまでも変革させるような一連の変化を含む自動車の急激な普及のこと。

や行

遊休農地（遊休桑園）

農地、採草放牧地、混牧林地にある耕作放棄地、不作付け地などのこと。

［耕作放棄地］

以前耕地であって、過去１年以上作物を栽培せず、今後数年の間に耕作する意思のない土地。

［不作付け地］

以前耕地であって、過去１年以上作物を栽培していないが、数年の間に再び耕作する意思のある土地。

優良農地

農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらずだれもが平等・公平に利用できるようにデザインすること。

用途地域

都市の計画的な土地利用を実現するため、住宅地、商業地、工業地の用途別に定めた地域の総称。１２種類の用途に分類され、それぞれ容積率が決まっている。

ら行

ライフスタイル

生活様式を指す。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含んで用いられる。

ライフライン

電力、ガスなどのエネルギー供給路、水利用のための上下水道、電話などの通信線などのように、人間の血管や神経のように都市に張り巡らされたインフラ網。

リサイクル

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。ものをそのまま再利用するリユースではなく、原料のレベルにまで戻して使えるものを再利用すること。

立地適正化計画

住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法に基づき、市町村が作成することのできる計画のこと。

『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の まちづくりを進めるとともに、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能となる。

[コンパクトシティ・プラス・ネットワーク]

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携のこと。

緑道

自動車交通と分離させて系統別に設けられた歩行者のための道。

緑地

都市地域の樹林地、草地、水辺地、農地等植物のある空間。開放水面やグランドなど全く植物のない空間が、これらと一体となって良好な自然的環境を形成しているものも含む。

緑地協定

都市緑地保全法に基づき、良好な住環境を創るため、関係者全員の合意により区域を設定し、樹木等を保全又は植樹する場所及びその種類や生垣等の設置など緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。

緑地保全地区

都市において良好な自然環境として保全することが必要と認められる緑地。保全のため、建築物の建築が制限される。

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒し、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

レクリエーション施設

ゴルフ場、陸上競技場、テニスコート、キャンプ場等。

レジャー

余暇。また、それを利用して行う娯楽。

安中市都市計画マスタープラン

平成２７年３月発行

発　行　安中市

編　集　建設部都市整備課

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目 23 番 13 号

TEL（027）382-1111　FAX（027）381-7018

URL　http://www.city.annaka.gunma.jp/

安中市都市計画マスタープラン

平成 27 年3月